

電気設備工事特記仕様書

- 1.1 工事概要
 - 1.1.1 工事名 大増中学校校舎トイレ改修工事
 - 1.1.2 工事場所 春日部市上大増新田140番地
 - 1.1.3 工期 契約期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
現場施工期間 現場施工期間は、施設管理者との調整により変更することができる。
- 1.4 工事科目 (○印の付いたものを適用する)

○ 電灯設備	・ テレビ共同受信設備
○ 動力設備	・ テレビ電波障害防除設備
・ 電気設備	・ 監視カメラ設備
・ 雷保護設備	・ 駐車場管制設備
・ 受変電設備	・ 防犯、入退室管理設備
・ 電力貯蔵設備	○ 自動火災報知設備
・ 発電設備	・ 自動閉鎖設備
・ 構内情報通信網設備	・ ガス漏れ火災警報設備
・ 構内交換設備	・ 電話配管設備
・ 情報表示設備	・ 中央監視制御設備
・ 映像、音響設備	・ 医療関係設備
・ 誘導設備(非常放送設備)	・ 昇降機設備
・ 誘導支援、呼出し設備	

- 1.5 指定部分 ○ 無 ・ 有 (工期: 令和 年 月 日)
- 1.6 主任技術者又は監理技術者の専任期間 (建設業法により必要になった場合)
 - 1 専任期間の始期 請負契約締結の日から、(○現場施工に着手するまで(現場事務所を設置、資機材の搬入又は仮設工事が開始されるまで)の期間 ・ 令和 年 月 日までの期間) については、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
 - 2 専任期間の終期 工事後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合は除く。)、事務手続き、後片付けのみが残っている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
 - 3 専任期間の中断 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により発注者からの通知により、工事を全面的に一時中止している場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。

- 1.7 建物概要 建築工事特記仕様書による

- 1.8 工事概要 建築工事特記仕様書による

- 1.9 同時期発注の関連工事 ・ 建築工事 ・ 機械設備工事

2 工事仕様

- 2.1 共通仕様
 - (1) この工事は特記仕様書、図面によるほか、春日部市電気設備工事特別共通仕様書(以下「特別共通仕様書」という。)、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書(電気設備工事情)、公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事情)、公共建築設備工事標準図(電気設備工事情)(以下「標準仕様書等」という。))及び監督員の指示に従い施工する。
なお、市営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書、機材の品質・性能基準を最優先とする。
 - (2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、それぞれの特別共通仕様書及び標準仕様書等を適用する。
 - (3) 法令・基準・仕様書等は、原則として施工時において最新のものを適用する。
- 2.2 特記仕様(特記事項の選択項目は、○印のついたものがなければ※印を適用し、・印のものは適用しない。○印と⊗印の付いた場合は、共に適用する。)

項 目	特 記 事 項
① 機材等	本工事に使用する機材等は、設計図書に規定するもの又はこれと同等のものとする。なお、資材名、製造所名および発注先を記載した報告書を監督員に提出し承諾を受けるものとする。 使用機材等については、アスベスト含有の有無を確認し、アスベストを含む機材等は使用しないこと。 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく特定調達品目に該当する機材を使用する場合は、原則として、その判断の基準、配慮事項を満たすこと。 調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努めるものとする。
② 施工条件	施工時間 ※行政機関の休日に関する法律(第639号)に定める行政機関の休日以外。 上記以外の時間に施工する場合は事前に監督員と協議すること。
③ 工所用電力・水	本工事に必要な電力及び水などの費用は、受注者の負担とする。
④ 工所用仮設物	すべて受注者の負担とし、構内につくることができる。
⑤ 足場・さんばし類	※別契約の関連工事の受注者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事とする。
⑥ 監督員事務所	本工事で ・ 設ける(規模) ※設けない
⑦ 保 険	受注者は工事事務物及び工事材料について工事後発日午後14日まで、これを火災が保障対象になっている組立保険等にかけて、証書の写しを監督員に提出する。 受注者は法定外の労災保険に付し、証書の写し等を監督員に提出する。
⑧ 再使用機材	取外し再使用機材は、清掃及び絶縁抵抗測定等を行い、機能が良好なことを確認した上で取付る。なお、その測定結果表を監督員に提出する。
⑨ 建設リサイクル法の適用	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の適用について ※ 適用する(契約金額による) ・ 適用しない
⑩ 完成図書の納品	完成図の表紙及び背表紙には、工事名、受・発注者名、完成年月を記載すること。また、完成図の中に主要機器一覧表(名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等)を記載すること。 市営住宅の完成図の提出部数は、A3二つ折り2部とする。
⑪ 発生材処理	引渡を要するもの以外は構外に搬出し、適切に処理する。 (構外搬出処理費は、※本工事・別途) (1) 引渡しを要するもの () (2) 買取処分をするもの (銅屑・鉄屑) (3) 再生資源化を図るもの(蛍光管) 蛍光管等は再資源化施設等に搬入し、全てリサイクルするものとする。 (4) 特別管理産業廃棄物 () ※処理に先立ち計画書を提出し、処理後は調書を提出すること。

⑫ 金属電線管の塗装	露出配管は原則として塗装を行う。ただし、機械室、倉庫等の露出配管は塗装を行わない。 また、屋外で溶融亜鉛メッキ電線管を使用する場合は、塗装を行わない。 ただし、見えかかり部の塗装については監督員の指示による。																																											
⑬ 鍵	壁等の鍵は、既存壁及び別途工事の鍵との整合を極力図るものとする。																																											
⑭ 地中電線路	(1) 管路等の敷設に伴う敷き均し土は、標準仕様書のほか下記及び図面特記による。 <table border="1"><thead><tr><th>敷き均し土</th><th>管 種 別</th></tr></thead><tbody><tr><td>良質土</td><td>硬質ビニル電線管 (VE) 耐衝撃性強化ビニル管 (HIVE) 波付硬質合成樹脂管 (FEP) ポリエチレン被覆鋼管 (PLP)</td></tr></tbody></table> (2) 地中電線路には、ケーブル埋設機及び保護シートを設ける。ただし、低圧・弱電回路の保護シートは図面特記による。 (3) 地中電線路の敷設は管路式とし、埋設深さは地表面(舗装する部分では路盤材下面)から配管の上端まで原則、600mmとする。ただし、公道への引込み管路等の埋設深さについては、供給事業者と協議のうえ決定する。 ハンドホール、プルボックス及び主要なアウトレットボックス内の電線・ケーブルには、回路の種類、行先の表示を行う。 湿気が多い場所、水を使用する場所及び屋外は、圧着接続し自己融着テープを巻き付けたうえで絶縁テープ巻きとする。 上記以外の場所においては、屋内配線用電線コネクタによる接続をしてもよい。ただし、接続はボックス内とする。	敷き均し土	管 種 別	良質土	硬質ビニル電線管 (VE) 耐衝撃性強化ビニル管 (HIVE) 波付硬質合成樹脂管 (FEP) ポリエチレン被覆鋼管 (PLP)																																							
敷き均し土	管 種 別																																											
良質土	硬質ビニル電線管 (VE) 耐衝撃性強化ビニル管 (HIVE) 波付硬質合成樹脂管 (FEP) ポリエチレン被覆鋼管 (PLP)																																											
⑮ 回路の種類 行先の表示																																												
⑯ 電線の接続	屋外におけるケーブルの保護管に用いる厚鋼電線管の接続は、防水処置を施したねじなし工法としてもよい。																																											
⑰ 電線管の接続	漏電遮断機で保護されている電路と保護されていない電路のD種接地極が共用していない場合の接地線は、混触防止のため、緑色・緑又は緑・黒帯で区別する。																																											
⑱ 建設発生土の処理	埋戻し後の建設残土は、※監督員が指示する構内の場所に敷きならす。 ・構外搬出適切処理する。																																											
⑳ 再生砂・再生砕石 再生アスコン使用	契約図書中の山砂の類、砂利、砕石及びアスコンに代替し、表層以外において監督員の了解を得た上で、 ・使用できる。 ※使用できない。 再生砂使用に先立ち、1購入あたり1検体の六価クロム溶出試験を行い土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認すること。																																											
㉑ 耐震施工	設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針」(独立行政法人建築研究所監修)による。 なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。 (1) 設計用水平地震力 機器の重量[kgf]に、設計用水平震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合、設計用水平震度は、次による。 <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">設置場所</th><th rowspan="2">機器種別</th><th colspan="2">特定の施設</th><th colspan="2">一般の施設</th></tr><tr><th>重要機器</th><th>一般機器</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">上層階 屋上及び塔屋</td><td>機 器</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td>防護支持の機器</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>1.5</td></tr><tr><td rowspan="2">中間階</td><td>水 槽 類(※1)</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td>機 器</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td rowspan="2">地下・1階</td><td>防護支持の機器</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td>水 槽 類(※1)</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr></tbody></table> 【備 考】(※1) 水槽類には、オイルタンク等を含む。 重要機器 ・配電盤 ・ 発電装置(防災用) ・ 直流電源装置 ・ 交流無停電電源装置 ・ 交換機 ・ 火災報知器受信機 ・ 中央監視装置 ・ 太陽光発電装置 上層階の定義は次による。 2~6階建の場合は最上階、7~9階建の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。 (2) 設計用鉛直地震力 設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。	設置場所	機器種別	特定の施設		一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0	防護支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5	中間階	水 槽 類(※1)	2.0	1.5	1.5	1.0	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6	地下・1階	防護支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0	水 槽 類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6
設置場所	機器種別			特定の施設		一般の施設																																						
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																							
上層階 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0																																							
	防護支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5																																							
中間階	水 槽 類(※1)	2.0	1.5	1.5	1.0																																							
	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6																																							
地下・1階	防護支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0																																							
	水 槽 類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6																																							
㉒ あと施工アンカー	機器・配管等の据付けにおけるあと施工アンカーの使用については、監督員の承諾を受けるものとする。 重量100kgを超える機器の耐震支持については、耐震計算書を添付し、アンカーボルトを選定すること。 施工は、(一社)日本建築あと施工アンカー協会に資格を有するもの、又は十分な技能及び経験を有した者が行うこと。 金属拡張系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、拡張の完了がわかる記録を添付すること。 接着系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、清掃状況、マーキング、カプセル挿入、埋込みの完了が分かる記録を添付すること。 (原則として、接着系アンカーは吊り支持に使用しないものとする。) あと施工アンカーの試験は、アンカーの種類毎に1か所引張試験を実施すること。																																											
㉓ はつり及びあと 施工アンカー打設	既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開け及びあと施工アンカー打設前に、図面に明示する箇所についてX線撮影調査を実施すること。 電動ドリル等の刃が鉄筋、金属配管等に接触した場合には、自動で電動工具の電源を遮断する装置を使用する。 本工事で単独に必要な足場は、下記により設ける。 (1) 内部足場 ※ 脚立足場 (2) 外部足場 ※ A種(枠組足場) ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種 ・ F種 ※足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン」について(厚生労働省令)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の2の(1)手すり据置方式又は(2)手すり先行専用足場方式により行うものとする。																																											
㉔ 改修部分の足場																																												
㉕ 墜落制止用器具 (フルハーネス型)	※使用を要する 墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン による ・使用を要しない																																											

㉖ 施工計画書	※施工に先立ち、次の施工計画書を提出し監督員の承認を受ける ※総合施工計画書(工程・品質・安全・環境配慮・仮設計画等を含む) ※工種別施工計画書 ○電灯設備工事 ○受変電設備工事 ・ 電力貯蔵設備工事 ・ 発電設備工事 ・ 通信、情報設備工事 ・ 中央監視制御設備工事 ・ 医療関係設備工事 ・ 昇降機設備工事 ※その他監督員が必要と認めるもの
27 アスベスト事前調査結果の報告	全ての建築物、工作物において大気汚染防止法及び石綿障害予防規則の事前調査を建築物石綿含有建材調査者により実施し、アスベスト使用有無に関わらず、結果を知事又は市長にて報告する。
㉚ その他	(1) 施工に先立って建築及び関連設備の業者と打合せのうえで施工図を作成し、監督員の承諾を受ける。 (2) 本工事に使用する作品は、事前に製作図を監督員に提出し、承諾後製作する。 (3) 本工事に使用する機器は、事前に性能等を記した機器仕様書を監督員に提出し、承諾後施工する。 (4) 本工事にかかる官公庁への諸手続はすべて受注者が代行し、その費用は受注者の負担とする。 (5) 特記なき電線・ケーブルは、原則としてエコマテリアル電線・ケーブルとし、露出部分に使用する場合は耐紫外線性能を有するものとする。 (6) 改修工事等を実施する場合、施工する前後に工事対象面所の写真撮影を行う。また、既設ケーブル等は施工前後に絶縁抵抗、伝送品質等の測定を行い、試験記録を提出する。 (7) 受注者は、施工にあたって施設運営に支障の無いように締密に打合せを行うこと。 (8) 本工事における停電措置が必要な場合、事前に計画書を電気主任技術者に提出する。また、停電操作・安全処置は受注者が行い、その費用は受注者の負担とする。 (9) 特に騒音振動など周辺に甚大な影響のある工事については、原則として学校では学校運営に支障を与えない期間、その他の施設では施設管理者と打合せして設定すること。 (10) 本工事に先立ち、監督員と打合せの上、住民及び関係自治会等に対して工事説明を実施すること又、工事に先立ち、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。 以上のことを留意し、工程管理、安全管理に万全を期すること。

2.3 工事別一般事項(特記事項選択項目は、○印のついたものを適用する)

項 目	特 記 事 項
① 電灯設備	(1) 配線器具 スイッチ・壁付コンセント(2P15A)は運用形とする。なお、2ロコンセントは複式を使用してもよい。 フラッシュプレートは原則としてステンレス又は新金属を使用する。 ただし、市営住宅における住戸内のフラッシュプレートについては、樹脂プレートを使用することができる。 コンセント器具に具備されている送り配線端子は使用してはならない。 (2) 照明器具 防災用照明器具は、建築基準法による非常用照明器具及び消防法による誘導灯とし、関係法令に適合したものである。 (3) 照度測定 電灯設備工事の際し、新設工事の場合は新設後の、改修工事の場合は改修前と改修後の照度測定をJIS C 7612「照度測定方法」により、学校においては学校環境衛生基準により実施すること。 (4) 分電盤 分電盤の塗装色は、監督員の指定した色とする。 (5) 継柱 天井又は壁埋込みの場合のボックスは、差りしろカバーと仕上り面とが10mm程度以上離れる場合は継柱を使用する。ただし、ボード張りで、ボード裏面と差りしろカバーの間が離れないように施工した場合は、継柱を必要としない。 (6) 位置ボックスの省略 ケーブルころがし配線は、位置ボックスの図面特記がなく、かつ、照明器具に送り配線端子が具備されている場合は、位置ボックスを省略してもよい。
② 動力設備	(1) 動力制御盤及び開閉器箱の塗装色は、監督員の指定した色とする。負荷用送り端子台は1負荷につきU・V・W・Eの4Pを原則とする。 (2) 電動機等各負荷までの接続は、本工事とする。ただし、制御盤以降が別途工事の場合は、当該制御盤の電源側接続までとする。
3 雷保護設備	受雷部突針はLR1とする。
4 受変電設備	高 圧 引 込 引込み口は、設計図に示された位置を電力会社に再確認する。また、ケーブル等の埋設及び、その端末処理は監督員の立会いのうえで施工する。 高圧ケーブル端末部はシースずれ防止対策を施す。 (端末処理 ・ 耐埋用 ・ 一般用) 受 電 電 圧 柱上用高圧気中 負荷開閉器(PAS) 主 進 断 装 置 変圧器設備容量 交流3相3線式 6.6kV 50Hz 定格電圧 7.2kV 定格電流 A 定 格 電 圧 kV 定 格 遮 断 電 流 kA 動 力 用 kVA x 台 電 灯 用 kVA x 台 高 圧 進 相 コ ン デ ン サ kVar x 台 直 列 リ ア ク ト ル ・ 6% ・ 13% kVar x 台
5 構内情報通信網設備	ネットワーク機器を壁内等に収納する場合は、放熱、耐塵等を考慮する。
6 電力貯蔵設備	・ 直流電源装置 ・ 交流無停電電源装置 (概要)
7 発電設備	・ ディーゼル発電装置 ・ ガスエンジン発電装置 ・ ガスタービン発電装置 ・ マイクロガスタービン発電装置 ・ 燃料電池発電装置 ・ 熱供給(コージェネレーション)発電装置 ・ 太陽光発電装置 ・ 風力発電装置 (概要)

8 構内交換設備	局線電話の引込位置は、第一種電気通信事業者と打合せのうえで施工する。
⑨ 自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、拡声設備(非常放送設備)	(1) 所轄する消防署と打合せのうえ、各関係条例等に従い施工する。 (2) 総合室内の接続は端子を使用し、回路名を記入しておくものとする。 (3) ガス漏れ警報設備の動作試験は、原則としてガス納入業者立会いのうえで行うものとする。
10 昇降機設備	特記なき場合は施工は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書(機械設備工事情)による。 なお、市営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書による。

- 2.4 取付高さ 壁付、壁掛型の機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として次のとおりとする。

名 称	測 点	取付高さ(mm)	
		一 般	市 営 住 宅
スイッチ(一般)	床下~中心	1,300	1,200
"(身体障害者用)	"	1,100	1,000
"(人感センサー切換用)	"	2,000	2,000
コンセント、電話用70Vレット、直列コンセント	"	300	400
"(和室)	"	150	200
"(台)	台上~中心	150	500
防水型コンセント	床下~中心	500	500
分電盤、制御盤、開閉器箱	"	(上端1,900以下)1,500	(上端1,900以下)1,500
呼出ボタン(身体障害者用)	"	900	900
復帰ボタン(")	"	1,800	1,800
廊下表示灯(")	"	2,000	2,000
端子盤	"	(上端1,900以下)1,500	2,000

3 その他

- 3.1 他工事との取合区分 発注図又は工事区分表による。
- 3.2 図面上の縮尺 図面上の縮尺は、JIS A1版とした縮尺とする。
- 3.3 疑義 本特記仕様書、特別共通仕様書及び標準仕様書等において疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。
- 3.4 工費用図面 工費用着手時原設計図 縮小製図(A3版 A3以上の設計図はA3に縮小)
※要(部) ・ 不要

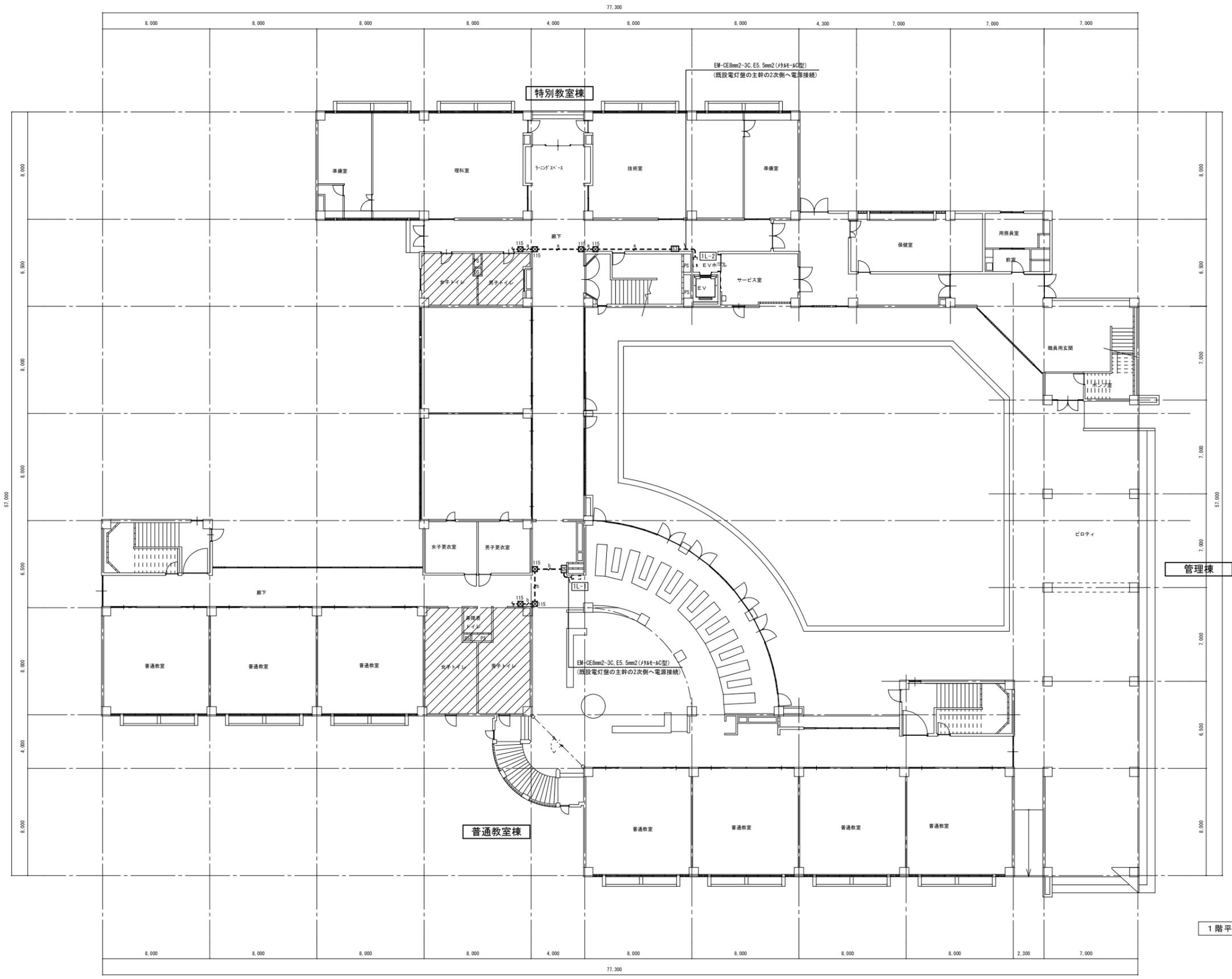
舗装版切断時に発生する濁水の処理に係る特記仕様書
第1条 この特記仕様書は、春日部市電気設備工事特別共通仕様書に定めるもののほか、アスファルト舗装版切断時に発生する濁水(以下「濁水」という。)の処理に関し必要な事項を定めるものである。
第2条 受注者は、回収した濁水を次のとおり処理するものとする。 ・種類及び処理量 汚泥(油分を含む汚泥) m3 ・中間処理施設 市 地 内、(株) ・処理方法 ・ 中間処理後、最終処分場に搬入(処理に焼却又は溶融を含む) ・ 中間処理後、最終処分場又は再資源化(処理に焼却又は溶融を含む)
第3条 受注者は、別の中間処理施設を選定する場合は、事前に監督員と協議するものとする。 受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥(油分を含む汚泥)として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。 2 受注者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならないものとする。 3 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。 4 受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)により管理するものとする。
第4条 受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と第3条第3項及び第4項に基づき締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。 2 受注者は、工事検査時にマニフェスト原本を提示する。
第5条 濁水処理量については、舗装版の切断延長や切断厚が変わった場合を除き、原則として設計変更の対象としないものとする。 2 受注者は、舗装版切断時に濁水を生じない工法を使用する場合においては、事前に監督員と協議するものとする。

昇降機の適切な維持管理に係る特記仕様書
第1条 この特記仕様書は、昇降機設備工事(新設、増設又は更新)において、昇降機を常時適法な状態に維持できるよう必要な事項を定める。なお、この特記仕様書に記載されていない事項は、「昇降機の適切な維持管理に関する指針」による。
第2条 この特記仕様書における用語の定義は、次の各号による。 2 昇降機とは、本工事で施工した昇降機設備をいう。 3 発注者とは、本工事の発注者をいう。 4 受注者とは、本工事の受注者をいう。 5 製造者とは、昇降機の製造者をいう。 6 管理者とは、昇降機の引渡しを受け、施設管理を行う者をいう。 7 保守点検受注者とは、管理者からの委託により、保守・点検業務を受注した者をいう。 第3条 製造者または受注者は、次の各号に掲げる責任を果たすよう努めなければならない。 1 製造者は、製造した昇降機の部品等を、昇降機の引渡しから起算して耐用年数を勘案して適切な期間供給すること。 2 製造者は、適切な維持管理を行うことができるよう、管理者に対して維持管理に必要な情報又は機材を提供又は公開するとともに、問い合わせ等に対応する体制を整備すること。 3 製造者は保守点検受注者からの依頼に対し協力すること。 4 製造者は、製造者に対し、前各号の規定を遵守するよう要請すること。 第4条 この特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

官公庁等打ち合わせ相手	
建築 :	
昇降機 :	
施設管理者 :	
電力会社 :	
電話会社 :	
ケーブルテレビ会社 :	
消防本部 :	

X1 X2 X3 X4 X5 X6 X7 X8 X8' X9' X10 X11 X12

Y9
Y8
Y7
Y6
Y5
Y4
Y3
Y2
Y1



改修項目及び特記事項

- 各既設電灯盤の主幹の2次側へ、各新設開閉器箱の電源は接続とする。
- 実線表示の照明器具はすべて新設とする。

設備機器凡例 (新設)

記号	機器名称	仕様	適用
☐	電灯分電盤		既設流用
☐	動力制御盤		既設流用
■	電灯分電盤	鋼製屋内壁掛型	新設
●	液晶電極	LF3P	新設
●	液晶電極	LF5P	新設
☐	開閉器箱	ELCB2P1E20A×3 屋内用	新設
☐	開閉器箱	ELCB2P1E20A×4 屋内用	新設
⊙	モーター		設備工事
(配管・配線)			
☐	プルボックス	150x150x100 (SS) 塗膜共	新設
☐	プルボックス	200x200x100 (SUS) WP	新設
---	配管配線	露出配線	新設
---	配管配線		既設流用

特記なき配管は下記による。

- EM-IE2.0mm×6. E2.0mm (E31)
- EM-IE2.0mm×8. E2.0mm (E31)

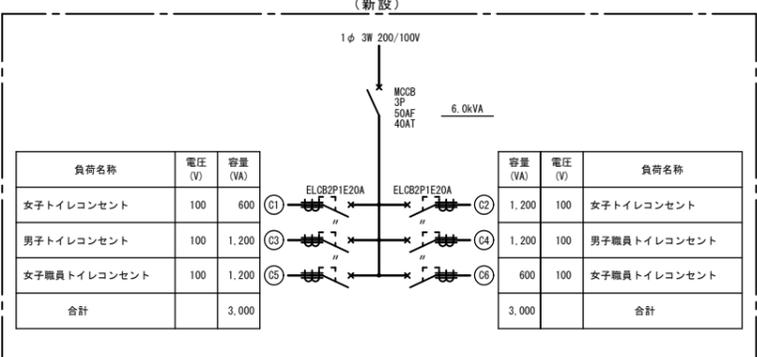
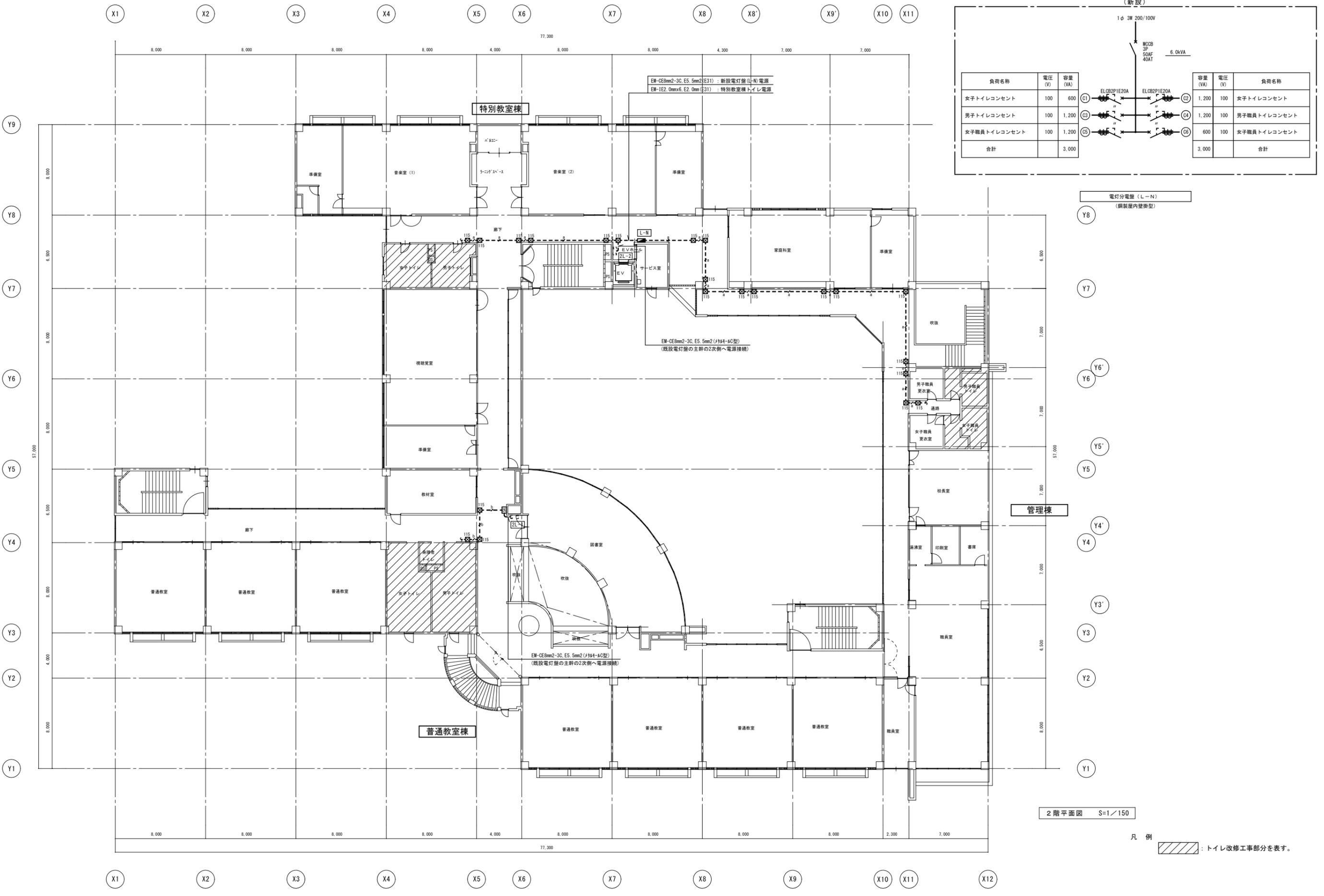
特記なき配管は下記による。
 EM-IE2.0mm×6. E2.0mm (E31)
 EM-IE2.0mm×8. E2.0mm (E31)

Y7
Y6
Y5
Y5'
Y4
Y4'
Y3
Y3'
Y2
Y1

1階平面図 S=1/150

凡例
 : トイレ改修工事部分を表す。

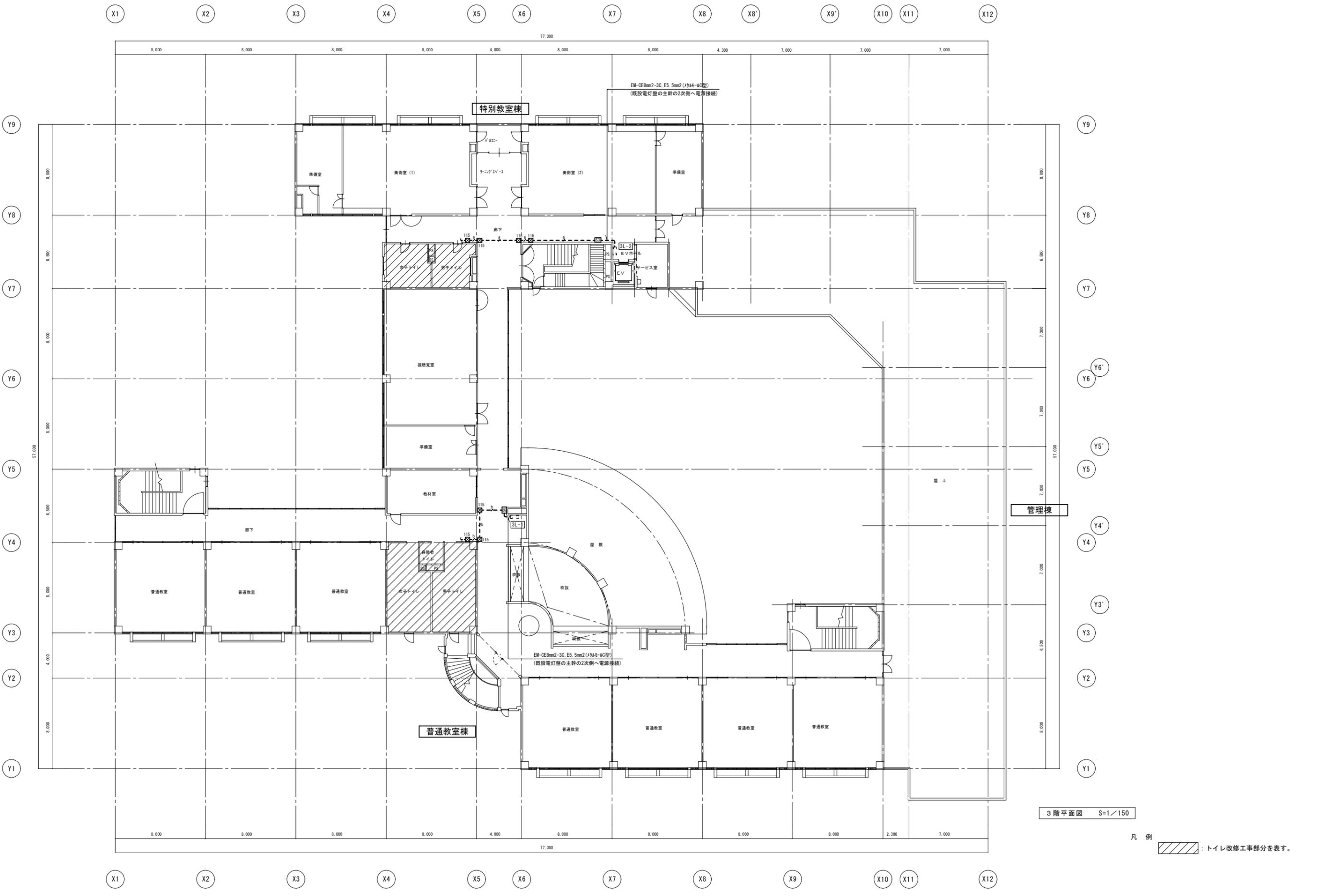
X1 X2 X3 X4 X5 X6 X7 X8 X9 X10 X11 X12

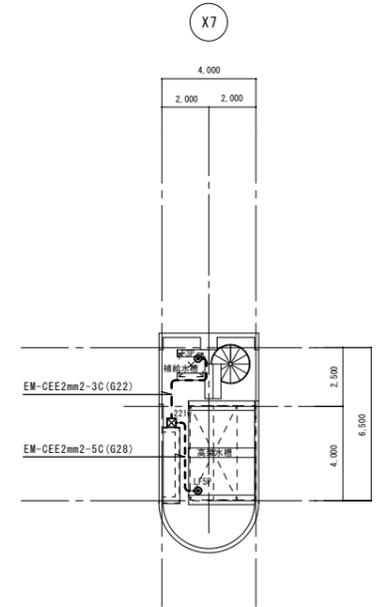
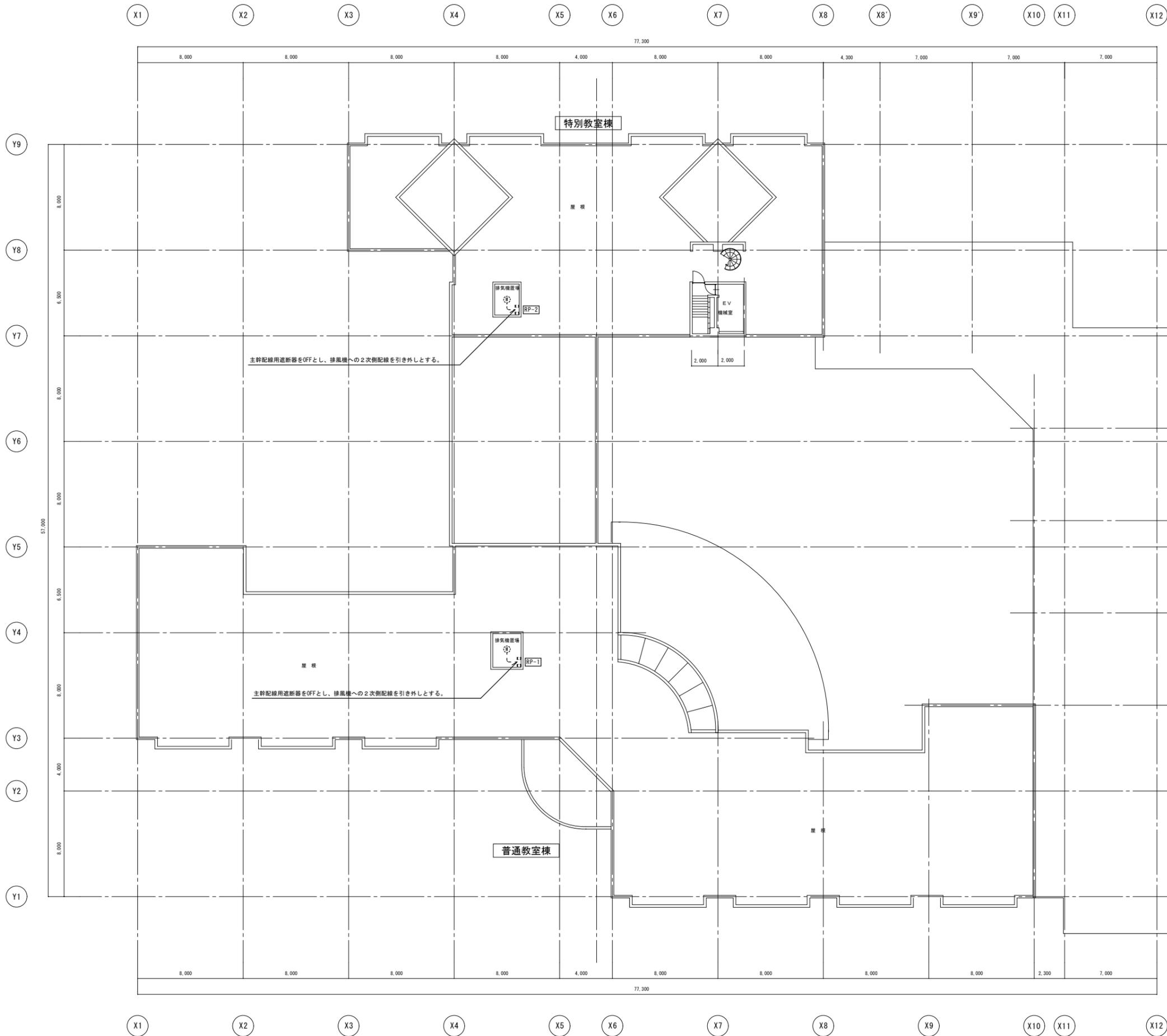


電灯分電盤 (L-N)
(鋼製屋内壁掛型)

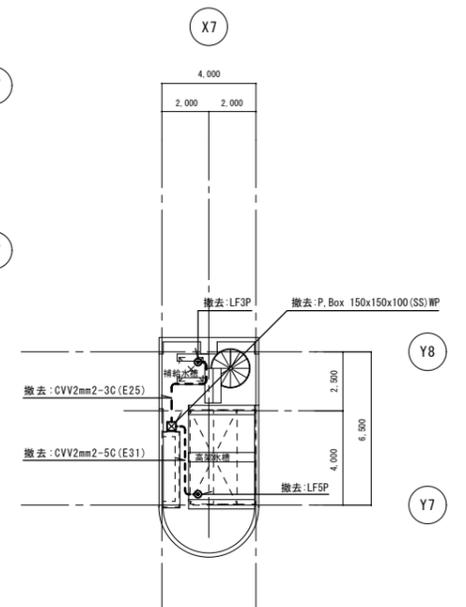
2階平面図 S=1/150

凡例
 : トイレ改修工事部分を表す。





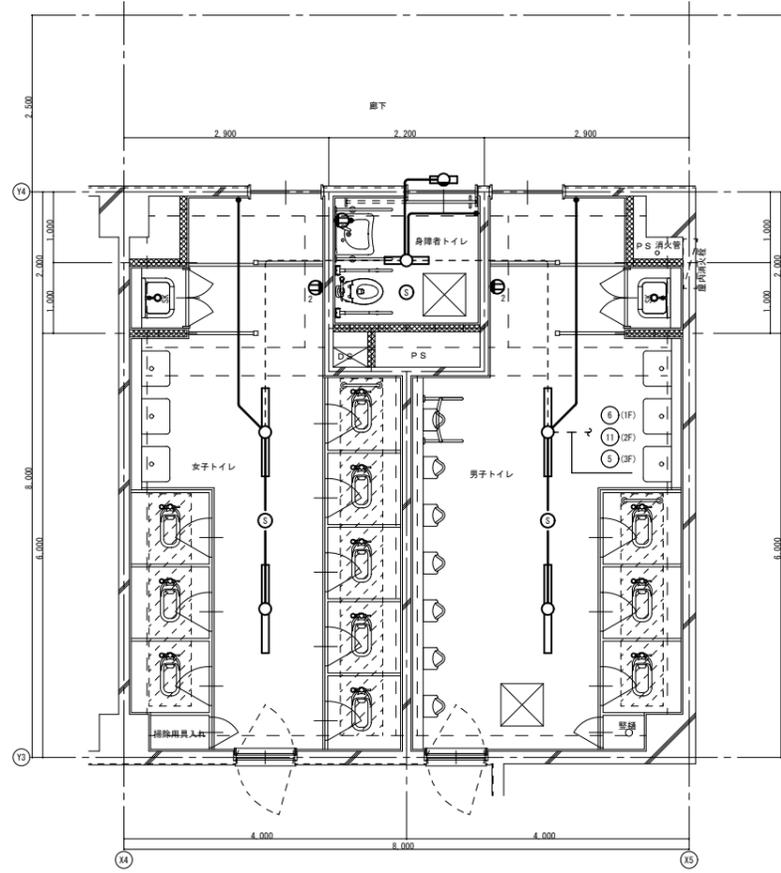
P H R 階平面図 S=1/150
(改修後)



P H R 階平面図 S=1/150
(改修前・撤去図)

R 階平面図 S=1/150

改修前



1～3階平面詳細図(改修前) S=1/50

改修項目及び特記事項

1. 特記なき配線配管は下記による。(撤去配管配線)

- IV1. 6mmx2 (C19)
- IV1. 6mmx4 (C25)

但し、コンクリート内配管は既設維持とする。

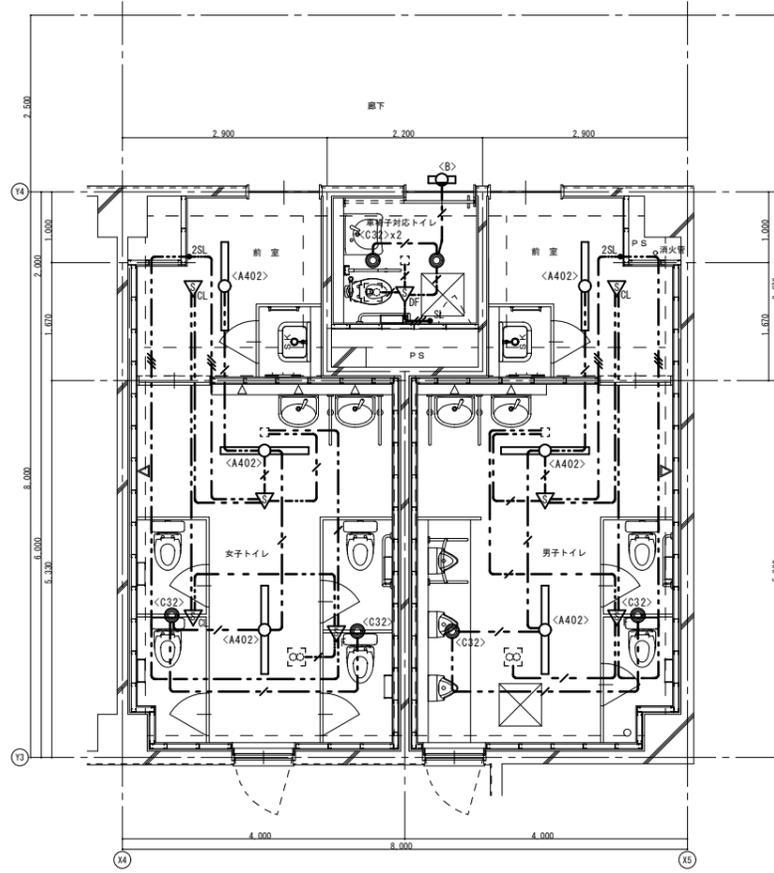
2. 設備機器凡例(撤去)

記号	機器名称	仕様	適用
(電灯コンセント設備)			
	照明器具	FLR40Wx1 逆富士型	撤去
	照明器具	FL20Wx1 逆富士型	撤去
	照明器具	FL10Wx1 表示灯(使用中)	撤去
	埋込スイッチ	1P15Ax1 金属プレート	撤去
	埋込スイッチ+コンセント	1P15Ax1+2P15Ax1 金属プレート	撤去
	埋込コンセント	2P15Ax2 防滴プレート	撤去
(自動火災報知設備)			
	煙感知器	光電式 3種 露出	撤去
(配管・配線)			
	配管配線	隠ぺい配管	撤去
	配管配線		既設流用

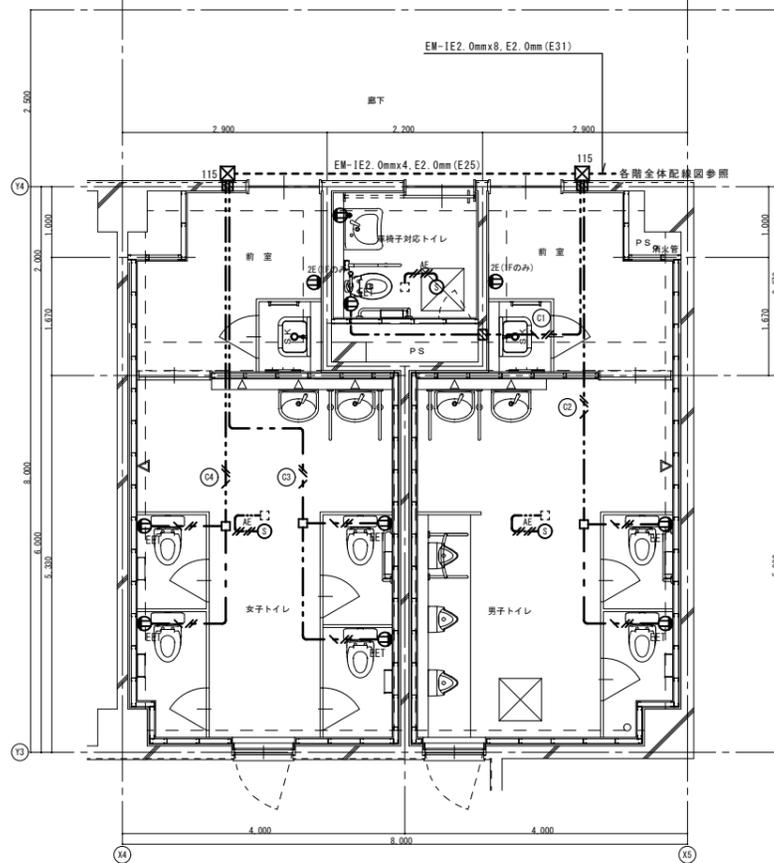
3. 特記事項

- (1) 照明器具及びスイッチ、コンセント類はすべて撤去とする。
- (2) コンクリート埋込配管は残置とする。
- (3) 特記なきコンセント用回路の配管配線は既設維持とする。
- (4) 撤去にあたっては改修図を十分参照のうえ撤去を行うこと。

改修後



1～3階平面詳細図(改修後) S=1/50



1～3階平面詳細図(改修後) S=1/50

改修項目及び特記事項

1. 特記なき配線配管は下記による。(新設配管配線)

- EM-EEF1. 6mm-2C : 電灯コンセント設備
- EM-EEF1. 6mm-3C : 電灯コンセント設備
- EM-EEF1. 6mm-3C(1C=Ear th) : 電灯コンセント設備
- EM-EEF2. 0mm-3C(1C=Ear th) : 電灯コンセント設備
- EM-AE1. 2mm-4C : 自動火災報知設備

但し、壁内立下り部分及び貫通部分は電線管(PF管)にて保護とする。

2. 設備機器凡例(新設)

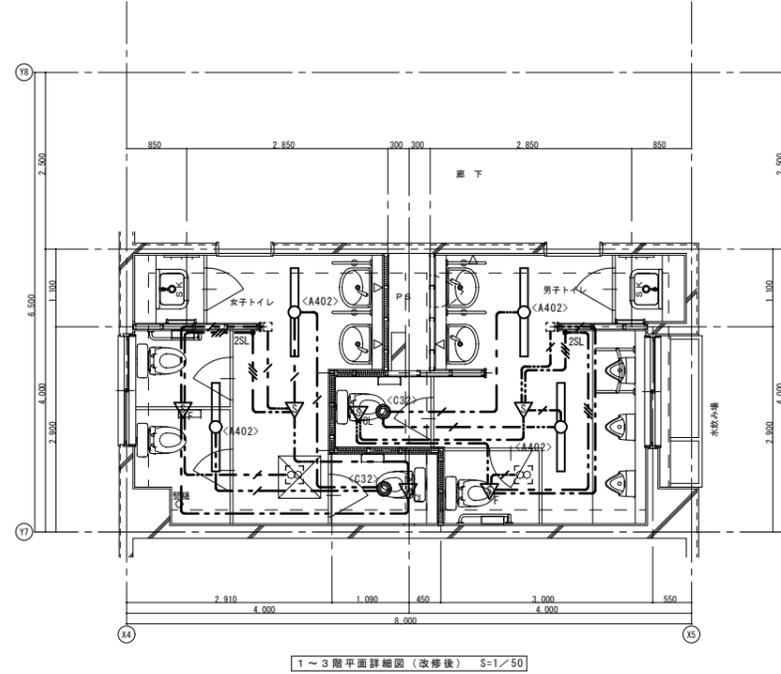
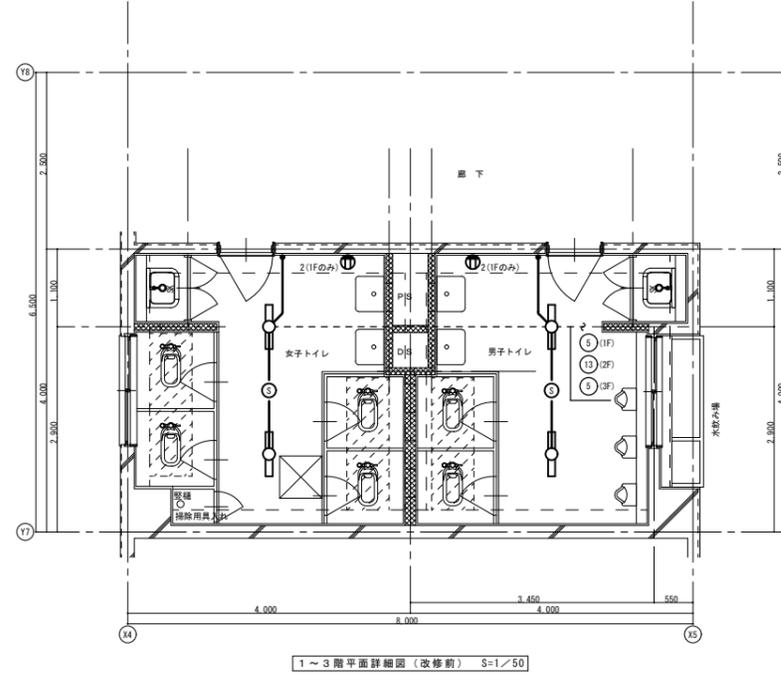
記号	機器名称	仕様	適用
(電灯コンセント設備)			
	人感センサー 親機	AC100V 8A 広範囲検知型	新設
	人感センサー 子機	DC12V	新設
	人感センサー 子機	AC100V 1A 換気扇連動端子付	新設
	人感センサー 親機	AC100V 1A 換気扇消し遅れOFF機能付	新設
	人感センサー操作用スイッチ	1回路用 金属プレート	新設
	人感センサー操作用スイッチ	2回路用 金属プレート	新設
	埋込スイッチ+コンセント	1P15Ax1+接地極付2P15Ax1 金属プレート	新設
	埋込コンセント	接地極付2P15Ax2 防滴プレート	新設
	埋込コンセント	接地極付2P15Ax1. 接地端子付 金属プレート	新設
	天井埋込型換気扇		設備工事
(自動火災報知設備)			
	煙感知器	光電式 3種 露出	新設
(配管・配線)			
	プルボックス	150x150x100(SS) 塗装共	新設
	アウトレットボックス		新設
	アウトレットボックス		既設
	配管配線	立下げ部分のみメタルモールA配管	新設
	配管配線	露出	新設
	配管配線	天井裏ケーブルころがし	新設
	既設RC壁貫通補修	φ75以下	新設
	配管配線		既設

3. 特記事項

- (1) 特記なき照明器具及びスイッチ、コンセント類はすべて新設とする。
- (2) 照明及び換気扇は人感センサーにて点滅制御を行う。
- (3) 各生徒用便所は、暖房便用コンセントを新設とする。
- (4) 人感センサー操作用スイッチの取付高さは、生徒が触れることがない高さ(FL+2,000)に取付とする。
- (5) 各階便所の人感センサーは、廊下側へは干渉しないよう検知範囲を調整とする。

照明器具姿図(新設)

<A402>	LEDベースライト(FLR40Wx2型相当) 温白色		LED表示灯 直付型 片面(表示ハネ:使用中)
(公共施設型番)	LS S 9-4-3 7	(参考型番)	東芝3ヶヶ: LMT-11917M-LS9 同等品
<A322>	LEDベースライト(FHF32Wx2型相当) 温白色		
(公共施設型番)	セキセイ-4-4 8		
 			
<C32>	LEDダウンライト(FHT32W型相当) 温白色		
(公共施設型番)	LRS 1-1 3		
			



改修項目及び特記事項

1. 特記なき配線配管は下記による。(新設配管配線)
- EM-EEF1.6mm-2C : 電灯コンセント設備
 - EM-EEF1.6mm-3C : 電灯コンセント設備
 - EM-EEF1.6mm-3C(1C-Earth) : 電灯コンセント設備
 - EM-EEF2.0mm-3C(1C-Earth) : 電灯コンセント設備
 - EM-AE1.2mm-4C : 自動火災報知設備
- 但し、壁内立下り部分及び貫通部分は電線管(PF管)にて保護とする。

2. 設備機器凡例 (新設)

記号	機器名称	仕様	適用
(電灯コンセント設備)			
▽	人感センサー 親機	AC100V 8A 広範囲検知型	新設
▽	人感センサー 子機	DC12V	新設
▽	人感センサー 子機	AC100V 1A 換気扇連動端子付	新設
●	人感センサー操作スイッチ	2回路用 金属プレート	新設
●	埋込コンセント	接地極付2P15Ax2 防滴プレート	新設
●	埋込コンセント	接地極付2P15Ax1 接地端子付 金属プレート	新設
○	天井埋込型換気扇		設備工事
(自動火災報知設備)			
○	煙感知器	光電式 3種 露出	新設
(配管・配線)			
□	プルボックス	150x150x100(SS) 塗装共	新設
□	アウトレットボックス		新設
□	アウトレットボックス		既設
---	配管配線	立下げ部分のみメタルモールA配管	新設
---	配管配線	露出	新設
---	配管配線	天井裏ケーブルころがし	新設
---	配管配線	既設RC壁貫通補修 φ75以下	新設
---	配管配線		既設

3. 特記事項

- (1) 特記なき照明器具及びスイッチ、コンセント類はすべて新設とする。
- (2) 照明及び換気扇は人感センサーにて点滅制御を行う。
- (3) 各生徒使用所は、暖房便用コンセントを新設とする。
- (4) 人感センサー操作スイッチの取付高さは、生徒が触れることがない高さ(FL+2,000)に取付とする。
- (5) 各階便所の人感センサーは、廊下側へは干渉しないよう検知範囲を調整とする。

改修項目及び特記事項

1. 特記なき配線配管は下記による。(撤去配管配線)
- IV1.6mmx2(C19)
 - IV1.6mmx4(C25)
- 但し、コンクリート内配管は既設維持とする。

2. 設備機器凡例 (撤去)

記号	機器名称	仕様	適用
(電灯コンセント設備)			
□	照明器具	FL20Wx1 逆富士型	撤去
●	埋込スイッチ	1P15Ax1 金属プレート	撤去
●	埋込コンセント	2P15Ax2 防滴プレート	撤去
(自動火災報知設備)			
○	煙感知器	光電式 3種 露出	撤去
(配管・配線)			
---	配管配線	隠ぺい配管	撤去
---	配管配線		既設流用

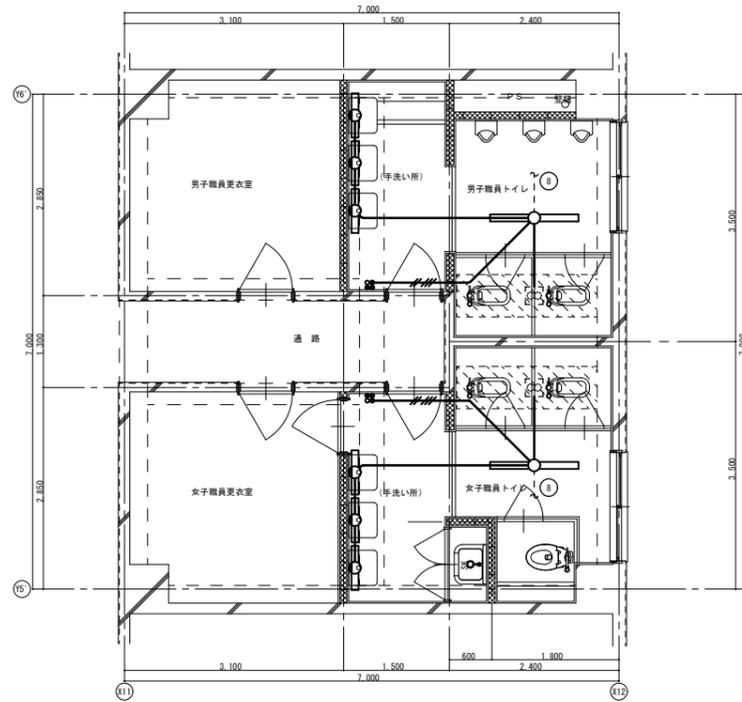
3. 特記事項

- (1) 照明器具及びスイッチ、コンセント類はすべて撤去とする。
- (2) コンクリート埋込配管は残置とする。
- (3) 特記なきコンセント用回路の配管配線は既設維持とする。
- (4) 撤去にあたっては改修図を十分参照のうえ撤去を行うこと。

照明器具要図 (新設)

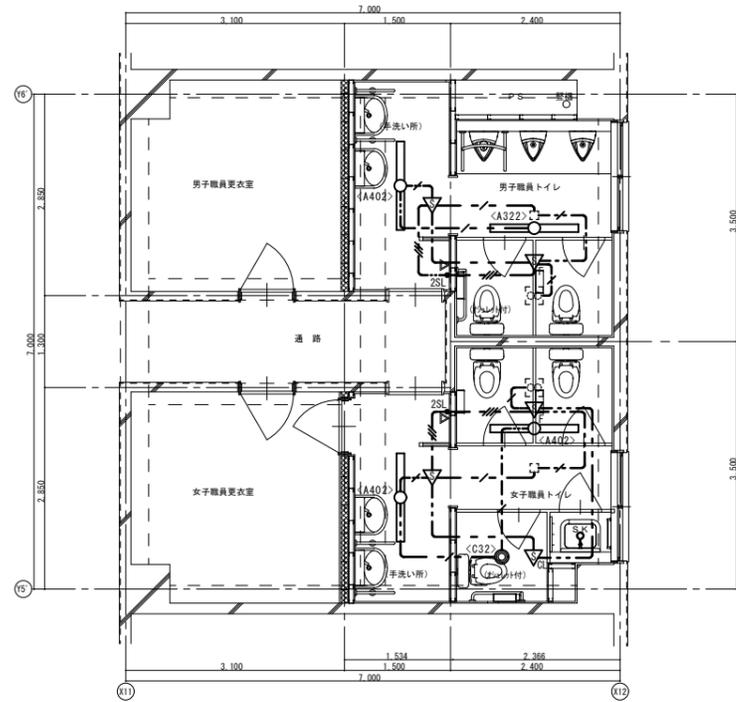
<A402>	LEDベースライト(FLR40Wx2型相当) 温白色	<B162>	LEDベースライト(FHF16Wx2高出力型相当) 温白色
(公共施設型番)	LSS9-4-37	(公共施設型番)	LSS9-2-30
<A322>	LEDベースライト(FHF32Wx2定格出力型相当) 温白色		
(公共施設型番)	LS9-4-48		
<C32>	LEDダウンライト(FHT32W型相当) 温白色		
(公共施設型番)	LRS1-13		

改修前



2階平面詳細図 (改修前) S=1/50

改修後



2階平面詳細図 (改修後) S=1/50

改修項目及び特記事項

1. 特記なき配線配管は下記による。(撤去配管配線)

- IV1.6mmx2 (C19)
- IV1.6mmx4 (C25)

但し、コンクリート内配管は既設維持とする。

2. 設備機器凡例 (撤去)

記号	機器名称	仕様	適用
(電灯コンセント設備)			
○	照明器具	FLR40Wx1 逆富士型	撤去
□	照明器具	FL20Wx1 ウォールライト	撤去
■	埋込スイッチ	1P15Ax3+PLx1 金属プレート	撤去
☼	天井埋込型換気扇	1P15Ax1+PLx1 金属プレート	設備工事
(配管・配線)			
—	配管配線	隠ぺい配管	撤去
- - -	配管配線		既設流用

3. 特記事項

- (1) 照明器具及びスイッチ、コンセント類はすべて撤去とする。
- (2) コンクリート埋込配管は残置とする。
- (3) 特記なきコンセント用回路の配管配線は既設維持とする。
- (4) 撤去にあたっては改修図を十分参照のうえ撤去を行うこと。

改修項目及び特記事項

1. 特記なき配線配管は下記による。(新設配管配線)

- - - EM-EEF1.6mm-2C
- EM-EEF1.6mm-3C
- EM-EEF1.6mm-3C(10-Earth)
- EM-EEF2.0mm-3C(10-Earth)

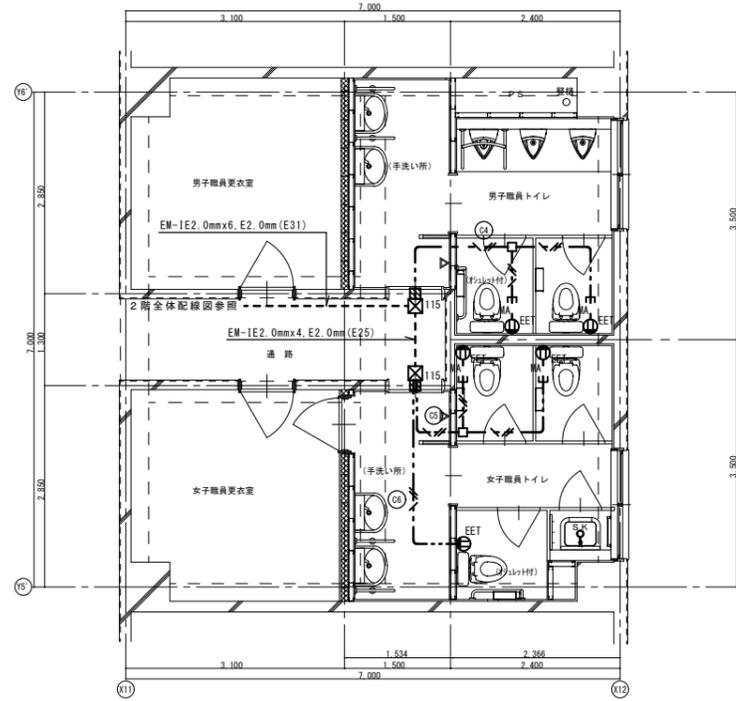
但し、壁内立下げ部分及び貫通部分は電線管(PF管)にて保護とする。

2. 設備機器凡例 (新設)

記号	機器名称	仕様	適用
(電灯コンセント設備)			
▽	人感センサー 線機	AC100V 8A 広範囲検知型	新設
▽ _{CL}	人感センサー 子機	DC12V	新設
▽ ₂	人感センサー 子機	AC100V 1A 換気扇連動端子付	新設
●2SL	人感センサー操作用スイッチ	2回路用 金属プレート	新設
●EET	埋込コンセント	接地端子付 2P15Ax1 接地端子付 金属プレート	新設
☼	天井埋込型換気扇		設備工事
(配管・配線)			
☒115	プルボックス	150x150x100(SS) 塗装共	新設
□	アウトレットボックス		新設
□	アウトレットボックス		既設
—	配管配線	立下げ部分のみメタルモールA配管	新設
- - -	配管配線	露出	新設
—	配管配線	天井裏ケーブルころがし	新設
—	既設RC壁貫通補修	φ75以下	新設
- - -	配管配線		既設

3. 特記事項

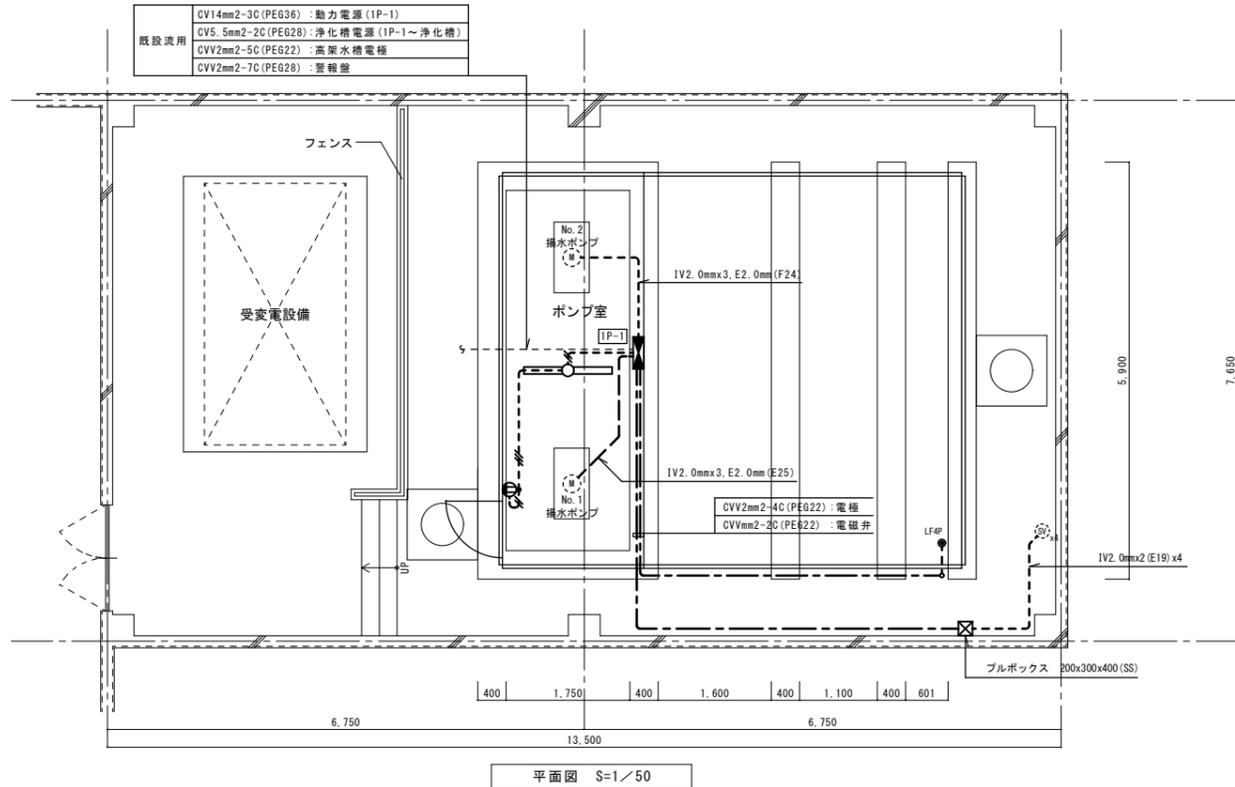
- (1) 特記なき照明器具及びスイッチ、コンセント類はすべて新設とする。
- (2) 照明及び換気扇は人感センサーにて点滅制御を行う。
- (3) 各生徒用便所は、暖房専用コンセントを新設とする。
- (4) 人感センサー操作用スイッチの取付高さは、生徒が触れることがない高さ(FL+2,000)に取付とする。
- (5) 各階便所の人感センサーは、廊下側へは干渉しないよう検知範囲を調整とする。



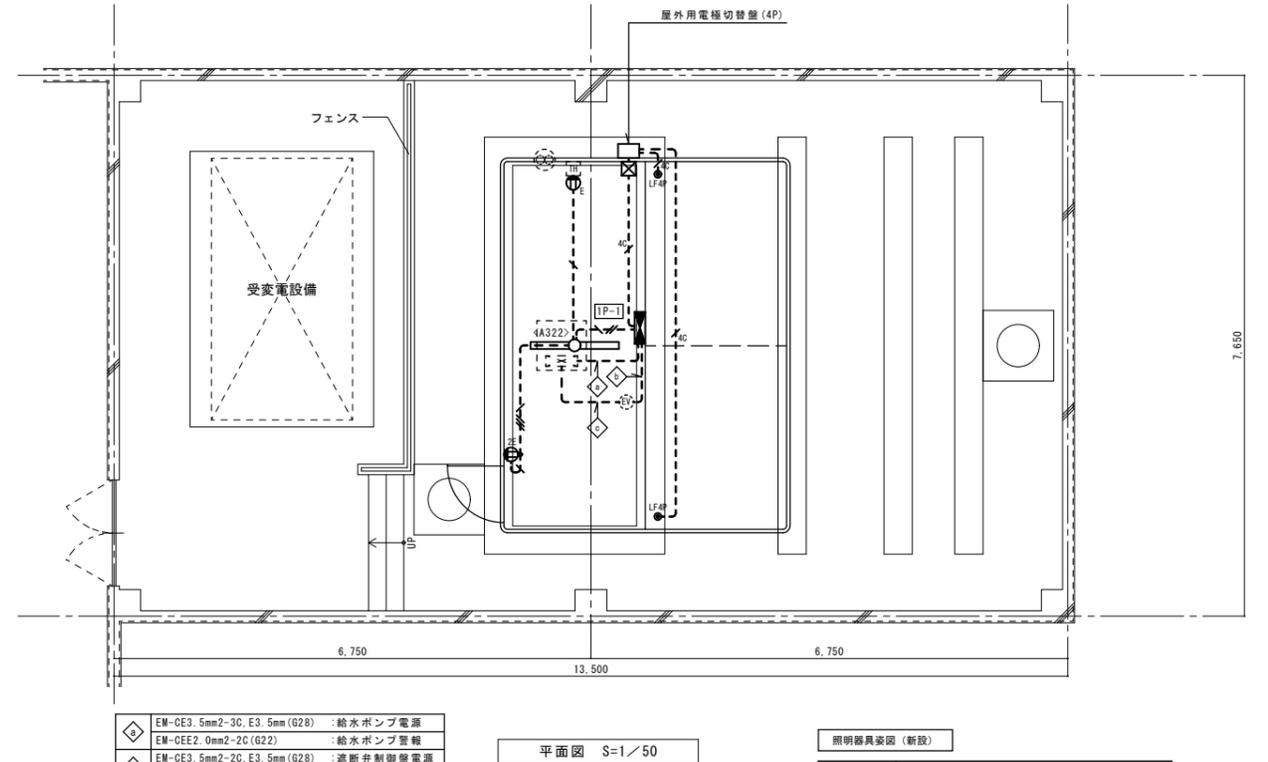
2階平面詳細図 (改修後) S=1/50

照明器具要図 (新設)

<A402>	LEDベースライト (FLR40Wx2型相当) 温白色	<B162>	LEDベースライト (FH16Wx2高出力型相当) 温白色
(公共施設型番)	LSS9-4-37	(公共施設型番)	LSS9-2-30
<A322>	LEDベースライト (FH32Wx2定格出力型相当) 温白色		
(公共施設型番)	LSS9-4-48		
<C32>	LEDダウンライト (FH132W型相当) 温白色		
(公共施設型番)	LRS1-13		



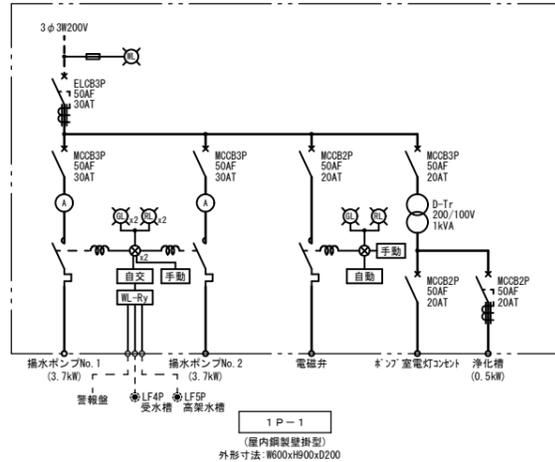
平面図 S=1/50



平面図 S=1/50

既設 (撤去)

設置場所: 受水槽ポンプ室



改修項目及び特記事項

- 特記なき配線配管は下記による。(撤去配管配線)
- IV2.0mm2 (E19)
- IV2.0mm3 (E19)

2. 設備機器凡例 (撤去)

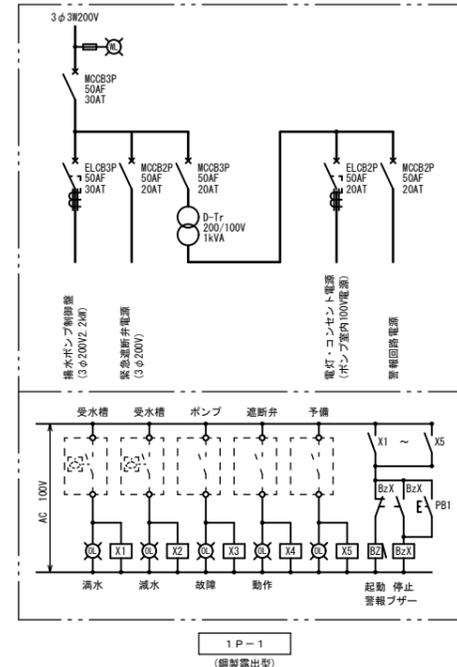
記号	機器名称	仕様	適用
(動力設備)			
■	動力制御盤	IP-1	撤去
●	液面電極	LF 4P	撤去
⊙	ポンプモーター		設備工事
⊕	電磁弁		設備工事
(電灯コンセント設備)			
○	照明器具	FLR40x1 露出型	撤去
●	埋込スイッチ	1P15Ax1 金属プレート	撤去
⊕	埋込コンセント	2P15Ax2 金属プレート	撤去
(配管・配線)			
---	配管配線	露出	撤去
---	配管配線	埋込	撤去
---	配管配線	地中埋設	撤去
---	配管配線	既設流用	

3. 特記事項

- 特記なき配線配管及び機器、器具類はすべて撤去とする。
- 撤去にあたっては改修図を十分参照のうえ撤去を行うこと。

新設

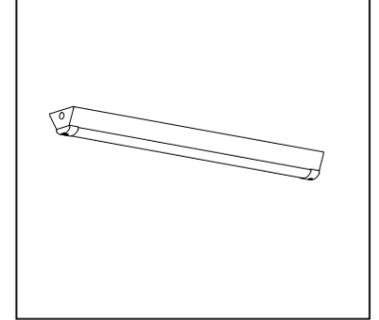
設置場所: 受水槽ポンプ室



1 P-1 (銅製露出型)

照明器具表 (新設)

<A321W>	LEDベースライト (HF32Wx1型相当) 防湿・防雨型
(公共施設型番)	LSS9MP/RP-4-22



改修項目及び特記事項

- 特記なき配線配管は下記による。(新設配管配線)
- EM-IE1.6mm2 (E1.6mm (E19))
- EM-IE2.0mm2 (E2.0mm (E19))
- EM-IE2.0mm3 (E2.0mm (E25))
- EM-CEE2mm2-4C (G28)

2. 設備機器凡例 (新設)

記号	機器名称	仕様	適用
(動力設備)			
■	動力制御盤	IP-1	新設
●	液面電極	LF 4P	新設
⊙	揚水ポンプユニット制御盤	自動交互 2.2kW	設備工事
⊕	緊急遮断弁		設備工事
(電灯コンセント設備)			
○	LED照明器具	HF32Wx1相当 防湿・防雨型	新設
●	埋込スイッチ	1P15Ax1 金属プレート	新設
⊕	埋込コンセント	接地極付2P15Ax1 金属プレート	新設
⊕	埋込コンセント	接地極付2P15Ax2 金属プレート	新設
⊕	換気扇		設備工事
⊕	温度スイッチ		設備工事
(配管・配線)			
---	プルボックス	200x200x100 (SUS) WP	新設
---	配管配線	露出	新設

3. 特記事項

- 特記なき配線配管及び機器、器具類はすべて新設とする。
- 1 P-1への床面より既設立上り配管は既設流量とする。

機械設備工事特記仕様書

I 工事概要

1	工事名称	大増中学校校舎トイレ改修工事
2	工事場所	春日部市上大増新田140番地
3	工期	契約工期
現場施工期間		令和 年 月 日 から 令和 年 月 日
現場施工期間		現場施工期間は、施設管理者との調整により変更することがある。

建物概要					
建物名称	構造	階数	延面積 (㎡)	消防法施行令別表第一	備考
① 普通教室棟	RC造	2			
② 特別教室棟	RC造	3			
③ 管理棟	RC造	3			
④					
⑤					

5 工事種目（●印を付いたものを適用する。）

建物別及び屋外	工事種目					屋外
	①	②	③	④	⑤	
○ 空気調和設備						
● 換気設備	一 式	一 式	一 式			
○ 排煙設備						
○ 自動制御設備						
● 衛生器具設備	一 式	一 式	一 式			
● 給水設備	一 式	一 式	一 式			
● 排水設備	一 式	一 式	一 式			
○ 給湯設備						
● 消火設備		一 式				
○ 厨房機器設備						
○ ガス設備						

6 指定部分 ※無 ・有
対象部分： 工期：令和 年 月 日

7 主任技術者又は監理技術者の専任期間（建設業法により必要になった場合）
1 専任期間の始期
請負契約締結の日から、○現場施工に着手するまで（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまで）の期間 ・令和 年 月 日までの期間）については、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
2 専任期間の終期
工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合は除く。）、事務手続き、後片付けのみが残っている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
3 専任期間の中断
自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により発注者からの通知により、工事を全面的に一時中止にしている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。

8 工事範囲 図示のとおり

9 機械設備工事概要
1. 各トイレ衛生器具の撤去新設
2. 給排水・通気管の撤去新設
3. 集中換気ダクトを撤去し天井及びダクトの新設（普通教室棟・特別教室棟）
4. 受水槽・高架水槽及び揚水ポンプの撤去新設
5. 消火栓補給水槽及び水槽回り配管の撤去新設

10 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事は、それぞれの工事仕様を適用し、下記の工事仕様は適用しない。なお、それぞれの工事仕様について特記されていない事項は、電気設備工事は春日部市電気設備工事特別共通仕様書により、建築工事は春日部市建築工事特別共通仕様書による。

11 同時期発注の関連工事
・ 建築工事 ・ 電気設備工事

II 工事仕様

1 共通仕様
(1) この工事は特記仕様書、図面によるほか、春日部市機械設備工事特別共通仕様書（最新版）（以下「特別共通仕様書」という。）、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）、公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）、公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（最新版）（以下「標準仕様書等」という。）及び監督員の指示に従い施工する。
(2) 電気設備工事は春日部市電気設備工事特別共通仕様書、機材の品質・性能基準を最優先とする。
(3) 法令・基準・仕様書等は、原則として施工時に最新のものを適用する。
2 特記仕様
(1) 章は●印の付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項のうち選択する事項は、○印の付いたものがなければ、※印を適用し、・印のものは適用しない。○印と●印の付いた場合は、共に適用する。

章	項目	特記事項																																														
1	機材等	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等のものとする。なお、資材名、製造所名及び発注先を記載した報告書を監督員に提出すること。使用機材等については、7Aを含有の有無を確認し、7Aを含有機材は、使用しないこと。「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（グリーン購入法）に規定される特定調達品目に該当する機材は、その判断基準、配慮事項を満たすこと。 ・置く ※置かない																																														
2	電気保安技術者																																															
3	施工条件	施工時間 ※行政機関の休日に関する法律（S63第91号）に定める行政機関の休日以外。 ・上記以外の時間に施工する場合は事前に監督員と協議すること。 ・配管施工（配管工事） ・ 建築板金施工（風道制作及び取付け） ・ 熱絶縁施工（保温工事） ・ 冷凍空調調和機器施工（冷凍空調機器の据付け） 検査及び試験を行うべき機材等は、標準仕様書及び特別仕様書によるほか下記による。 ※飲用に供する設備機器の据付け及び取付け完了後、水質試験を行う。水質試験は、水道法による「水質基準に関する省令」に基づく化学的、物理的及び生物化学的試験とし、公立の保健所、試験所又は認定の試験所（事前に監督員の承諾を得る）に依頼して行うものとし、その結果は、監督員に提出するものとする。 ただし、検査項目は①一般細菌、②大腸菌、③亜硫酸態窒素、④硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、⑤塩化水素イオン、⑥有機物、⑦pH値、⑧臭、⑨臭気、⑩色度、⑪濁度および⑫残留塩素の12項目とする。 ※雨水利用システム及び排水再利用システムを設置したときは、工事完成後定常の使用状態に入った後速やかに（概ね3ヶ月以内）流入水・処理水の品質試験を行う。試験は上記の飲用に供する場合の方法に従うものとする。 ただし、検査項目は残留塩素、pH値、臭気、外観、大腸菌、濁度、BOD、CODとする。																																														
4	技能士の適用																																															
5	機材の検査及び試験、施工の検査及び試験																																															
6	監督員事務所	本工事で ・設ける（規模 ） ※設けない																																														
7	官公署その他への届出手続等	工事の着手、施工、完成に当り、関係官公署などへの必要な届出手続等は受注者が代行し滞滞なく行う。																																														
8	工事用電力・水等	本工事に必要な工事用電力及び水などの費用は、すべて受注者の負担とする。																																														
9	工事用仮設物	すべて受注者の負担とし、構内につくることが ※できる ・できない																																														
10	足場・さんばし類	※別契約の関連工事の受注者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事とする。																																														
11	建設発生土の処理	埋め戻し後の建設発生土は、※監督員が指示する構内の場所に敷きならす。 ・ 構外搬出適切処理する。																																														
12	埋め戻し土・盛土	※根切土の中の良質土（但しコンクリート管以外の管の周囲は山砂の類） ・ 山砂の類																																														
13	再生砂、再生砕石、再生アスコン使用	契約図書中の山砂の類、砂利、砕石及びアスコンに代替し、表層以外において監督員の了解を得た上で、 ・使用できる。 ※使用できない。 再生砂の使用に先立ち、1購入あたり1検体の六価クロム溶出試験を行い土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認すること。																																														
14	発生材の処理等	※引渡しを要するもの以外は構外に搬出し、適切処理する。 （構外搬出処理費は ※本工事 ・別途） (1) 引渡しを要するもの（ ） (2) 買取処分をするもの（ ） (3) 再生資源化を図るもの（ ・硬質塩化ビニル管 ・ ） (4) 特別管理産業廃棄物（ ） ※処理に先立ち計画書を提出し、処理後は調査を提出すること。																																														
15	容量等の表示	(1) 機器等の能力、容量等は表示された数値以上とする。 (2) 電動機出力、燃料消費量及び圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。																																														
16	配管	(1) 地中埋設配管（排水管を除く） 1) 地中埋設機（コンクリート製） ※要（図示の箇所） ・ 不要 2) 地中埋設機（キャットパイプ） ※要（舗装部の分岐、曲部） ・ 不要 3) 埋設表示テープ（2倍折込み） ※要 ・ 不要																																														
17	耐震設計	設備機器の固定等は、「建築設備耐震設計・施工指針」（独立行政法人建築研究所監修）を参考とする。 ただし、設計用地震力（水平及び鉛直）は次の設計用水平地震力K _h 及び設計用鉛直地震力K _v （K _h /2）を用いて計算する。 設計用水平地震力と設計用鉛直地震力は同時に作用するものとする。 <table border="1"><caption>設計用水平地震力</caption><thead><tr><th rowspan="2">設置場所</th><th colspan="4">耐震安全性の分類</th></tr><tr><th colspan="2">特定の施設</th><th colspan="2">一般の施設</th></tr><tr><th></th><th>重要機器</th><th>一般機器</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">上層階 屋上及び塔屋</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td>(2.0)</td><td>(2.0)</td><td>(2.0)</td><td>(1.5)</td></tr><tr><td rowspan="2">中間階</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td>(1.5)</td><td>(1.5)</td><td>(1.5)</td><td>(1.0)</td></tr><tr><td rowspan="2">1階及び地下階</td><td>1.0</td><td>0.6</td><td>0.6</td><td>0.4</td></tr><tr><td>(1.0)</td><td>(1.0)</td><td>(1.0)</td><td>(0.6)</td></tr><tr><td></td><td>(1.5)</td><td>(1.0)</td><td>(1.0)</td><td>(0.6)</td></tr></tbody></table>	設置場所	耐震安全性の分類				特定の施設		一般の施設			重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階 屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(1.5)	中間階	1.5	1.0	1.0	0.6	(1.5)	(1.5)	(1.5)	(1.0)	1階及び地下階	1.0	0.6	0.6	0.4	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(0.6)		(1.5)	(1.0)	(1.0)	(0.6)
設置場所	耐震安全性の分類																																															
	特定の施設		一般の施設																																													
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																												
上層階 屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0																																												
	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(1.5)																																												
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6																																												
	(1.5)	(1.5)	(1.5)	(1.0)																																												
1階及び地下階	1.0	0.6	0.6	0.4																																												
	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(0.6)																																												
	(1.5)	(1.0)	(1.0)	(0.6)																																												
18	あと施工アンカー	機器・配管等の据付けにおけるあと施工アンカーの使用については、監督員の承諾を受けるものとする。 重量100kgを超える機器の耐震支持については、耐震計算書を添付し、アンカーポルトを選定すること。 施工は、（一社）日本建築あと施工アンカー協会の資格を有するもの、又は十分な技能及び経験を有した者が行うこと。 金属拡張系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、拡張の完了がわかる記録を添付すること。 接着系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、清掃状況、マーキング、カプセル挿入、埋込みの完了が分かる記録を添付すること。 （原則として、接着系アンカーは吊り支持に使用しないものとする。） あと施工アンカーの試験は、アンカーの種類毎に1か所引張試験を実施すること。																																														

18	防露保温工事	標準仕様書第2編によるほか下記による。																																																				
		空気調和設備工事の保温の種別																																																				
		<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>施工箇所</th><th>保温種別</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">ドレン管</td><td>屋内露出（一般居室、廊下）</td><td>a1・(ハ)・Ⅶ</td></tr><tr><td>機械室、書庫、倉庫</td><td>b・(ハ)・Ⅶ</td></tr><tr><td>天井内、P S内及び空隙壁中</td><td>c2・(ロ)・Ⅶ</td></tr><tr><td rowspan="3">蒸気管</td><td>屋内露出（一般居室、廊下）</td><td>A1・(イ)・Ⅱ</td></tr><tr><td>機械室、書庫、倉庫</td><td>B・(イ)・Ⅱ</td></tr><tr><td>天井内、P S内及び空隙壁中</td><td>C2・(ロ)・Ⅱ</td></tr><tr><td rowspan="3">冷水・冷温水管（膨張管、空気抜管、膨張タンクからボイラー等への補給水管を含む。）</td><td>屋内露出（一般居室、廊下）</td><td>A1・(ハ)・Ⅲ</td></tr><tr><td>機械室、書庫、倉庫</td><td>B・(ハ)・Ⅲ</td></tr><tr><td>天井内、P S内及び空隙壁中</td><td>C1・(イ)・Ⅲ</td></tr><tr><td rowspan="3">温水管（膨張管を含む。）</td><td>屋内露出（一般居室、廊下）</td><td>A1・(イ)・Ⅰ</td></tr><tr><td>機械室、書庫、倉庫</td><td>B・(イ)・Ⅰ</td></tr><tr><td>天井内、P S内及び空隙壁中</td><td>C2・(ロ)・Ⅰ</td></tr></tbody></table>	区分	施工箇所	保温種別	ドレン管	屋内露出（一般居室、廊下）	a1・(ハ)・Ⅶ	機械室、書庫、倉庫	b・(ハ)・Ⅶ	天井内、P S内及び空隙壁中	c2・(ロ)・Ⅶ	蒸気管	屋内露出（一般居室、廊下）	A1・(イ)・Ⅱ	機械室、書庫、倉庫	B・(イ)・Ⅱ	天井内、P S内及び空隙壁中	C2・(ロ)・Ⅱ	冷水・冷温水管（膨張管、空気抜管、膨張タンクからボイラー等への補給水管を含む。）	屋内露出（一般居室、廊下）	A1・(ハ)・Ⅲ	機械室、書庫、倉庫	B・(ハ)・Ⅲ	天井内、P S内及び空隙壁中	C1・(イ)・Ⅲ	温水管（膨張管を含む。）	屋内露出（一般居室、廊下）	A1・(イ)・Ⅰ	機械室、書庫、倉庫	B・(イ)・Ⅰ	天井内、P S内及び空隙壁中	C2・(ロ)・Ⅰ																					
区分	施工箇所	保温種別																																																				
ドレン管	屋内露出（一般居室、廊下）	a1・(ハ)・Ⅶ																																																				
	機械室、書庫、倉庫	b・(ハ)・Ⅶ																																																				
	天井内、P S内及び空隙壁中	c2・(ロ)・Ⅶ																																																				
蒸気管	屋内露出（一般居室、廊下）	A1・(イ)・Ⅱ																																																				
	機械室、書庫、倉庫	B・(イ)・Ⅱ																																																				
	天井内、P S内及び空隙壁中	C2・(ロ)・Ⅱ																																																				
冷水・冷温水管（膨張管、空気抜管、膨張タンクからボイラー等への補給水管を含む。）	屋内露出（一般居室、廊下）	A1・(ハ)・Ⅲ																																																				
	機械室、書庫、倉庫	B・(ハ)・Ⅲ																																																				
	天井内、P S内及び空隙壁中	C1・(イ)・Ⅲ																																																				
温水管（膨張管を含む。）	屋内露出（一般居室、廊下）	A1・(イ)・Ⅰ																																																				
	機械室、書庫、倉庫	B・(イ)・Ⅰ																																																				
	天井内、P S内及び空隙壁中	C2・(ロ)・Ⅰ																																																				
		(注) 1. 冷媒管は、断熱材被覆鋼管を使用し、外装は下記による。 屋内露出部 ※保温化粧カバー（※樹脂製 ・ 亜鉛メッキ鋼板製 ・ SUS製） 屋外露出部 ※溶融アルミニウム亜鉛鉄板ラッキング ・ SUSラッキング ・ 保温化粧カバー（※樹脂製 ・ 亜鉛メッキ鋼板製 ・ SUS製） 2. 施工種別Bの材料及び施工順序4、5に替え、アルミガラス化粧紙を使用する。 3. 機器類の保温材の種類は、（※グラスウール保温材 ・ ロックウール保温材）とする。																																																				
		ダクトの保温の種別																																																				
		<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>施工箇所</th><th>保温種別</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">長方形ダクト</td><td>屋内露出（一般居室、廊下）</td><td>J1・(イ)・X I</td></tr><tr><td>屋内露出（機械室、書庫、倉庫）</td><td>I・(イ)・X I</td></tr><tr><td>屋内隠ぺい、D S内</td><td>I・(ロ)・X I</td></tr><tr><td rowspan="3">円形ダクト</td><td>屋内露出（一般居室、廊下）</td><td>O1・(イ)・X I</td></tr><tr><td>屋内露出（機械室、書庫、倉庫）</td><td>N・(イ)・X I</td></tr><tr><td>屋内隠ぺい、D S内</td><td>N・(ロ)・X I</td></tr><tr><td rowspan="3">消音内貼り</td><td>屋内露出（バルコニー、開放廊下を含む。）及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）</td><td>K3・(イ)・X I</td></tr><tr><td>屋内露出（一般居室、廊下）</td><td>P3・(イ)・X I</td></tr><tr><td>屋内露出（機械室、書庫、倉庫）</td><td>P3・(イ)・X I</td></tr><tr><td rowspan="2">消音チャンパー</td><td>消音チャンパー</td><td>M・(ロ)・IX</td></tr><tr><td>消音チャンパー・消音エルボ</td><td>L・(ロ)・Ⅶ</td></tr></tbody></table>	区分	施工箇所	保温種別	長方形ダクト	屋内露出（一般居室、廊下）	J1・(イ)・X I	屋内露出（機械室、書庫、倉庫）	I・(イ)・X I	屋内隠ぺい、D S内	I・(ロ)・X I	円形ダクト	屋内露出（一般居室、廊下）	O1・(イ)・X I	屋内露出（機械室、書庫、倉庫）	N・(イ)・X I	屋内隠ぺい、D S内	N・(ロ)・X I	消音内貼り	屋内露出（バルコニー、開放廊下を含む。）及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	K3・(イ)・X I	屋内露出（一般居室、廊下）	P3・(イ)・X I	屋内露出（機械室、書庫、倉庫）	P3・(イ)・X I	消音チャンパー	消音チャンパー	M・(ロ)・IX	消音チャンパー・消音エルボ	L・(ロ)・Ⅶ																							
区分	施工箇所	保温種別																																																				
長方形ダクト	屋内露出（一般居室、廊下）	J1・(イ)・X I																																																				
	屋内露出（機械室、書庫、倉庫）	I・(イ)・X I																																																				
	屋内隠ぺい、D S内	I・(ロ)・X I																																																				
円形ダクト	屋内露出（一般居室、廊下）	O1・(イ)・X I																																																				
	屋内露出（機械室、書庫、倉庫）	N・(イ)・X I																																																				
	屋内隠ぺい、D S内	N・(ロ)・X I																																																				
消音内貼り	屋内露出（バルコニー、開放廊下を含む。）及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	K3・(イ)・X I																																																				
	屋内露出（一般居室、廊下）	P3・(イ)・X I																																																				
	屋内露出（機械室、書庫、倉庫）	P3・(イ)・X I																																																				
消音チャンパー	消音チャンパー	M・(ロ)・IX																																																				
	消音チャンパー・消音エルボ	L・(ロ)・Ⅶ																																																				
		給排水衛生設備工事の保温の種別																																																				
		<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>施工箇所</th><th>保温種別</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">給水管</td><td>屋内露出（一般居室、廊下）</td><td>a1・(ハ)・Ⅶ</td></tr><tr><td>機械室、書庫、倉庫</td><td>b・(ハ)・Ⅶ</td></tr><tr><td>天井内、P S内及び空隙壁中</td><td>c2・(ロ)・Ⅶ</td></tr><tr><td rowspan="3">排水及び通気管</td><td>屋内露出（一般居室、廊下）</td><td>—</td></tr><tr><td>機械室、書庫、倉庫</td><td>—</td></tr><tr><td>天井内、P S及び空隙壁中</td><td>c2・(ロ)・Ⅶ</td></tr><tr><td rowspan="3">給湯管（膨張管、空気抜管、膨張タンクからボイラー等への補給水管を含む。）</td><td>屋内露出（一般居室、廊下）</td><td>a1・(イ)・Ⅰ</td></tr><tr><td>機械室、書庫、倉庫</td><td>b・(イ)・Ⅰ</td></tr><tr><td>天井内、P S内及び空隙壁中</td><td>c2・(ロ)・Ⅰ</td></tr><tr><td rowspan="3">給湯管（膨張管、空気抜管、膨張タンクからボイラー等への補給水管を含む。）</td><td>屋内露出（バルコニー、開放廊下を含む。）及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）</td><td>e3・(ハ)・Ⅶ</td></tr><tr><td>屋内露出（一般居室、廊下）</td><td>—</td></tr><tr><td>機械室、書庫、倉庫</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="3">排水及び通気管</td><td>屋内露出（一般居室、廊下）</td><td>—</td></tr><tr><td>機械室、書庫、倉庫</td><td>—</td></tr><tr><td>天井内、P S及び空隙壁中</td><td>c2・(ロ)・Ⅶ</td></tr><tr><td rowspan="3">給湯管（膨張管、空気抜管、膨張タンクからボイラー等への補給水管を含む。）</td><td>屋内露出（一般居室、廊下）</td><td>a1・(イ)・Ⅰ</td></tr><tr><td>機械室、書庫、倉庫</td><td>b・(イ)・Ⅰ</td></tr><tr><td>天井内、P S内及び空隙壁中</td><td>c2・(ロ)・Ⅰ</td></tr><tr><td rowspan="3">給湯管（膨張管、空気抜管、膨張タンクからボイラー等への補給水管を含む。）</td><td>屋内露出（バルコニー、開放廊下を含む。）及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）</td><td>e3・(イ)・Ⅰ</td></tr><tr><td>屋内露出（一般居室、廊下）</td><td>—</td></tr><tr><td>機械室、書庫、倉庫</td><td>—</td></tr></tbody></table>	区分	施工箇所	保温種別	給水管	屋内露出（一般居室、廊下）	a1・(ハ)・Ⅶ	機械室、書庫、倉庫	b・(ハ)・Ⅶ	天井内、P S内及び空隙壁中	c2・(ロ)・Ⅶ	排水及び通気管	屋内露出（一般居室、廊下）	—	機械室、書庫、倉庫	—	天井内、P S及び空隙壁中	c2・(ロ)・Ⅶ	給湯管（膨張管、空気抜管、膨張タンクからボイラー等への補給水管を含む。）	屋内露出（一般居室、廊下）	a1・(イ)・Ⅰ	機械室、書庫、倉庫	b・(イ)・Ⅰ	天井内、P S内及び空隙壁中	c2・(ロ)・Ⅰ	給湯管（膨張管、空気抜管、膨張タンクからボイラー等への補給水管を含む。）	屋内露出（バルコニー、開放廊下を含む。）及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	e3・(ハ)・Ⅶ	屋内露出（一般居室、廊下）	—	機械室、書庫、倉庫	—	排水及び通気管	屋内露出（一般居室、廊下）	—	機械室、書庫、倉庫	—	天井内、P S及び空隙壁中	c2・(ロ)・Ⅶ	給湯管（膨張管、空気抜管、膨張タンクからボイラー等への補給水管を含む。）	屋内露出（一般居室、廊下）	a1・(イ)・Ⅰ	機械室、書庫、倉庫	b・(イ)・Ⅰ	天井内、P S内及び空隙壁中	c2・(ロ)・Ⅰ	給湯管（膨張管、空気抜管、膨張タンクからボイラー等への補給水管を含む。）	屋内露出（バルコニー、開放廊下を含む。）及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	e3・(イ)・Ⅰ	屋内露出（一般居室、廊下）	—	機械室、書庫、倉庫	—
区分	施工箇所	保温種別																																																				
給水管	屋内露出（一般居室、廊下）	a1・(ハ)・Ⅶ																																																				
	機械室、書庫、倉庫	b・(ハ)・Ⅶ																																																				
	天井内、P S内及び空隙壁中	c2・(ロ)・Ⅶ																																																				
排水及び通気管	屋内露出（一般居室、廊下）	—																																																				
	機械室、書庫、倉庫	—																																																				
	天井内、P S及び空隙壁中	c2・(ロ)・Ⅶ																																																				
給湯管（膨張管、空気抜管、膨張タンクからボイラー等への補給水管を含む。）	屋内露出（一般居室、廊下）	a1・(イ)・Ⅰ																																																				
	機械室、書庫、倉庫	b・(イ)・Ⅰ																																																				
	天井内、P S内及び空隙壁中	c2・(ロ)・Ⅰ																																																				
給湯管（膨張管、空気抜管、膨張タンクからボイラー等への補給水管を含む。）	屋内露出（バルコニー、開放廊下を含む。）及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	e3・(ハ)・Ⅶ																																																				
	屋内露出（一般居室、廊下）	—																																																				
	機械室、書庫、倉庫	—																																																				
排水及び通気管	屋内露出（一般居室、廊下）	—																																																				
	機械室、書庫、倉庫	—																																																				
	天井内、P S及び空隙壁中	c2・(ロ)・Ⅶ																																																				
給湯管（膨張管、空気抜管、膨張タンクからボイラー等への補給水管を含む。）	屋内露出（一般居室、廊下）	a1・(イ)・Ⅰ																																																				
	機械室、書庫、倉庫	b・(イ)・Ⅰ																																																				
	天井内、P S内及び空隙壁中	c2・(ロ)・Ⅰ																																																				
給湯管（膨張管、空気抜管、膨張タンクからボイラー等への補給水管を含む。）	屋内露出（バルコニー、開放廊下を含む。）及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	e3・(イ)・Ⅰ																																																				
	屋内露出（一般居室、廊下）	—																																																				
	機械室、書庫、倉庫	—																																																				
		(注) 1. 消火、排水及び通気管のうち見えかきり部は塗装を施す。 2. 排水管の管径が耐火二層管、耐火V Pの場合は、保温を要しない。 3. 施工種別bの材料及び施工順序3、4に替え、アルミガラス化粧紙を使用する。 4. 機器類の保温材の種類は、（※グラスウール ・ ロックウール）とする。 5. 消火管屋外露出部保温仕様は、e3・(ハ) ・Ⅶとする。 6. 便所内露出S U S管及び流し内露出S U S管は保温を要しない。 7. 空調設備を要する便所以外の便所で高密度ポリエチレン管を採用する場合は、施工箇所によらず保温を要しない。 ※ロックウール・グラスウールのホルムアルデヒド放散量による区分は、原則としてF☆☆☆☆とする。																																																				
		19 防凍保温 ・ 屋外露出給水管（呼び径20以下のみ）は、保温厚50mmの防凍保温を行うこと。 ※図示の屋外露出部（給水管、消火管、給湯管、膨張管、弁類を含む。）は下記仕様により防凍保温を行う。 ※保温仕様は保温厚さを40mmとする。 ・ 保温材をグラスウールとし、凍結防止ヒーターを設置。																																																				
		20 塗装 下地の亜鉛メッキを施したダクト及び配管は、塗装を行わない。 ※機械室、書庫、倉庫 ・ 下地の金属電線管は塗装を行う。 ※屋外露出 ※多湿箇所 屋内露出（見えかきり部 ・ ）																																																				
		21 電線 表示なき電線・ケーブルは、原則としてエコマテリアル電線・ケーブルとし、露出部分に使用する場合は耐紫外線性能を有するものとする。 ただし、自動制御設備に関わる配線は標準仕様書の自動制御設備の項による。																																																				

22	はつり及びあと施工アンカー打設	既設コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開け及びあと施工アンカー打設前に、図面に明示した箇所についてX線撮影調査を実施すること。 電動ドリル等の刃が鉄筋、金属配管等に接触した場合には、自動で電動工具の電源を遮断する装置を使用する。
23	管の埋設深さ	(1) 公道上は、道路管理者の指定する深さとする。 (2) 構内車両通路では、路盤下下面から管の上端まで600mmとする。 (3) その他の場所では、地表面（舗装する部分では路盤下下面）から管の上端まで300mmとする。
24	既設管分岐・接続	既設管に接続・分岐する場合は、原則として新設時の接合方法として標準仕様書に規定された工法による。 やむを得ずそれ以外の工法を採用する場合は監督員の承諾を受ける。
25	絶縁継手の設置・種別	※コンクリートの建築物に出入りする箇所の付近の露出部配管 ※鋼管と鋼管及びこれに類する部分 ※鋼管とステンレス管及びこれに類する部分 ※S O A以下は絶縁ユニオンとし、それ以上は絶縁フランジ ・ 全て絶縁フランジ（ ）書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。
26	天井仕上げ区分	スリーブ、箱入れその他工事との取合いは、工事区分表によるものとし、施工に支障を来さない時期までに、必要な位置、大きさなどを明示し、監督員と打合わせる。
27	他工事との取合区分	施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に帰属するものとする。 受注者は工事的物及び工事材料について工事完成期日後14日まで、これを火災が保障対象となっている組立保険等にかけて、証書の写しを監督員に提出する。 受注者は法定外の労災保険に付し、証書の写しを監督員に提出する。
28	施工図等の取扱い	配管等の識別は、その方法等について監督員と協議のうえ行うこと。
29	保険	※使用を要する 墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン による ・ 使用を要しない 三相誘導電動機はJ I S C 4 2 1 3 (I E 3) トップランナーモーターとする。
30	配管識別	建築工事特記仕様書による
31	墜落制止用器具（フルハーネス型）	建築工事特記仕様書による
32	誘導電動機	建築工事特記仕様書による
33	施工計画書	建築工事特記仕様書による
34	完成図書の納品	建築工事特記仕様書による
35	その他	建築工事特記仕様書による
1	共通事項	改修工事で特別に付加すべき事項について指定するものとし、それ以外は本特記仕様書の一般共通事項による。
2	改修部分の足場	建築工事特記仕様書による
3	既存部分養生・既存家具等養生	建築工事特記仕様書による
4	備品等の移動	・ 別途工事 ・ 本工事 ※接続配管等の取外し、接続は本工事
5	仮設間仕切り	(1) 関係請負業者と共用部分 ※別契約の関係受注者が定着したものは無償で使用できる。 ・ 本工事で負担とする。（種別は(2)による。） (2) 本工事で単独で必要となる仮設間仕切りは、下記による。 ※A種 単管全面シート張り ・
6	撤去後機材の扱い	(1) 改修部分の機材は原則として撤去後新品に取替えるものとし、再使用する場合は図示区分による。 (2) 撤去後再使用の指定がない機材のうち、撤去後使用価値を有するものは、現場発生品として監督員に報告する。 それ以外の機材は種類別に産業廃棄物として分別処分し、マニフェストを監督員に提出する。
7	支持金物の再使用	(1) インサート金物 ・ インサートの毎年に引張試験を行った場合は、再使用できる ※新品 (2) 形鋼支持金物等 ・ 再使用できる ※新品
8	あと施工アンカーの種別	金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとし、その使用については、監督員の承諾を受けるものとする。
9	フロン回収	冷媒管の撤去に当たっては、すべてのフロンガスを回収し下記の方法で処理する。 ※破壊プラント搬入 ・ フロン再生後引き渡し ・ 未再生引き渡し 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づき処理すること。
10	総合調整	・ 全体再調整 ※改修部及び影響部のみ調整 建設機械は、原則として、排出ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用すること。 現場内で使用する重機等は、解体建築物の位置及び規模に応じた機種及び規格のものを選定すること。 粉じんの飛散等により周辺環境に影響を及ぼさないよう適宜散水や粉じん発生源を覆うなど環境対策に配慮すること。
11	既設基礎類の種別	はつり
12	アスベスト事前調査結果の報告	全ての建築物、工作物において大気汚染防止法及び石棉障害予防規則の事前調査を建築物石綿含有建材調査者により実施し、アスベスト使用有無に関わらず、結果を知事又は市長あてに報告すること。

<p>⑬ その他</p>	<p>(1) 図面上の縮尺は、JIS A1版とした縮尺とする。 (2) 受注者は、施工にあたって施設運営に支障の無いように締密に打合せを行うこと。 (3) 特に騒音振動など周辺に甚大な影響のある工事については、原則として学校では学校運営に支障を与えない期間、その他の施設では施設管理者と打合せして設定すること。 (4) F F式温風暖房機の撤去・再取付、新規設置について F F式温風暖房機の一時的取り外し、再取付、新規設置及び動作確認は、製造者又は製造者認定の代理店等に所属する「石油機器技術管理士」の登録を受けたもの（一財）日本石油燃焼機器保守協会）が行い、記録を整備すること。なお、動作確認は、一時的取り外し前、再取付け後の双方で行うこと。新規設置の場合は設置後に行うこと。</p>	<p>18 空気熱源ヒートポンプ空調機 標準仕様書によるほか下記による。 (1) 圧縮機原動機の制御方式 ※回転数制御 ・オンオフ制御 (2) 冷媒 HFC (R 4 1 0 A、R 3 2 又は R 4 0 7 C) (注1) R 4 1 0 A を採用した場合、冷媒配管は機器の設計圧力を満足するものを使用すること。 (注2) R 3 2 を採用した場合、冷媒配管の断熱材被覆銅管は難燃性のものを使用すること。 (3) 埼玉県グリーン調達推進方針に掲げる成績係数を満たす機器とする。</p>	<p>12 擬音装置 ・女子用トイレブースに設置する。(※本工事 ・別途工事) ・男子用トイレブースに設置する。(※本工事 ・別途工事) ⑬ その他 ・バリアフリートイレブースに設置する。(※本工事 ・別途工事) 衛生設備器具の適用等の必要なことは別途衛生設備器具表による。</p>	<p>② 洗面器等の排水管 洗面器等に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップする。 ③ 満水試験継手 3階以上にわたる排水立管には、各階毎に次の継手を設ける。 ※掃除口付きソケット ・満水試験用掃除口ソケット ④ 樹の適用 別紙樹表による。</p>																																																																																									
<p>○空調調和設備</p> <p>1 設計温湿度</p> <table border="1" data-bbox="252 283 744 367"> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="4">屋 内</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">一 般 系 統</th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <th></th> <th>外 気</th> <th>温度 [DB]</th> <th>湿度 [RH]</th> <th>温度 [DB]</th> <th>湿度 [RH]</th> </tr> <tr> <td>夏 期</td> <td>37.1℃</td> <td>47.1%</td> <td>28</td> <td>℃</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>冬 期</td> <td>0.5℃</td> <td>49.4%</td> <td>20</td> <td>℃</td> <td>%</td> </tr> </table> <p>※外気処理用エアコンの屋内設定値は、夏期湿度50%とする。</p> <p>2 総合試運転調整 ※本工事 ・別途 風量調整 ※する ・しない 水量調整 ・する ※しない 騒音の測定 ※する ※しない 室内外空気の温湿度の測定 ※する ※しない 室内気流及びじんあいの測定 ※する ※しない 初期運転状態の記録 ※する ・しない 工事対象範囲の既設機器運転状態の記録 ・する ※しない</p> <p>3 煙 道 (1) 鉄板厚 (※3. 2mm ・4. 5mm) (2) ばい煙濃度計 ※設ける ・設けない (3) ばいじん量測定口 ※設ける (測定口は80φとする) ・設けない</p> <p>4 煙 突 ※別途 ・本工事</p> <p>5 長方形ダクト ※低圧ダクト (亜鉛鉄板製) 長辺の長さ1500mm以下 ※共板工法 ・スライドオンフランジ工法 ・アングルフランジ工法 それ以外の部分 ※アングルフランジ工法 ・高圧1ダクト (亜鉛鉄板製) ・高圧2ダクト (亜鉛鉄板製) ・ステンレス製ダクト (・A区分 ※B区分) ・塩ビ製ダクト (・A区分 ※B区分)</p> <p>6 円形ダクト ※スパイラルダクト (※亜鉛鉄板製 ・ステンレス製) ・硬質塩化ビニル管 (V U) ・換気用耐火二層管 (大径認定品) ※フレキシブルダクト (・保温付 ・保温無) (注1) 使用区分は図示による。</p> <p>7 風量測定口 取付け箇所は、図示した箇所及び下記の箇所とする。 送風機吐出ダクト又は吸込ダクト、外気取入ダクト、空調機出口チャンパーの分岐ダクト</p> <p>8 チャンパー (1) 内貼りを施すチャンパーの表示寸法は外法を示す。 (2) ダクト接続形の空調調和機等に取り付けるサブライチャンパー、レタンチャンパー及びダクト系で消音内貼りしたチャンパーには、点検口を設けるものとし点検口の大きさは下記のとおりとする。 ・300×300 ・300×500 ※400×600 ・550×750 (3) 外壁に面するガラリに直接取り付けられるチャンパー及びホッパーは雨水が滞留しないようにする。</p> <p>9 吹出口及び吸込口ボックス ※亜鉛鉄板製 ・グラスウール製</p> <p>10 ダンパー (1) 防煙ダンパー 復帰方式 (※遠隔 ・) 定格入力DC24V、0.7A以下 (2) ピストンダンパー 復帰方式 (※遠隔 ・)</p> <p>11 配管材料 (1) 冷温水管 ※配管用炭素鋼管 (白) ・ (2) 冷却水管 ※配管用炭素鋼管 (白) ・ (3) ブライン管 ※配管用炭素鋼管 (黒) ・ (4) 冷媒管 ※断熱材被覆銅管 (保温厚mm ガス管 ※20以上 ・10以上 液管 ・20以上 ※10以上) (5) ドレン管 (屋外) ※配管用炭素鋼管 (白) ・硬質塩化ビニル管 V P ドレン管 (屋内) ※保温機能付空調用ドレン管 (IAD/ACI'ノバ'イ'相当品) ・耐火二層管 V P (F D P S - 1) ・配管用炭素鋼管 (白) ・硬質塩化ビニル管 V P (消防協議事項： ただし、保温機能付空調用ドレン管は、水圧1mを超える配管には使用しない。 (6) 油管 ※配管用炭素鋼管 (黒) ・ (7) 蒸気管 給水管 ※配管用炭素鋼管 (黒) ・ 選 管 ※圧力配管用炭素鋼管 (黒) Sch40 ・ステンレス鋼管 (8) 膨張管、空気抜き管及び膨脹タンクよりボイラー等への補給水管 ※配管用炭素鋼管 (白) ・</p> <p>12 弁 類 規格はJIS又はJVとし、指定なきものは5K、それ以外は図示及び共通仕様書による。 また、銅管用伸縮管継手の種類は図示による。</p> <p>13 温 度 計 取付部は下記による。 ※熱源機器の冷温水管 (出入口共)、冷却水管 (出入口共) ※空調調和機の冷温水管 (出入口共) ※ダクト接続形空調調和機のサブライチャンパー、レタンダクト、 外気取入ダクト及びレタンチャンパー ※冷温水ヘッダー (往) 及び各連り管 ※熱交換器の温水管 (出入口) ・</p> <p>14 圧 力 計 取付部は下記による。 ※熱源機器の冷温水管 (出入口共)、冷却水管 (出入口共) ※空調調和機の冷温水管 (出入口共) ※冷温水ヘッダー (往) 及び各連り管 ※熱交換器の温水管 (出入口) ・</p> <p>15 瞬間流量計 瞬間流量計はビトー管方式によるもので止水コック付とし、型式及び取付部は下記による。なお、着脱部の指示部は (※1個 ・ 個) 付とする。 ・熱源機器の冷温水管、冷却水管の出入口どちらかに (※固定形 ・着脱形) を設ける。 ・空調調和機の冷温水管の出入口どちらかに (※固定形 ・着脱形) を設ける。</p> <p>16 油面制御装置 ※往又は還どちらかの冷温水ヘッダーの各接続管へ (※固定形 ・着脱形) を設ける。 制御盤には (※給油ポンプ制御 ※満減油警報 ・遠隔警報 ・電磁弁制御 ・返油ポンプ制御) の端子を設ける。 なお、フォートスイッチ部と制御装置の配管・配線は製造者標準仕様とする。</p> <p>17 冷却塔 ※直交流式 ・向流型 ※レジオネラ菌殺菌剤等の自動薬剤注入装置 ※自動ブロー装置 ・ 補給水は、水道水とし、補給水接続管部分に清掃用の水栓を分岐して設ける。</p>			屋 内						一 般 系 統					外 気	温度 [DB]	湿度 [RH]	温度 [DB]	湿度 [RH]	夏 期	37.1℃	47.1%	28	℃	%	冬 期	0.5℃	49.4%	20	℃	%	<p>●換気設備</p> <p>① 長方形ダクト ※低圧ダクト (亜鉛鉄板製) 長辺の長さ1500mm以下 ※共板工法 ・スライドオンフランジ工法 ・アングルフランジ工法 それ以外の部分 ※アングルフランジ工法 ・高圧1ダクト (亜鉛鉄板製) ・高圧2ダクト (亜鉛鉄板製) ・ステンレス製ダクト (・A区分 ※B区分) ・塩ビ製ダクト (・A区分 ※B区分)</p> <p>② 円形ダクト ※スパイラルダクト (※亜鉛鉄板製 ・ステンレス製) ・硬質塩化ビニル管 (V U) ・耐火二層換気管 (大径認定品) ※フレキシブルダクト (・保温付 ・保温無) (注1) 使用区分は図示による。</p> <p>3 風量測定口 取付け箇所は、図示した箇所及び下記の箇所とする。 送風機吐出ダクト又は吸込ダクト、外気取入ダクト</p> <p>4 チャンパー (1) 内貼りを施すチャンパーの表示寸法は外法を示す。 (2) 消音内貼りしたチャンパーには、点検口を設けるものとし、点検口の大きさは下記のとおりとする。 ・300×300 ・300×500 ※400×600 ・550×750 (3) 外壁に面するガラリに直接取り付けられるチャンパー及びホッパーは雨水が滞留しないようにする。</p> <p>5 ダンパー (1) 防煙ダンパー 復帰方式 (※遠隔 ・) 定格入力DC24V、0.7A以下 (2) ピストンダンパー 復帰方式 (※遠隔 ・)</p> <p>6 多湿箇所の排気ダクト (1) 排気ダクトのうち下記箇所は硬質塩化ビニル管 (V U) (防火区画貫通箇所は換気用耐火二層管又は耐火V P) を使用できる。 ※浴室 (シャワー室、脱衣室を含む) ・ (2) 水抜き管は (※厨房、浴室 ※結露水が滞留する部分 ・) の排気ダクトには設ける</p> <p>7 保 温 下記のダクトの保温を行う。 ※全熱交換器用の廻り部ダクト 仕様はN ・ (口) ・XIとする。 保温施工範囲は、給気用OAダクトは全て、また、排気用EAダクトは外壁より1mの部分とする。 ※ (※厨房 ・湯沸室 ・) 用の隠蔽部ダクト (仕様はh ・ (イ) ・Ⅸとし範囲は図示による)</p> <p>⑥ 試運転調整 風量調整 ※する ・しない 風量測定 ※する ※しない 騒音の測定 ・する ※しない</p> <p>○排煙設備</p> <p>1 ダクト ※亜鉛鉄板 ・</p> <p>2 排煙口の形式 ※天井取付 (・スリット形 ※スイング形) ・壁取付 (・スリット形 ・スイング形)</p> <p>3 排煙口手動開放装置 開放及び復帰方式 ※ワイヤー式 ・電気式 (遠隔操作 ・不要 ・要)</p> <p>4 排煙風量測定 建築設備定期検査業務基準書 (一財) 日本建築設備・昇降機センター) の排煙風量の検査方法に準ずる。</p> <p>○自動制御</p> <p>1 中央監視制御装置 ・有り ※無し</p> <p>2 構成・機能 図示による</p> <p>3 電気計装用機材 使用する電線及びケーブルは、原則としてEM電線またはEMケーブルとする。 屋外・屋内露出の電線は、図面に特記のない限り金属管配線とする。 天井内隠れ電線は、図面に特記のない限りケーブル配線とする。</p> <p>●衛生器具設備</p> <p>① 小便器用節水装置 JIS B 2026 (自動水栓) による電気開閉式とし、小便器 (※一体形・分離形) とする。</p> <p>② バリアフリー対応 ○小便器 ※全部ストール形 ・一部ストール形 手すり (※本工事 ・別途工事) ○洗面器 ※自動水栓 (・全部 ※一部) ・レバー式水栓 (一部) ・シャワー ※サーモスタット式 ・ミキシング式 ※スライドバー ・フック ※止水機能付節水形シャワーヘッド ○鏡 ※600×800 (耐食鏡) ・傾斜鏡 (・照明無 ・照明付)</p> <p>③ 衛生器具付属水栓 (1) 器具付属止水水栓は ※ドライバー式 ・ハンドル式 (2) 水抜き栓を使用する場合は、水栓は固定コマ式とする。</p> <p>④ 自動水栓類の電源 ※AC100V ・乾電池等 ※自己発電</p> <p>⑤ 暖房便座 (1) JIS A 4422 (温水洗浄便座) とする。 (2) 機能種別 ※温水洗浄 ※脱臭 ・温風乾燥 ・トイレ室内暖房 (3) 温水洗浄加熱方式 ※瞬間式 ・貯湯式 (4) 使用流体は、飲料用温水とする。 (5) リモコン ・AC100V ・乾電池等 ※自己発電</p> <p>⑥ 大便器洗浄弁・洗浄用タンク 器具表又は下記の場合を除き、※節水I型 ・節水II型とする。 ・洗浄弁操作方式は、※手動式※電気開閉式 (・センサー式※タッチスイッチ式) ※上層階で使用する大便器洗浄弁は、現地給水管の流動性を確認し、必要に応じ低圧形とする。</p> <p>7 大便器耐火カバー ※設ける (ピット内は除く) ・設けない</p> <p>⑧ 掃除流し ※共栓なしとする。 ・共栓付とする。</p> <p>⑨ 排水器具用L継手 ※使用できる ・使用できない</p> <p>10 標 記 板 大便器、小便器の洗浄用水に雨水等の利用をしている場合は、その旨をわかりやすく各トイレ毎に表示する。</p> <p>11 水せつけん入れ せつけん供給栓がない場合は、監督員と協議のうえ洗面器、手洗器に設ける。</p>	<p>●給水設備</p> <p>① 配管材料 配管材料は ※下記 ・図面指示 (図面指示が不足する箇所は下記) による。</p> <table border="1" data-bbox="1498 283 2136 745"> <tr> <th>施 工 箇 所</th> <th>管 種 別</th> </tr> <tr> <td>床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む))</td> <td>・SUS ・SGP-PD ※H1VP ・ポリブテン管</td> </tr> <tr> <td>ウエット厨房、浴室等の湿潤シnder内配管)</td> <td>・SUS ・SGP-PD ※H1VP ・ポリブテン管</td> </tr> <tr> <td>保温をしない屋外露出部</td> <td>※SUS ・SGP-PD</td> </tr> <tr> <td>地中埋設部 (水道直結部分)</td> <td>※H1VP ・水道用ステンレス鋼管 ・水道配用水用ポリエチレン管 (PE)</td> </tr> <tr> <td>地中埋設部 (一般部分)</td> <td>※H1VP ・水道用ポリエチレン管 ・水道配用水用ポリエチレン管 (PE)</td> </tr> <tr> <td>市営住宅 住戸内</td> <td>※ポリブテン管 (さや管ヘッダー工法)</td> </tr> <tr> <td>便所天井内、PS内 (注5)</td> <td>※高密度ポリエチレン管 (32A以上)</td> </tr> <tr> <td>便所天井内</td> <td>※ポリブテン管 (10mm保温付)</td> </tr> <tr> <td>便所空腔壁内又は衛生器具等接続管</td> <td>※ポリブテン管</td> </tr> <tr> <td>その他の部分</td> <td>・SUS ・SGP-PD ※H1VP ・ポリブテン管</td> </tr> <tr> <td>床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む))</td> <td>※SUS ・SGP-PD ・H1VP ・ポリブテン管</td> </tr> <tr> <td>湿潤シnder内配管</td> <td>※SUS ・SGP-PD ・H1VP ・ポリブテン管</td> </tr> <tr> <td>保温をしない屋外露出部</td> <td>※SUS ・SGP-PD</td> </tr> <tr> <td>地中埋設部 (一般部分)</td> <td>※H1VP ・水道用ポリエチレン管 ・水道配用水用ポリエチレン管 (PE)</td> </tr> <tr> <td>便所天井内、PS内 (注5)</td> <td>※高密度ポリエチレン管 (32A以上)</td> </tr> <tr> <td>便所天井内</td> <td>※ポリブテン管 (10mm保温付)</td> </tr> <tr> <td>便所空腔壁内又は衛生器具等接続管</td> <td>※ポリブテン管</td> </tr> <tr> <td>その他の部分</td> <td>・SUS ・SGP-PD ・H1VP ・ポリブテン管</td> </tr> </table> <p>(注) 1. SUSとは、JIS G 3448 またはJWWA G 115 に規定するステンレス鋼管とし、継手は一般部 (・圧縮 ・ガア'ノバ'は ※拡管) 便所・廊下流し廻り露出配管 (※拡管) とする。 2. ステンレス管に取付ける弁は、JV8-1による。 3. 飲料水以外の給水管は、系統別に管外部に配管識別テープを巻く。また、誤接続がないことを確認するため衛生器具の取付完了後、系統毎に着色水を用いた通水試験を行う。 4. 建物導入部において、ポリエチレン管と異種管を接合する場合は、接合部が容易に点検できるように点検用柵を設ける。 5. 口径25Aにて大便器等に接続する場合は、施工状況に応じて高密度ポリエチレン管の使用も可とする。 6. 高密度ポリエチレン管とは、主材料に高密度ポリエチレン樹脂 (PE100) を採用し、管と継手を電気溶着にて接合するものを用いる。 7. 地中埋設部 (水道直結部分) は水道事業者の指示による。</p> <p>② 一体形タンク 一体形タンクについての標準図は一般的な形状及び数値を示すものであって、図面及び特記仕様書に記載された耐震強度、容量、寸法を満たすものであればよい。</p> <p>3 水 栓 ※給湯用水栓を除き大きさの呼び13の水栓は、節水コマとする。 ・水抜き栓を使用する場合は、屋外に設ける水栓は耐寒水栓とする。ただし屋内は固定コマとする。</p> <p>4 量 水 器 ※観メーター (※貸与品 ・) ・子メーター (※買い取り ・)</p> <p>5 量水器樹 ※水道事業者指定品 ・標準図MC形</p> <p>⑥ 弁 類 規格はJIS又はJVとし、水道直結部分は10Kとし、指定なきものは5K、それ以外は図示及び標準仕様書による。</p> <p>7 水 栓 柱 ・防寒コンクリート水栓柱 (1200L) ※不凍給水栓</p> <p>⑧ 建物導入部配管 図示部分について下記のとおり施工する。 ※埋設用フレキシブルジョイント2本をL字状に設ける。 ・標準図施工4 (・ (a) ・ (b) ・ (c))</p> <p>9 検針方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検針規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。</p> <p>10 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。</p> <p>11 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。</p> <p>●排水設備</p> <p>① 配管材料 配管材料は ※下記 ・図面指示 (図面指示が不足する箇所は下記) による。</p> <table border="1" data-bbox="1498 1501 2136 1858"> <tr> <th>施 工 箇 所</th> <th>管 種 別</th> </tr> <tr> <td>床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む))</td> <td>※RF-V P又はリサイクルV P ・V P</td> </tr> <tr> <td>厨房等の温排水</td> <td>※S G P (白) ・</td> </tr> <tr> <td>耐火性能を要求される箇所</td> <td>※耐火二層管 V P (F D P S - 1) 又は耐火 V P ・S G P (白)</td> </tr> <tr> <td>その他の部分</td> <td>※RF-V P又はリサイクルV P ・V P ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管</td> </tr> <tr> <td>床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む))</td> <td>※RF-V P又はリサイクルV P ・V P</td> </tr> <tr> <td>耐火性能を要求される場所</td> <td>※耐火二層管 V P (F D P S - 1) 又は耐火 V P ・排水用/ノバ' 砂塗装鋼管</td> </tr> <tr> <td>その他の部分</td> <td>※RF-V P又はリサイクルV P ・V P ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管</td> </tr> <tr> <td>地中埋設部</td> <td>※RS-V U又はリサイクルV U ・V U ・閉形管 (ゴム輪接合) ※REP-V U (軽荷重の場合) ※RF-V P又はリサイクルV P ・V P</td> </tr> <tr> <td>耐火性能を要求される箇所</td> <td>※耐火二層管 V P (F D P S - 1) 又は耐火 V P ・S G P (白)</td> </tr> <tr> <td>その他の部分</td> <td>※リサイクルV P又はRF-V P ・V P ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管</td> </tr> </table> <p>(注) 1. リサイクルV P、リサイクルV UはJIS K6741の規格をもつ塩ビリサイクル管、RF-V P、RS-V U又は、REP-V Uは標準仕様書第2編 2. 1. 2. 6による。 2. 雨水排水を含む場合は、雨水排水管は雑排水配管の材料種別による。 3. 原則として雑排水配管、汚水配管の管接合部はY45で行う。</p>	施 工 箇 所	管 種 別	床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む))	・SUS ・SGP-PD ※H1VP ・ポリブテン管	ウエット厨房、浴室等の湿潤シnder内配管)	・SUS ・SGP-PD ※H1VP ・ポリブテン管	保温をしない屋外露出部	※SUS ・SGP-PD	地中埋設部 (水道直結部分)	※H1VP ・水道用ステンレス鋼管 ・水道配用水用ポリエチレン管 (PE)	地中埋設部 (一般部分)	※H1VP ・水道用ポリエチレン管 ・水道配用水用ポリエチレン管 (PE)	市営住宅 住戸内	※ポリブテン管 (さや管ヘッダー工法)	便所天井内、PS内 (注5)	※高密度ポリエチレン管 (32A以上)	便所天井内	※ポリブテン管 (10mm保温付)	便所空腔壁内又は衛生器具等接続管	※ポリブテン管	その他の部分	・SUS ・SGP-PD ※H1VP ・ポリブテン管	床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む))	※SUS ・SGP-PD ・H1VP ・ポリブテン管	湿潤シnder内配管	※SUS ・SGP-PD ・H1VP ・ポリブテン管	保温をしない屋外露出部	※SUS ・SGP-PD	地中埋設部 (一般部分)	※H1VP ・水道用ポリエチレン管 ・水道配用水用ポリエチレン管 (PE)	便所天井内、PS内 (注5)	※高密度ポリエチレン管 (32A以上)	便所天井内	※ポリブテン管 (10mm保温付)	便所空腔壁内又は衛生器具等接続管	※ポリブテン管	その他の部分	・SUS ・SGP-PD ・H1VP ・ポリブテン管	施 工 箇 所	管 種 別	床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む))	※RF-V P又はリサイクルV P ・V P	厨房等の温排水	※S G P (白) ・	耐火性能を要求される箇所	※耐火二層管 V P (F D P S - 1) 又は耐火 V P ・S G P (白)	その他の部分	※RF-V P又はリサイクルV P ・V P ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む))	※RF-V P又はリサイクルV P ・V P	耐火性能を要求される場所	※耐火二層管 V P (F D P S - 1) 又は耐火 V P ・排水用/ノバ' 砂塗装鋼管	その他の部分	※RF-V P又はリサイクルV P ・V P ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	地中埋設部	※RS-V U又はリサイクルV U ・V U ・閉形管 (ゴム輪接合) ※REP-V U (軽荷重の場合) ※RF-V P又はリサイクルV P ・V P	耐火性能を要求される箇所	※耐火二層管 V P (F D P S - 1) 又は耐火 V P ・S G P (白)	その他の部分	※リサイクルV P又はRF-V P ・V P ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	<p>○消火設備</p> <p>① 配管材料 屋内消火栓用 一般配管※SGP (白) ・STPG370 (白) Sch40 地中埋設※SGP-V S ・H1VP ・高密度ポリエチレン管 (消火用) 消火用 一般配管※SGP (白) ・STPG370 (白) Sch40 地中埋設※SGP-V S ・H1VP ・高密度ポリエチレン管 (消火用) 不活性ガス消火用 ※STPG370 (白) Sch40 ・STPG370 (白) Sch80</p> <p>2 建物導入部配管 図示部分について下記のとおり施工する。 ※埋設用フレキシブルジョイント2本をL字状に設ける。 ・標準図施工4 (・ (a) ・ (b) ・ (c))</p> <p>○ガス設備</p> <p>1 配管材料 都市ガス ガス事業者の供給規定による。埋設配管はPE管を原則とする。 液化石油ガス 一般配管 ※合成樹脂被覆銅管 ・SGP (白) 地中埋設 ※PE管</p> <p>2 ガス漏れ警報遮断装置 漏洩検知装置は、流量検知式圧力監視型とする。</p> <p>3 液化石油ガスの供給柵 ガス設備工事の施工者にガスの供給柵は付帯しない。</p> <p>○厨房設備</p> <p>1 厨房機器の固定 原則として、移動を前提とする厨房機器を除き地震時に転倒及び位置ずれを起こさないよう、床又は壁に堅固に取り付ける。</p> <p>2 シンク用水栓 ※レバー式泡沫水栓 ・自動水栓</p> <p>3 安全装置の機能の適用 標準仕様書第5編1・6・1の表5.1.7安全装置の表中の△の項目はすべて適用とする。</p> <p>舗装版切断時に発生する濁水の処理に係る特記仕様書</p> <p>第1条 この特記仕様書は、春日部市機械設備工事特別共通仕様書に定めるもののほか、アスファルト舗装版切断時に発生する濁水 (以下「濁水」という。) の処理に関し必要な事項を定めるものである。</p> <p>第2条 受注者は、回収した濁水を次のとおり処理するものとする。 ・種類及び処理量 汚泥 (油分を含む汚泥) ・ m3 ・中間処理施設 市 地内、(株) ・処理方法 ・中間処理後、最終処分場へ搬入 (処理に焼却又は熔融含まず) ・中間処理後、最終処分場又は再資源化 (処理に焼却又は熔融を含む)</p> <p>2 受注者は、別の中間処理施設を選定する場合は、事前に監督員と協議するものとする。</p> <p>第3条 受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥 (油分を含む汚泥) として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。</p> <p>2 受注者は、汚泥の中間処理施設の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならないものとする。</p> <p>3 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。</p> <p>4 受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票 (以下「マニフェスト」という。) により管理するものとする。</p> <p>第4条 受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と第3条第3項及び第4項に基づき締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。</p> <p>2 受注者は、工事検査時にマニフェスト原本を提示する。</p> <p>第5条 濁水処理量については、舗装版の切断延長や切断厚が変わった場合を除き、原則として設計変更の対象としないものとする。</p> <p>2 受注者は、舗装版切断時に濁水を生じない工法を使用する場合においては、事前に監督員と協議するものとする。</p> <p>3 この特記仕様書に疑義等が生じた場合については、別途監督員と協議するものとする。</p>
		屋 内																																																																																											
		一 般 系 統																																																																																											
	外 気	温度 [DB]	湿度 [RH]	温度 [DB]	湿度 [RH]																																																																																								
夏 期	37.1℃	47.1%	28	℃	%																																																																																								
冬 期	0.5℃	49.4%	20	℃	%																																																																																								
施 工 箇 所	管 種 別																																																																																												
床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む))	・SUS ・SGP-PD ※H1VP ・ポリブテン管																																																																																												
ウエット厨房、浴室等の湿潤シnder内配管)	・SUS ・SGP-PD ※H1VP ・ポリブテン管																																																																																												
保温をしない屋外露出部	※SUS ・SGP-PD																																																																																												
地中埋設部 (水道直結部分)	※H1VP ・水道用ステンレス鋼管 ・水道配用水用ポリエチレン管 (PE)																																																																																												
地中埋設部 (一般部分)	※H1VP ・水道用ポリエチレン管 ・水道配用水用ポリエチレン管 (PE)																																																																																												
市営住宅 住戸内	※ポリブテン管 (さや管ヘッダー工法)																																																																																												
便所天井内、PS内 (注5)	※高密度ポリエチレン管 (32A以上)																																																																																												
便所天井内	※ポリブテン管 (10mm保温付)																																																																																												
便所空腔壁内又は衛生器具等接続管	※ポリブテン管																																																																																												
その他の部分	・SUS ・SGP-PD ※H1VP ・ポリブテン管																																																																																												
床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む))	※SUS ・SGP-PD ・H1VP ・ポリブテン管																																																																																												
湿潤シnder内配管	※SUS ・SGP-PD ・H1VP ・ポリブテン管																																																																																												
保温をしない屋外露出部	※SUS ・SGP-PD																																																																																												
地中埋設部 (一般部分)	※H1VP ・水道用ポリエチレン管 ・水道配用水用ポリエチレン管 (PE)																																																																																												
便所天井内、PS内 (注5)	※高密度ポリエチレン管 (32A以上)																																																																																												
便所天井内	※ポリブテン管 (10mm保温付)																																																																																												
便所空腔壁内又は衛生器具等接続管	※ポリブテン管																																																																																												
その他の部分	・SUS ・SGP-PD ・H1VP ・ポリブテン管																																																																																												
施 工 箇 所	管 種 別																																																																																												
床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む))	※RF-V P又はリサイクルV P ・V P																																																																																												
厨房等の温排水	※S G P (白) ・																																																																																												
耐火性能を要求される箇所	※耐火二層管 V P (F D P S - 1) 又は耐火 V P ・S G P (白)																																																																																												
その他の部分	※RF-V P又はリサイクルV P ・V P ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管																																																																																												
床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む))	※RF-V P又はリサイクルV P ・V P																																																																																												
耐火性能を要求される場所	※耐火二層管 V P (F D P S - 1) 又は耐火 V P ・排水用/ノバ' 砂塗装鋼管																																																																																												
その他の部分	※RF-V P又はリサイクルV P ・V P ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管																																																																																												
地中埋設部	※RS-V U又はリサイクルV U ・V U ・閉形管 (ゴム輪接合) ※REP-V U (軽荷重の場合) ※RF-V P又はリサイクルV P ・V P																																																																																												
耐火性能を要求される箇所	※耐火二層管 V P (F D P S - 1) 又は耐火 V P ・S G P (白)																																																																																												
その他の部分	※リサイクルV P又はRF-V P ・V P ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管																																																																																												
<p>春日部市 学校教育部 教育施設課</p>				<p>日付 2024. 7. 1 工事名称 大増中学校校舎トイレ改修工事 図面名称 機械設備工事特記仕様書 (2) M-02</p>																																																																																									

撤去衛生器具表

器具名	型式	設置場所																合計	
		普通教室棟トイレ						特別教室棟トイレ						管理棟トイレ					
		1階男子 対応トイレ	1階女子 トイレ	2階女子 トイレ	2階男子 対応トイレ	3階男子 対応トイレ	3階女子 トイレ	1階男子 対応トイレ	1階女子 トイレ	2階女子 トイレ	2階男子 対応トイレ	3階男子 対応トイレ	3階女子 トイレ	2階職員 男子トイレ	2階職員 女子トイレ				
和風大便器	フラッシュバルブ		3	8		3	8		3	8	2	4	2	4	2	4	2	2	55組
洋風大便器	フラッシュバルブ	1			1		1												4組
紙巻器		1	3	8	1	3	8	1	3	8	2	4	2	4	2	4	2	3	59個
床ストール小便器	フラッシュバルブ		7		7		7		7		3		3		3		3		33組
洗面器	立水栓×1	1	3	3	1	3	3	1	3	3	2	2	2	2	2	2	3	3	39組
掃除用流し			1	1		1	1		1	1	1	1	1	1	1	1		1	13組
化粧鏡	350×450	1	3	3	1	3	3	1	3	3	2	2	2	2	2	2	3	3	39組
便器用手すり	L形																		
	踏み上げ形	2			2		2												6組
	門形		1	1		1	1		1	1									6組
小便器用手すり			1			1			1										3組
洗面器用手すり	P形	2			2		2												6組

※注記
1. 和風便器撤去後の開口部閉塞は建築工事とする。

撤去機器表

機器名	仕様	設置場所	台数	備考
WT-1ポンプ室付 受水槽	F R P 製パネル組み立て形 5.5×4.5×2.5H 1 平架台、付属品共	屋外	1基	基礎は既存のまま
HWT-1 高架水槽	F R P 製パネル組み立て形 2.0×4.0×2.5H 鉄骨架台1.0H、付属品共	特別普通教室棟 P H	1基	基礎は既存のまま
WP-1 排水ポンプ	横型形多段ポンプ 65A×3.7KW 付属品共	受水槽ポンプ室	2台	基礎は既存のまま
HFT-1 消火栓補給水槽	F R P 製パネル組み立て形 1.0×1.0×1.0H 平架台、付属品共	特別普通教室棟 P H	1基	基礎は既存のまま
天井扇	低騒音形 150φ 付属品共	管理棟職員トイレ2階	2台	

※注記
1. ユニット形消火栓ポンプは既存のままとし、サクシオン側配管を撤去する。

新設衛生器具表

器具名	型式	参考品番	付属品	設置場所																合計			
				普通教室棟トイレ								特別教室棟トイレ									管理棟トイレ		
				1階車椅子 対応トイレ	1階男子トイレ	1階女子トイレ	2階車椅子 対応トイレ	2階男子トイレ	2階女子トイレ	3階車椅子 対応トイレ	3階男子トイレ	3階女子トイレ	1階男子トイレ	1階女子トイレ	2階男子トイレ	2階女子トイレ	3階男子トイレ	3階女子トイレ	1階職員 男子トイレ		2階職員 女子トイレ		
洋風大便器 (掃除口付)	連続洗浄対応型タンク式	CFS-498BMC	床給水、床排水 便座：蓋なしローダウン機能付 紙巻器：SUS製2連棚付YH701 付属品共		2	4		2	4		2	4		2	3	2	3	2	3	1	2	3	6
洋風大便器 (掃除口付)	連続洗浄対応型タンク式	CFS-498BMC	床給水、床排水 洗浄便座：貯溜形蓋なしフラッシュタンク式洗浄便器用T0F5523AUYS リモコンセット 紙巻器：SUS製2連棚付YH701 付属品共																	1	1		2
車椅子対応大便器	高座面対応	C-480AN	壁給水、床排水 自動洗浄フラッシュ弁 (人体感知センサー付き) 洗浄便座：扁圆形 (蓋なし 金属ベースプレート付) タッチスイッチエコリモコン 電波受信ユニット 付属品共 紙巻器：SUS製2連棚付 (ワンタッチ式・高荷重タイプ) 付属品共	1			1			1													3
自動洗浄小便器		UFS-900WR	壁掛 低リップ型 発電式 (バッテリー式使用回数制限なし) 付属品共		3			3			3			3			3			3			2
壁掛け洗面器		L-250C	壁給水 自動単水栓 発電式 (バッテリー式使用回数制限なし) 排水栓なし 水せっけん入れなし 排水Pトラップ 付属品共		2	2		2	2		2	2		2	2		2	2		2	2		2
		L-30DM																					
棚		YKH-401	ステンレス製 300×135×100																	2	2		4
車椅子対応洗面器		L-103A	壁給水 自動単水栓 発電式 (バッテリー式使用回数制限なし) 排水栓なし 水せっけん入れなし 排水Pトラップ 付属品共	1			1			1													3
掃除用流し		SK-22A	横水栓 アンクル形止水栓 床排水金具 (Sトラップ) 付属品共		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1			1		1
化粧鏡	面取りタイプ	YM-3580FC	耐食形 350×800 付属品共	1	2	3	1	2	3	1	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3
冴見鏡	面取りタイプ	YMK50K	アルミフレーム 300×1500 付属品共		1	1		1	1		1	1								1	1		8
洋風便器用ですり	樹脂被覆タイプ	T-112CL10	L 形 700L 付属品共	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
洋風便器用ですり	樹脂被覆タイプ	T-112HK7R	踏板上げロック付き 付属品共	1			1			1													3
小便器用ですり	樹脂被覆タイプ	T-112CU22			1			1			1			1			1			1			7
洗面器用ですり	樹脂被覆タイプ	T112CP22	床固定形 700L (H740 支持脚WLから200) 付属品共		2	2		2	2		2	2											1
洗面器用ですり	樹脂被覆タイプ	T112CP21	床固定形 550L (H740 支持脚WLから200) 付属品共											2	2	2	2	2	2	2	2	2	1

- ※注記
 1. 陶器の色は、施工時に打ち合わせの上決定する。
 2. モップ掛け・雑巾掛けは、建築工事とする。
 3. 壁に取り付ける器具取付用の合板補強は、建築工事とする。
 4. 手摺及び紙巻器の取付け・納まりは、建築意匠図 (部分詳細図) を参照する。
 5. 陶器は親水性防汚加工品を使用すること。

衛生設備 新設機器表

記号	機器名	仕様	電源			設置場所	台数	備考
			φ	V	kw(w)			
WT-1	受水槽	形式 鋼板製一体形2槽式 耐震1.5G 5.6 (2.8+2.8) × 4.2 × 2.0 8H (有効水量12.0m ³) 共通平架台、SUS製アンカーボルト、付属品共				屋外	1基	既存基礎再利用
HWT-1	高架水槽	形式 鋼板製一体形 耐震2.0G 2.1 × 2.1 × 1.6 6H (有効水量4.0m ³) 鉄骨架台1.0H、SUS製アンカーボルト、付属品共				特別教室教室棟PH階	1基	既存基礎再利用
HFT-1	消火栓水槽	形式 鋼板製一体形 耐震2.0G 0.8 × 0.8 × 1.0H (有効水量0.5m ³) 鉄骨平架台、SUS製ボルト、付属品共				特別教室教室棟PH階	1基	既存基礎再利用
WP-1	揚水ポンプ	形式 SUS製 小型多段タービンポンプ形 50A × 250L/min × 25m 自動交互運転 標準付属品共 SUS製アンカーボルト、付属品共、コンクリート基礎700 × 700 × 150	3	200	2.2	受水槽ポンプ室	1組	基礎新設

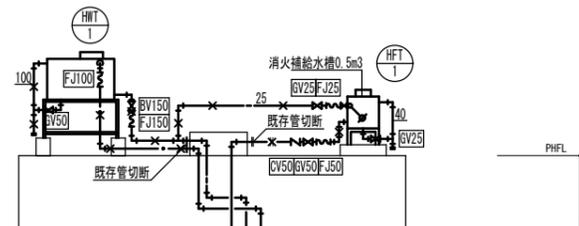
換気設備 新設機器表

記号	機器名	仕様	電源			設置場所	台数	備考
			φ	V	kw(w)			
EF-1	天井扇	形式 低騒音タイプ 150φ × 350m ³ /h × 30Pa 一部ダクト及びパイプフードは既存再利用	1	100	(44)	管理棟職員男女トイレ：2階	2台	
EF-2	天井扇	形式 低騒音タイプ 150φ × 400m ³ /h × 60Pa ダクト及びパイプフードは新設 アルミパネルは建築工事	1	100	(74)	特別教室棟男女トイレ：1～3階	6台	
EF-3	天井扇	形式 低騒音タイプ 150φ × 600m ³ /h × 60Pa ダクト及びパイプフードは新設 アルミパネルは建築工事	1	100	(74)	普通教室棟男女トイレ：1～3階	6台	
EF-4	天井扇	形式 低騒音タイプ 100φ × 110m ³ /h × 60Pa ダクト及びパイプフードは新設 アルミパネルは建築工事	1	100	(14)	普通教室棟車椅子対応トイレ：1～3階	3台	
EF-5	壁換気扇	形式 スタンダードタイプ 電気式シャッター 200φ × 558m ³ /h SUS製ウエザーカバー (防虫網付)	1	100	(14.5)	受水槽ポンプ室	1台	

- ※注記
 1. スイッチ及び電源は電気工事とする。

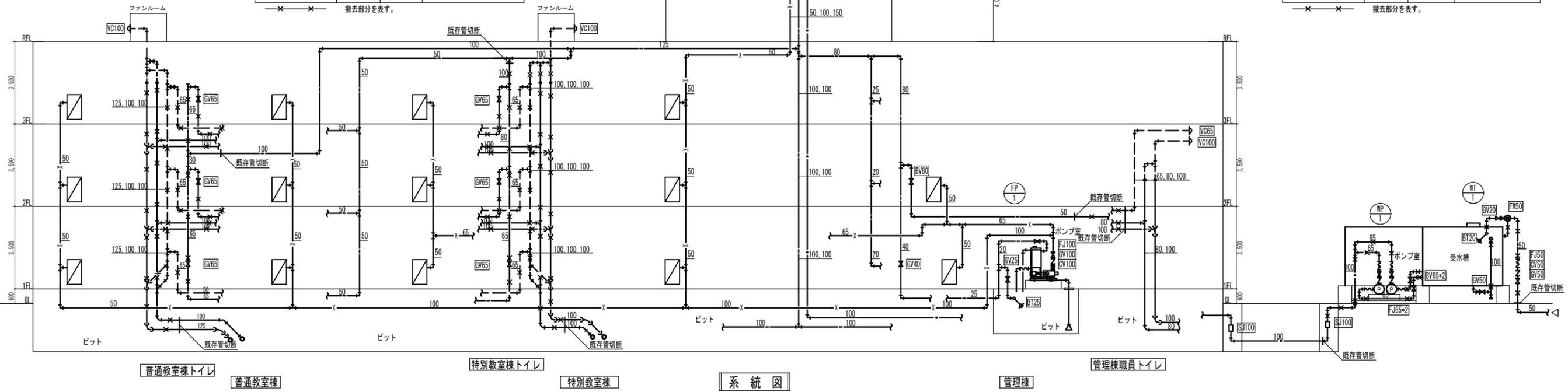
記号	名称	施工区分	仕様
—	給水管	ビッド内	水道用塩ビライニング鋼管
—	給水管	埋設内	水道用塩ビライニング鋼管
—	汚水管	ビッド内	排水用鍍鉄管・塩化ビニル管
—	排水管	ビッド内	配管用炭素鋼管・塩化ビニル管
—	通気管	ビッド内	配管用炭素鋼管・塩化ビニル管

✕ ✕ 撤去部分を表す。

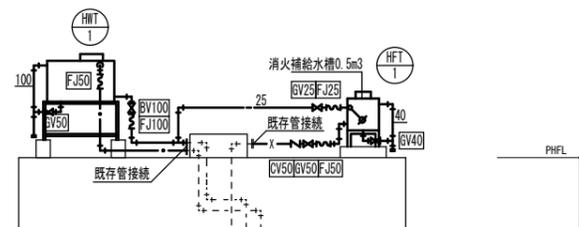


記号	名称	施工区分	仕様
—	給水管	天井・PS内	水道用塩ビライニング鋼管
—	汚水管	天井・PS内	排水用鍍鉄管
—	排水管	天井・PS内	配管用炭素鋼管
—	通気管	天井・PS内	配管用炭素鋼管
—	消火栓管	機械室・露出	配管用炭素鋼管 (白)

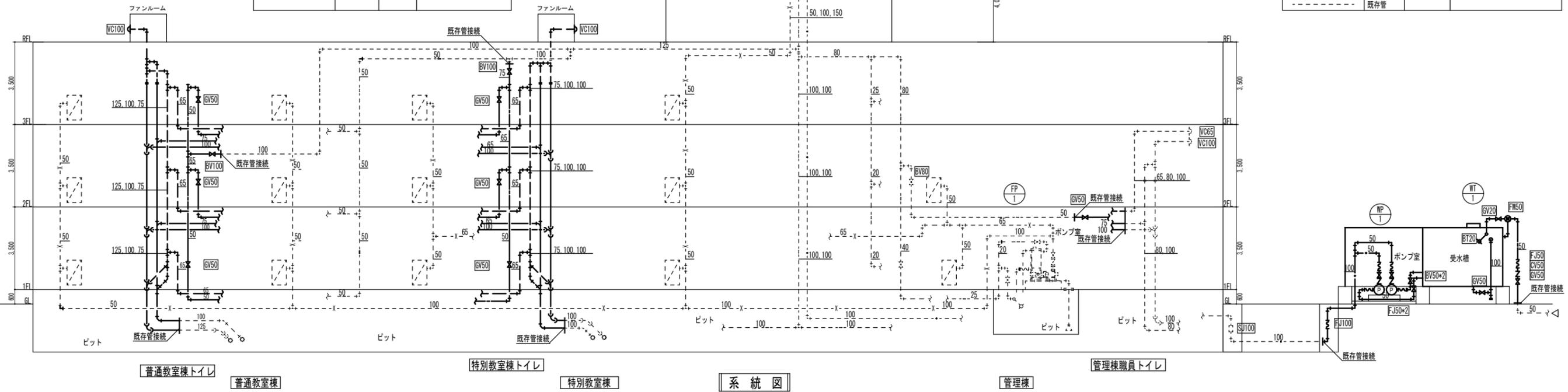
✕ ✕ 撤去部分を表す。

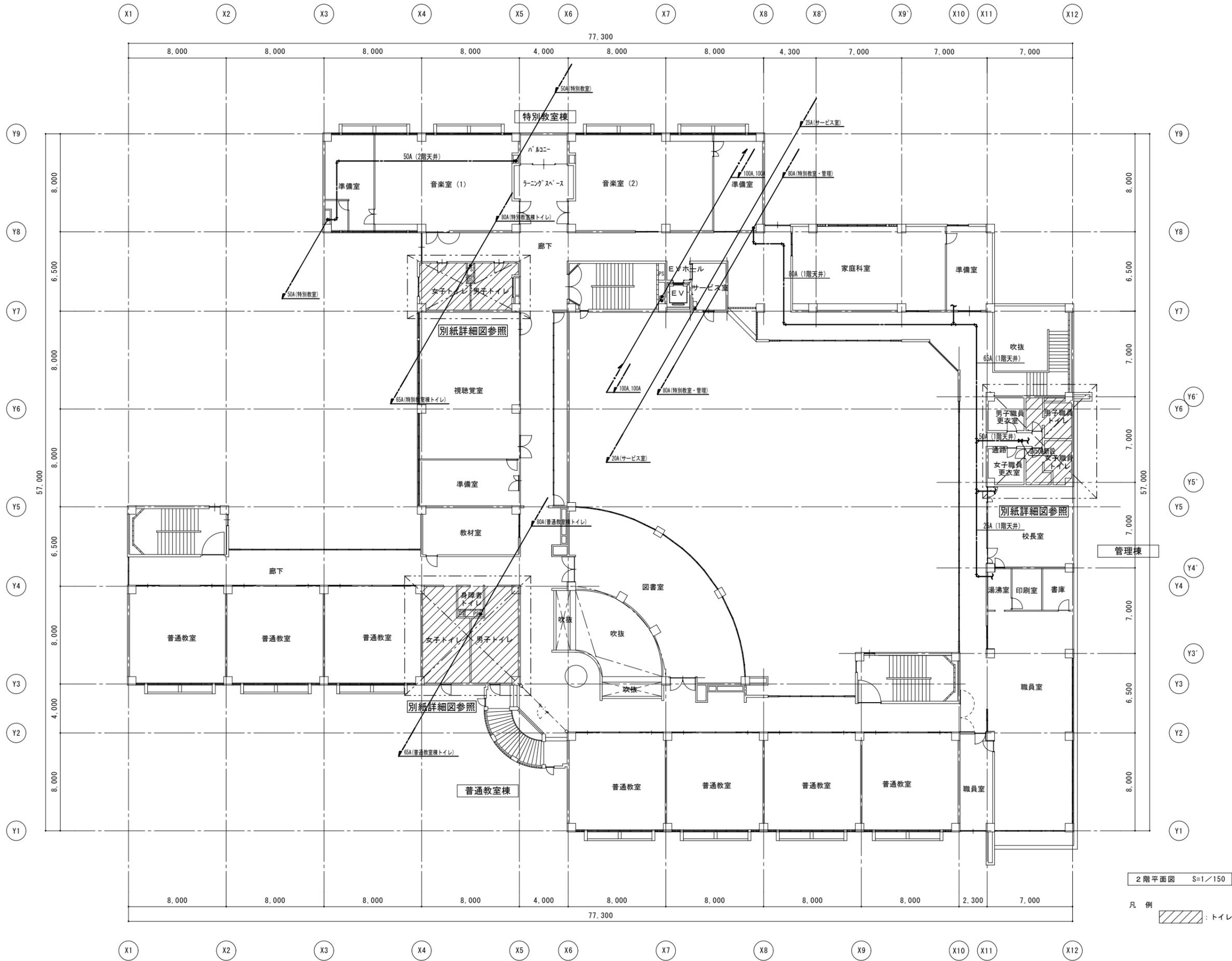


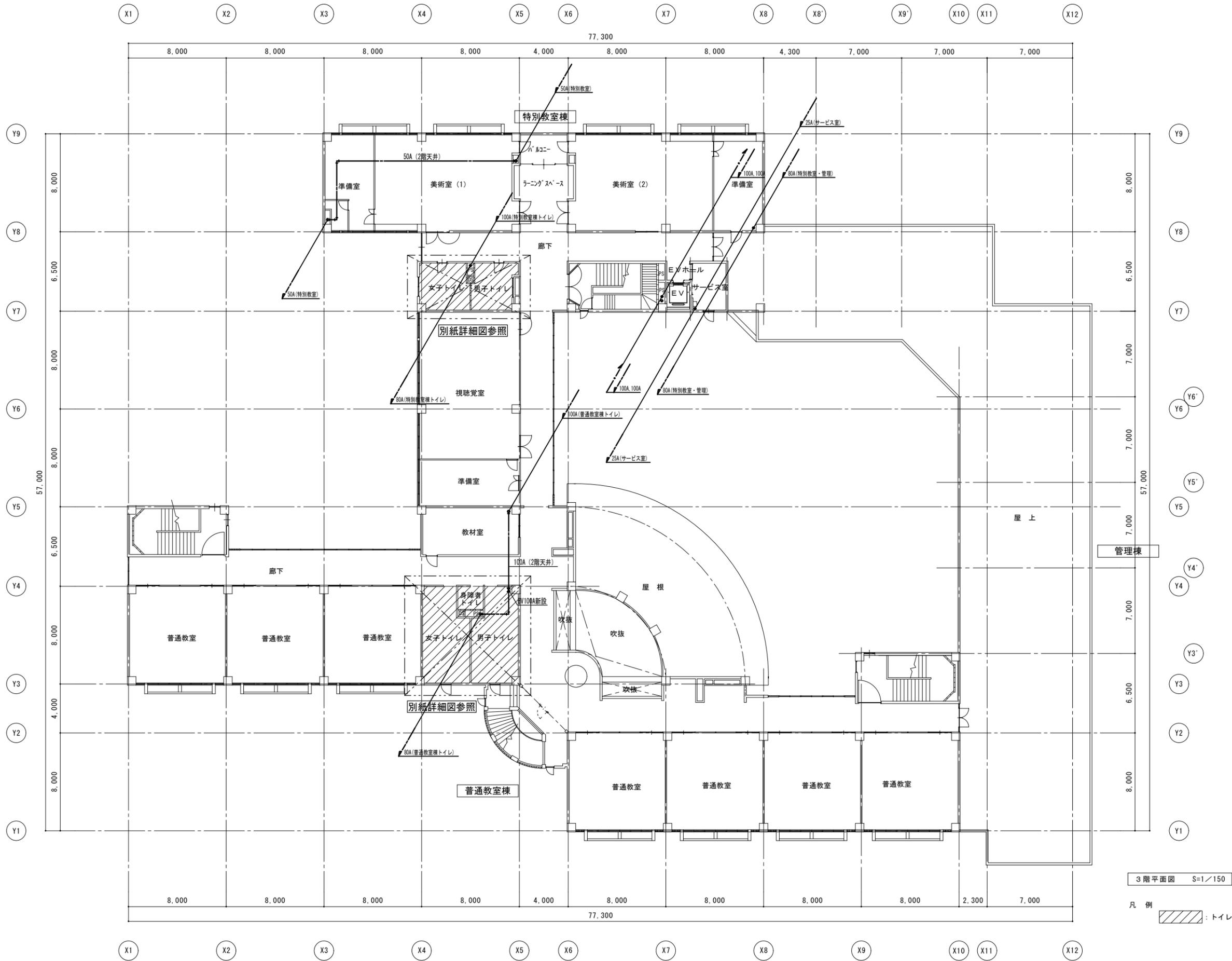
記号	名称	施工区分	仕様
—	給水管	ビッド内	耐衝撃性塩化ビニル管 (HIVP)
—	汚水管	ビッド内	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)
—	排水管	ビッド内	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)
—	通気管	ビッド内	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)
—	既存管		



記号	名称	施工区分	仕様
—	給水管	天井・PS内	耐衝撃性塩化ビニル管 (HIVP)
—	汚水管	天井・PS内	耐火性硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)
—	排水管	天井・PS内	耐火性硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)
—	通気管	天井・PS内	耐火性硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)
—	消火栓管	機械室・露出	配管用炭素鋼管 (白)
—	既存管		

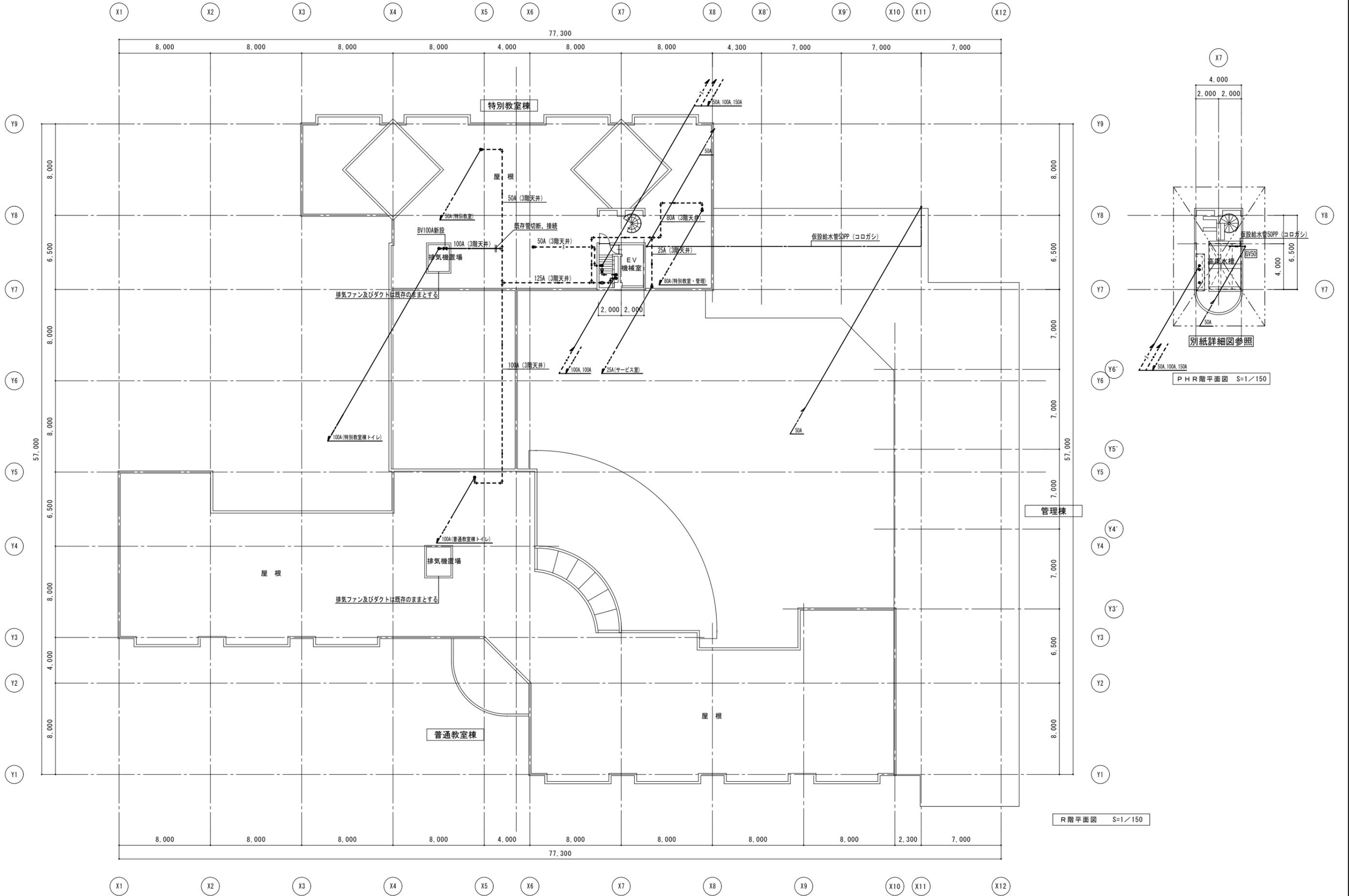




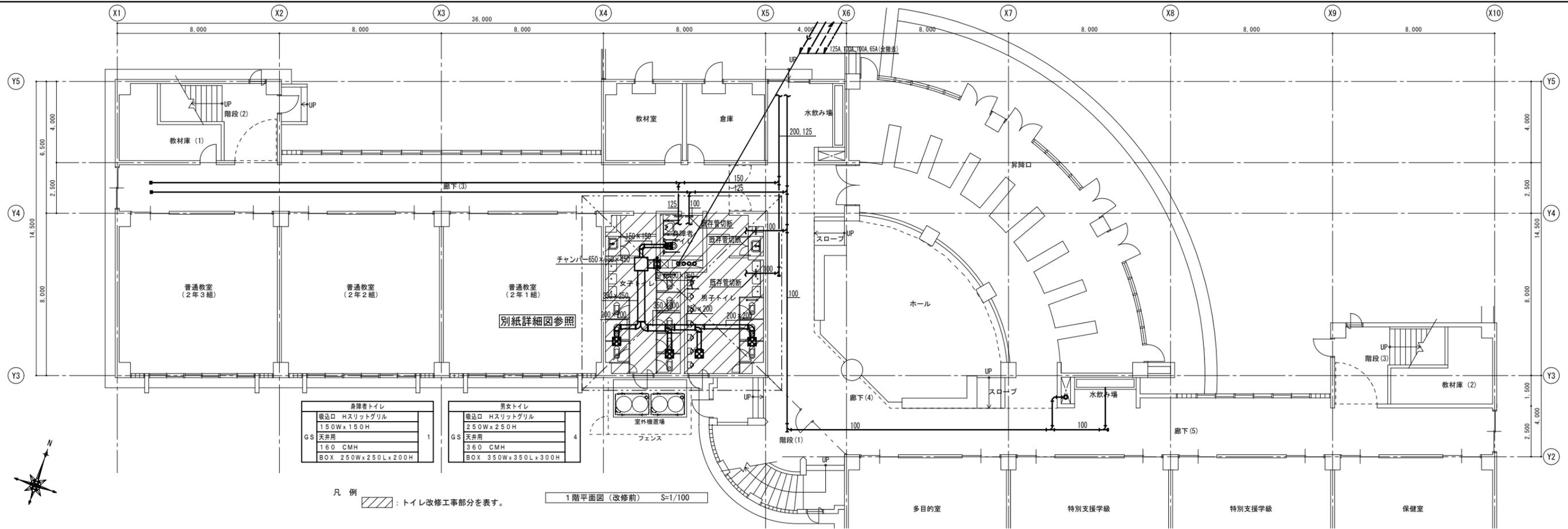


3階平面図 S=1/150

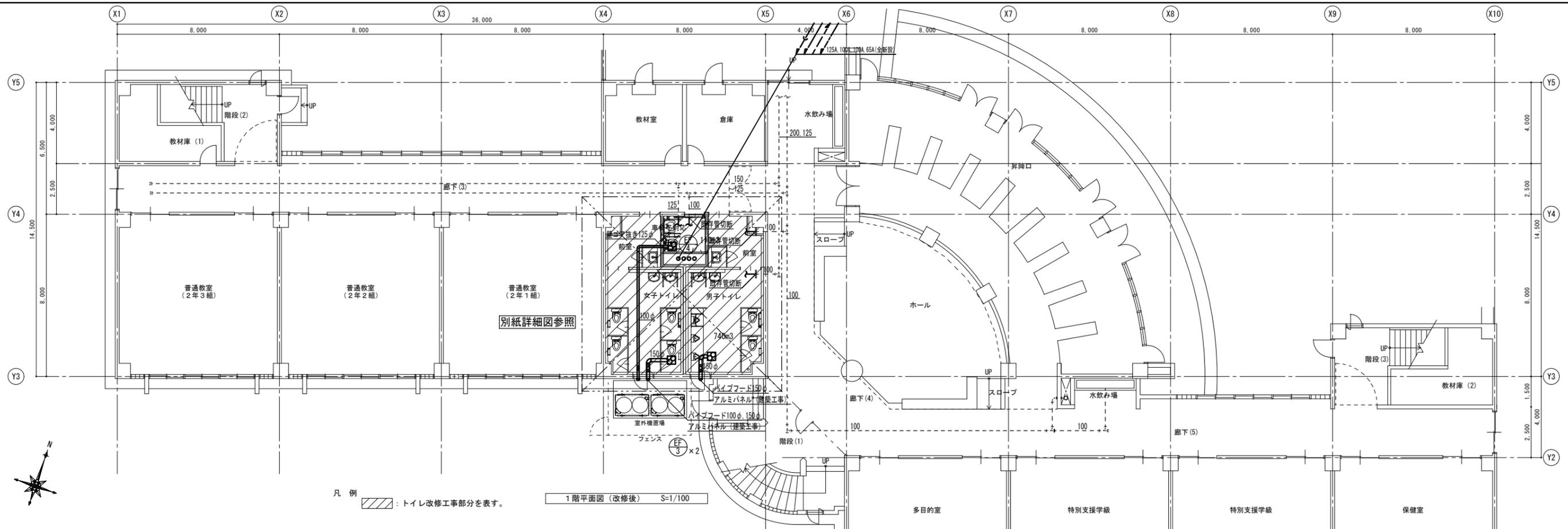
凡例
 : トイレ改修工事部分を表す。



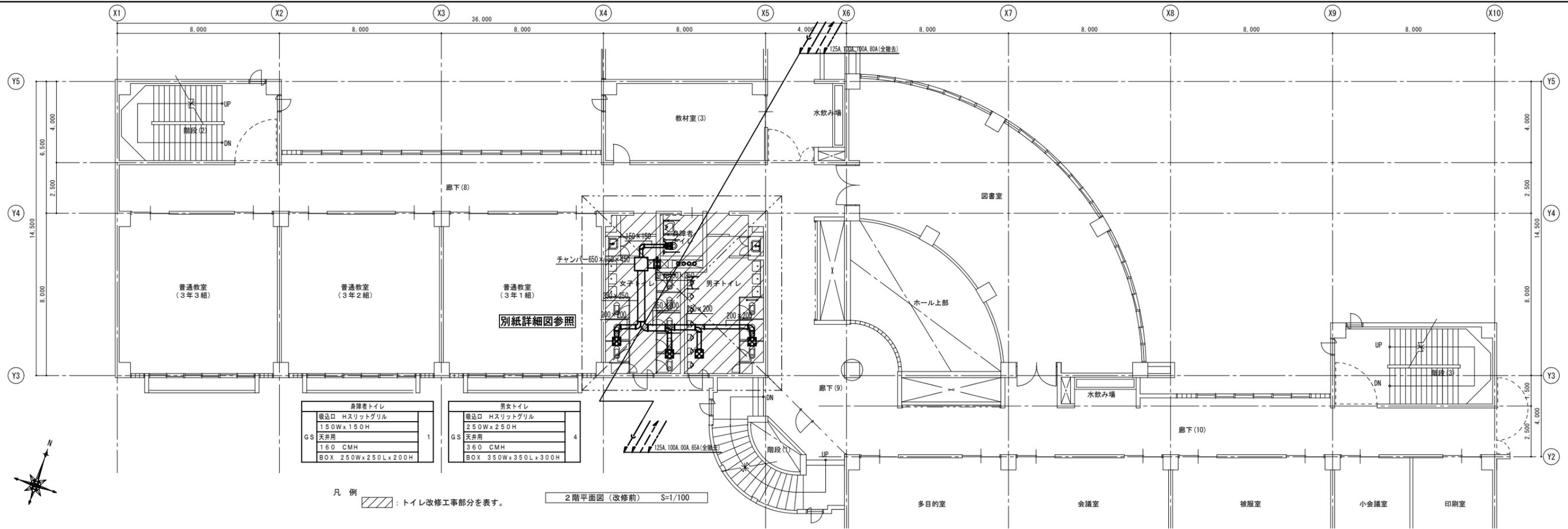
改修前



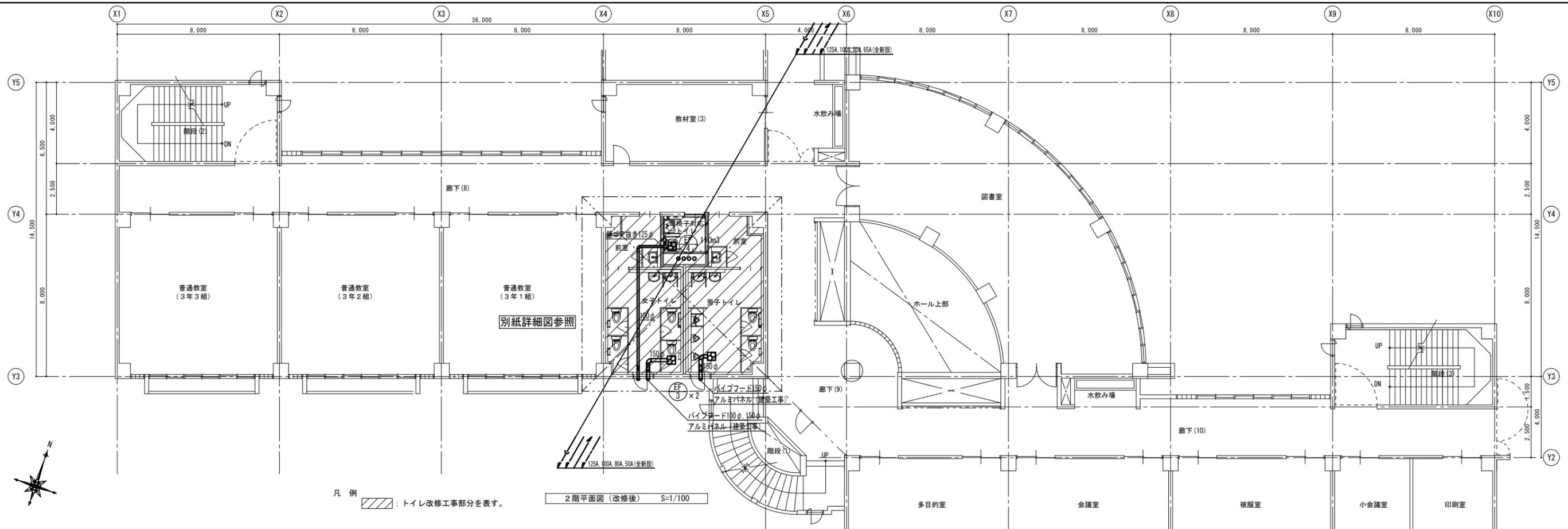
改修後



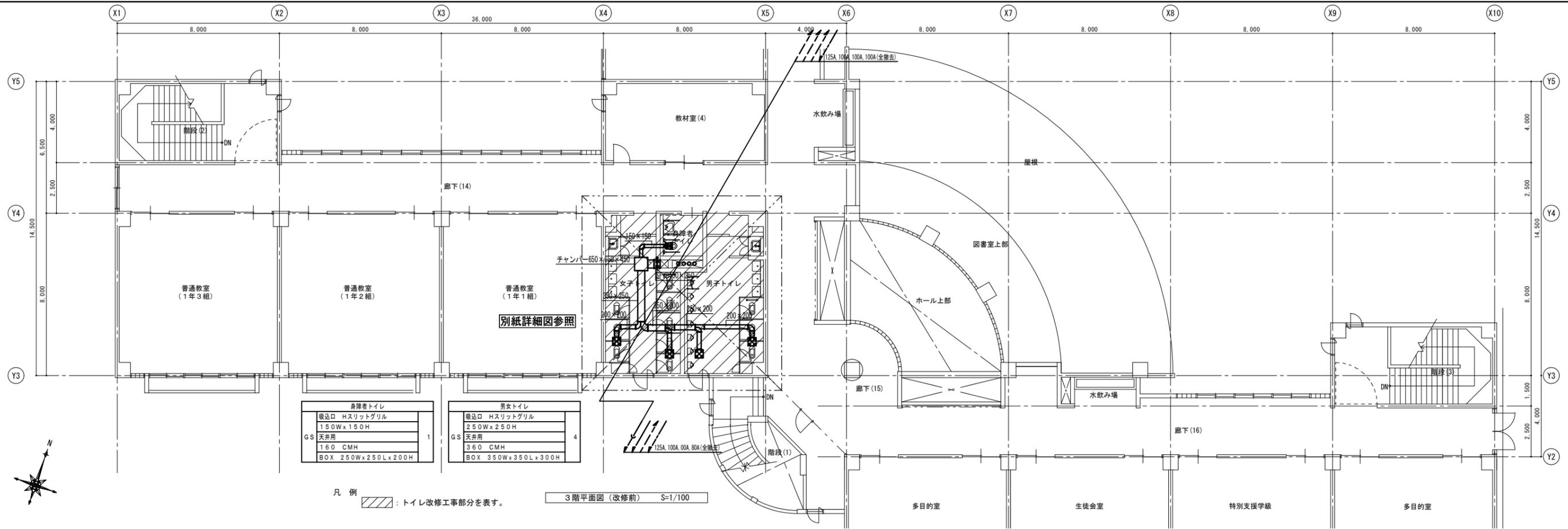
改修前



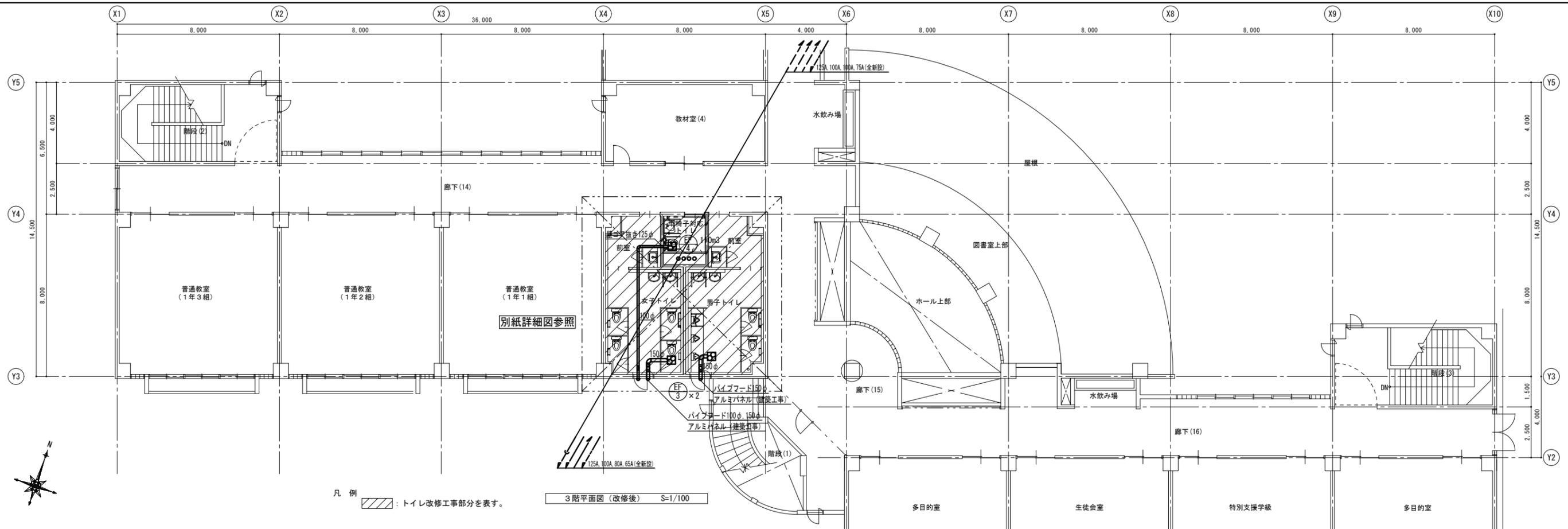
改修後



改修前



改修後



※撤去工事要領

1. 衛生器具及び手すりを撤去する。
2. 換気ダクト及び制気口を全て撤去する。(別紙図参照)
3. 給排水、通気管及び配管付属品を、保温共撤去する。
4. 屋内消火栓は既存のままとする。
5. 便器撤去後のスラブコンクリート補修及び仕上げは、建築工事とする。
6. ピット内の溜まり水を汲み取り・処分(19m³)、清掃・消毒する。

撤去管凡例

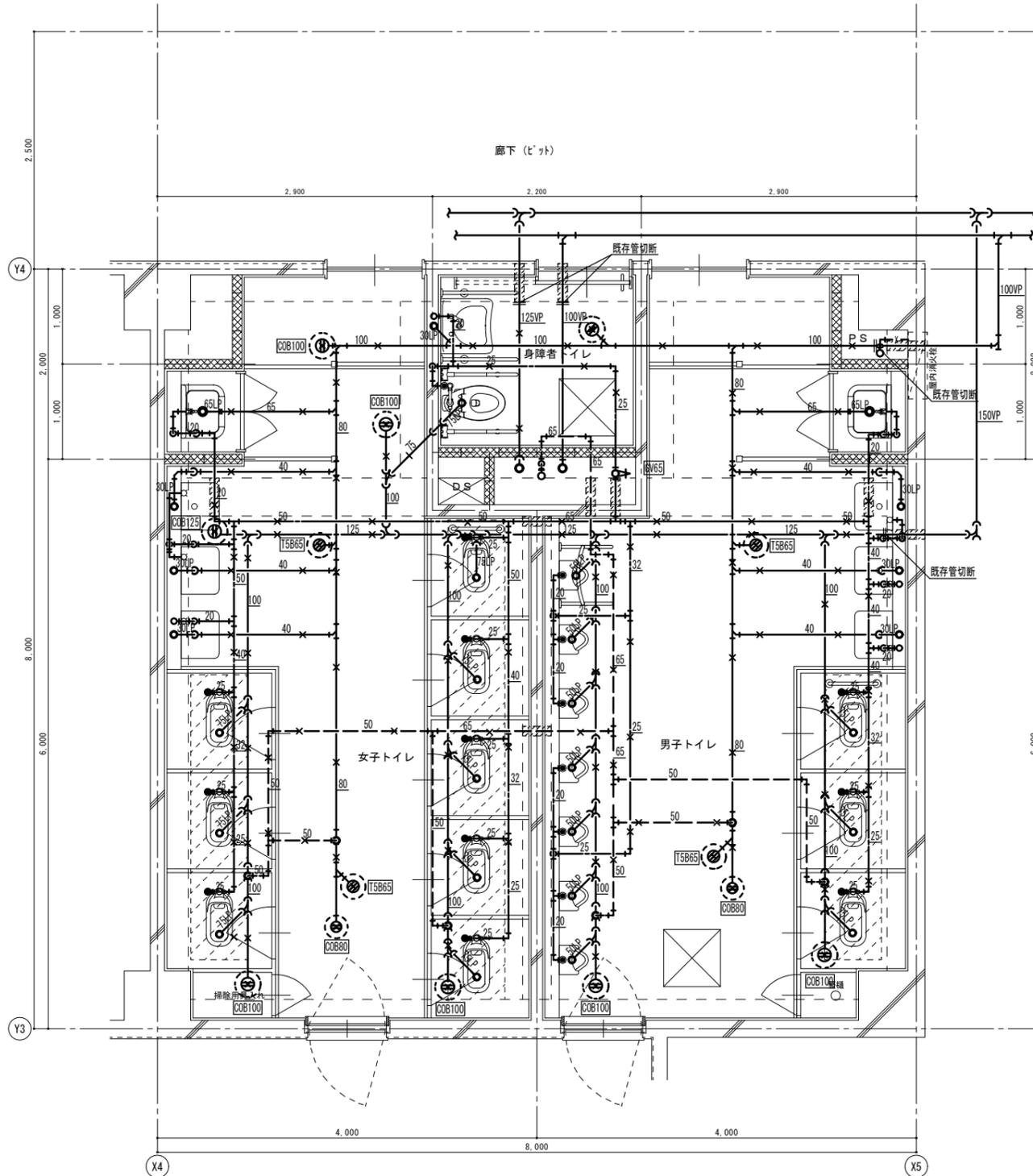
記号	名称	仕様
—x—x—	給水管(保温共)	給水用塩ビライニング鋼管(SGP-VB)
—x—x—	汚水管(保温共)	排水用鋼鉄管(メカニカル)
—x—x—	排水管(保温共)	配管用鋼管(白)
—x—x—	排水管(保温共)	排水用鉛管(HASS)
—x—x—	通気管	配管用鋼管(白)

※改修工事要領

1. 衛生器具及び手すりを新設する。
2. 天井扇及びダクト、パイプフードを新設する。
3. 給排水、通気管及び配管付属品を、保温共新設する。
4. 屋内消火栓は既存のままと給排水管を接続する。

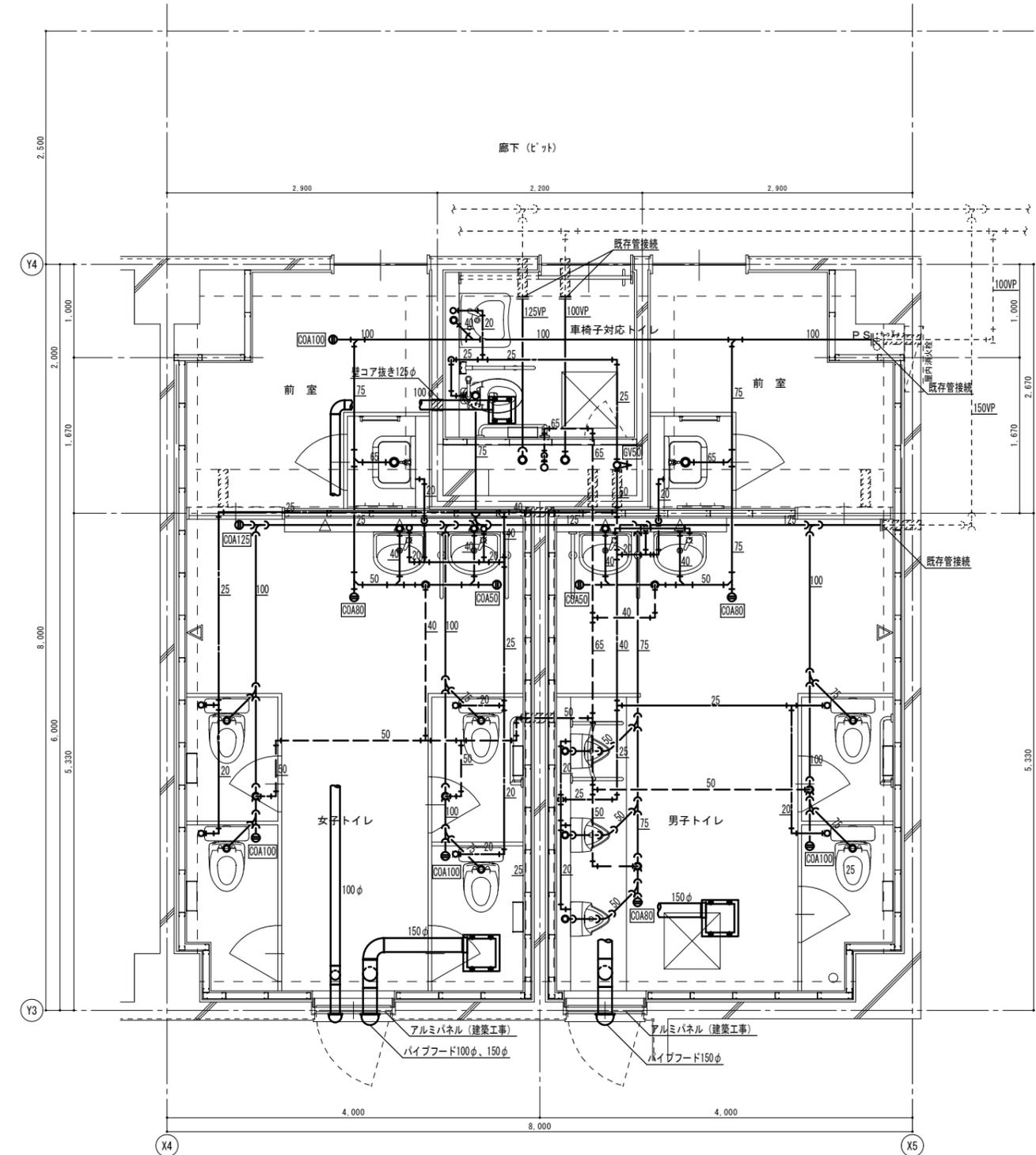
新設管凡例

記号	名称	仕様
—x—x—	給水管(保温共)	給水用耐衝撃性塩ビ管(HIWP)
—x—x—	汚水管(保温なし)	硬質ポリ塩化ビニル管(VP)
—x—x—	排水管(保温なし)	硬質ポリ塩化ビニル管(VP)
—x—x—	通気管	硬質ポリ塩化ビニル管(VP)
—x—x—	換気ダクト	スパイラルダクト
—x—x—	既存管	



1階平面詳細図(改修前) S=1/30

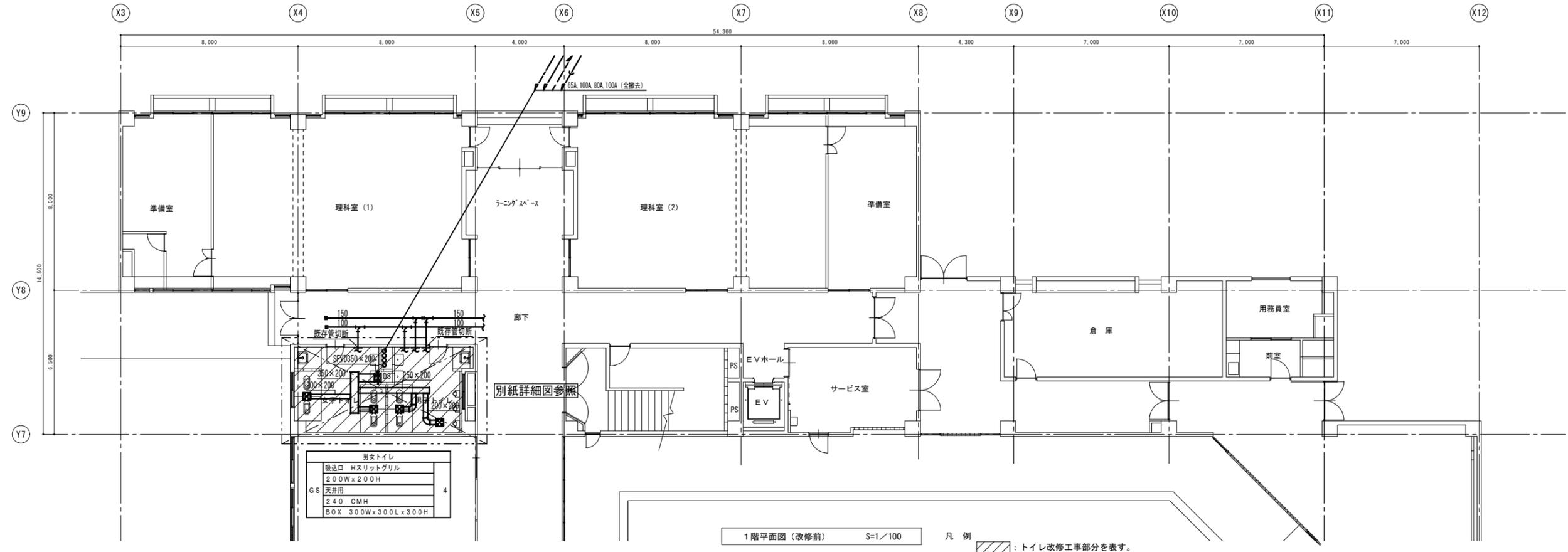
凡例
 [Symbol] : 和便器開口部閉塞部分を表す。(建築工事)
 [Symbol] : コンクリートブロック100壁 撤去部分を表す。(建築工事)



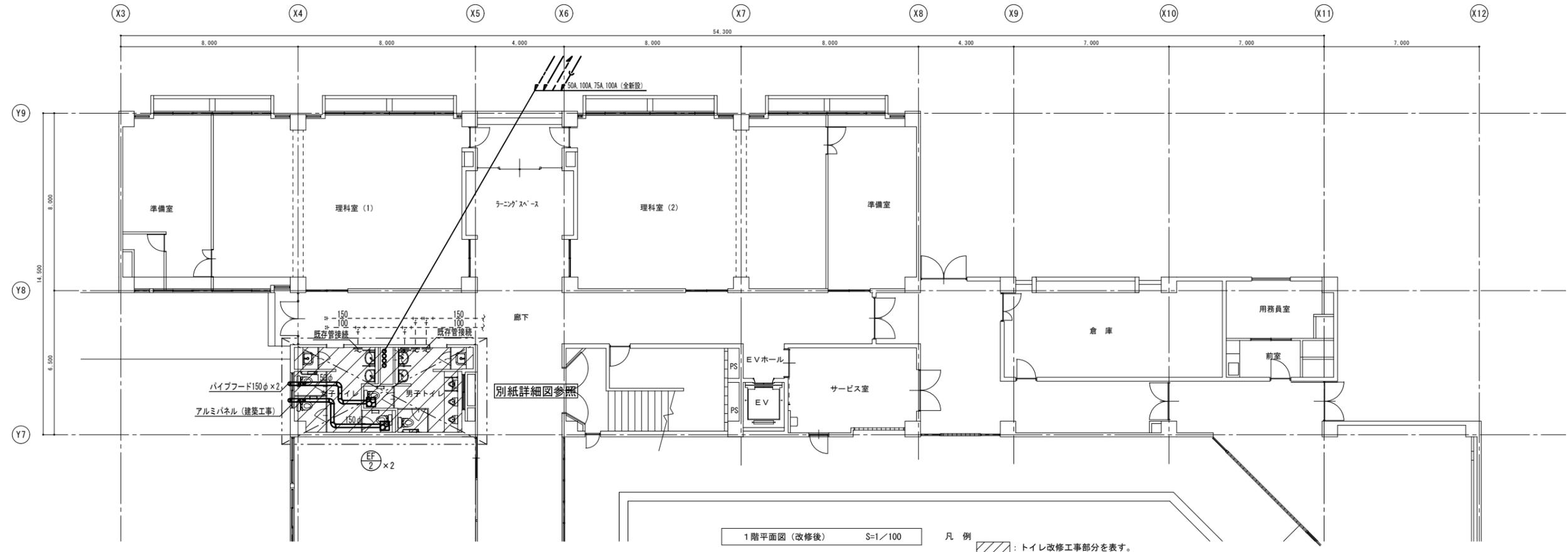
1階平面詳細図(改修後) S=1/30

凡例
 [Symbol] : 化粧鏡取付け位置を表す。(機械設備工事)
 [Symbol] : 姿見(全身鏡)取付け位置を表す。(機械設備工事)

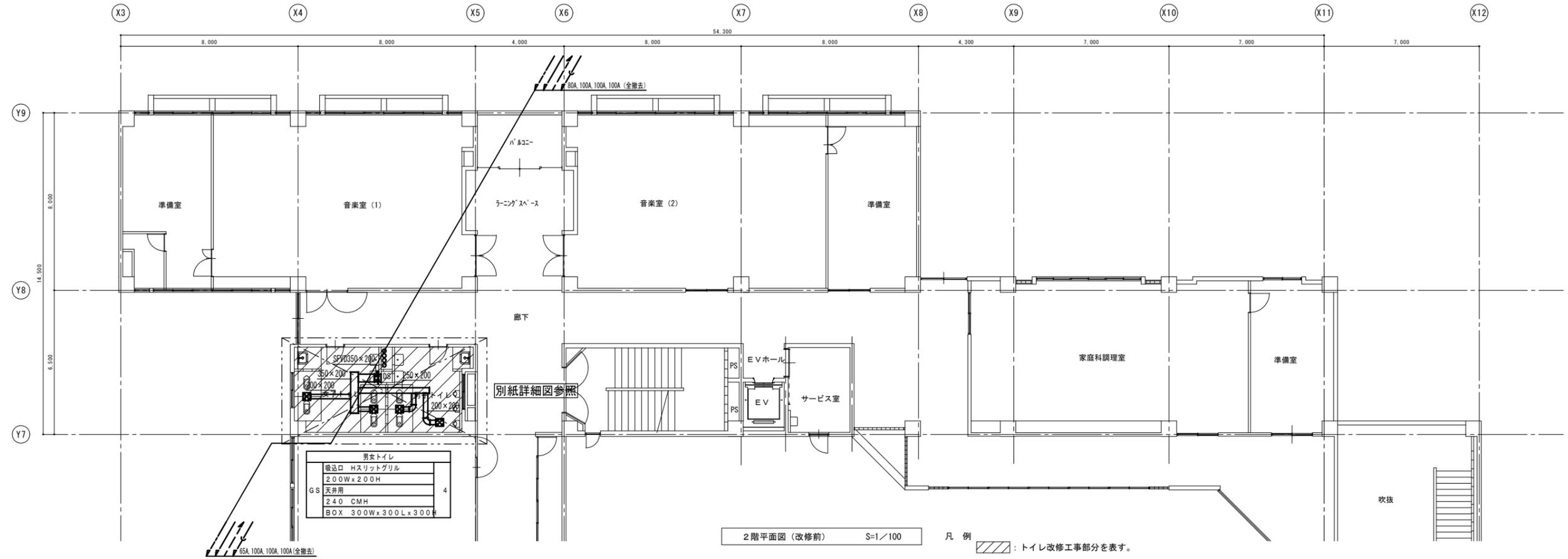
改修前



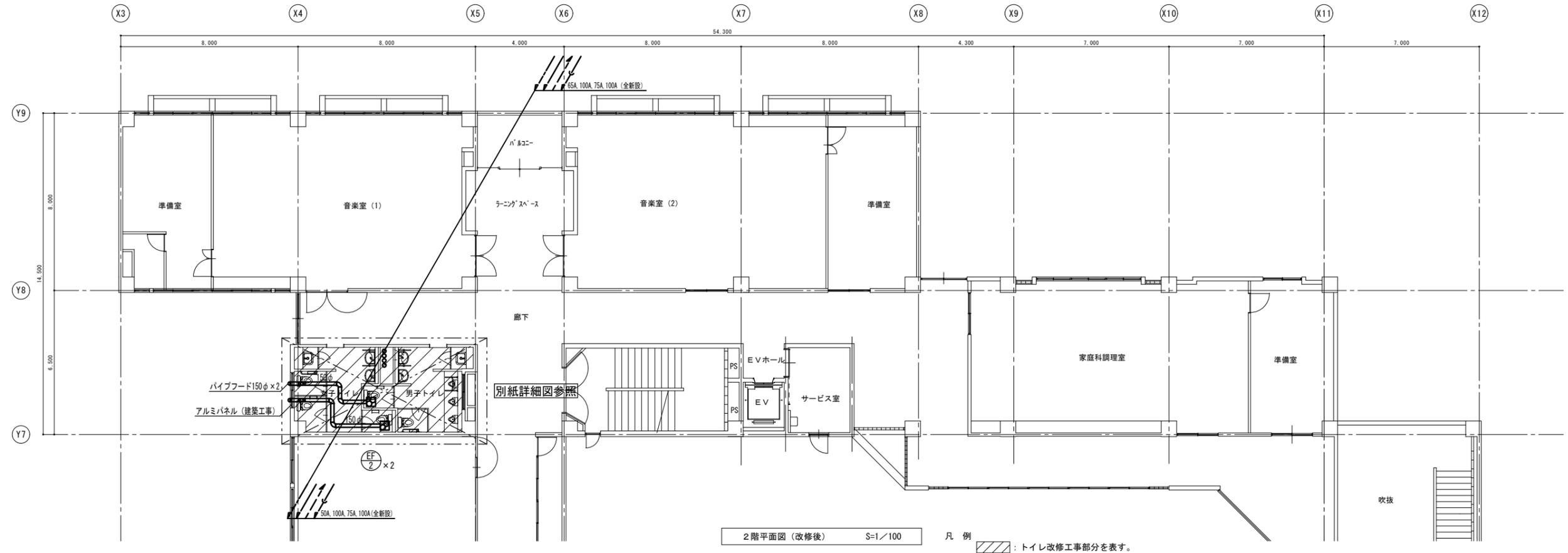
改修後



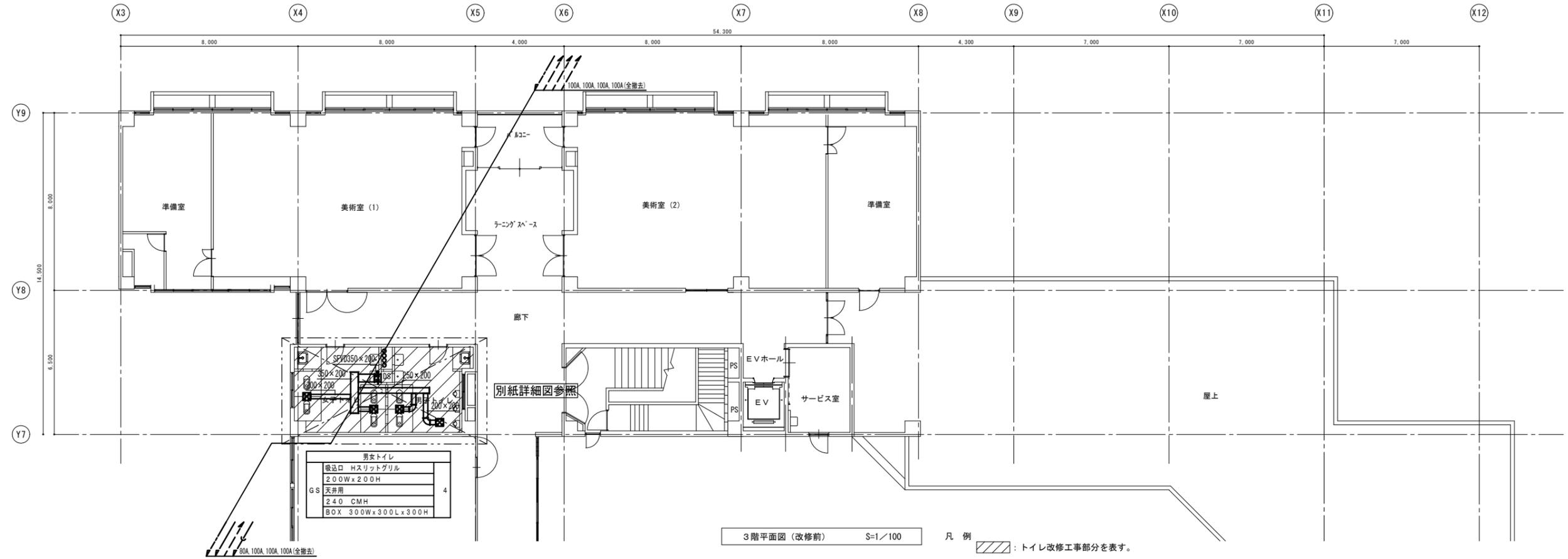
改修前



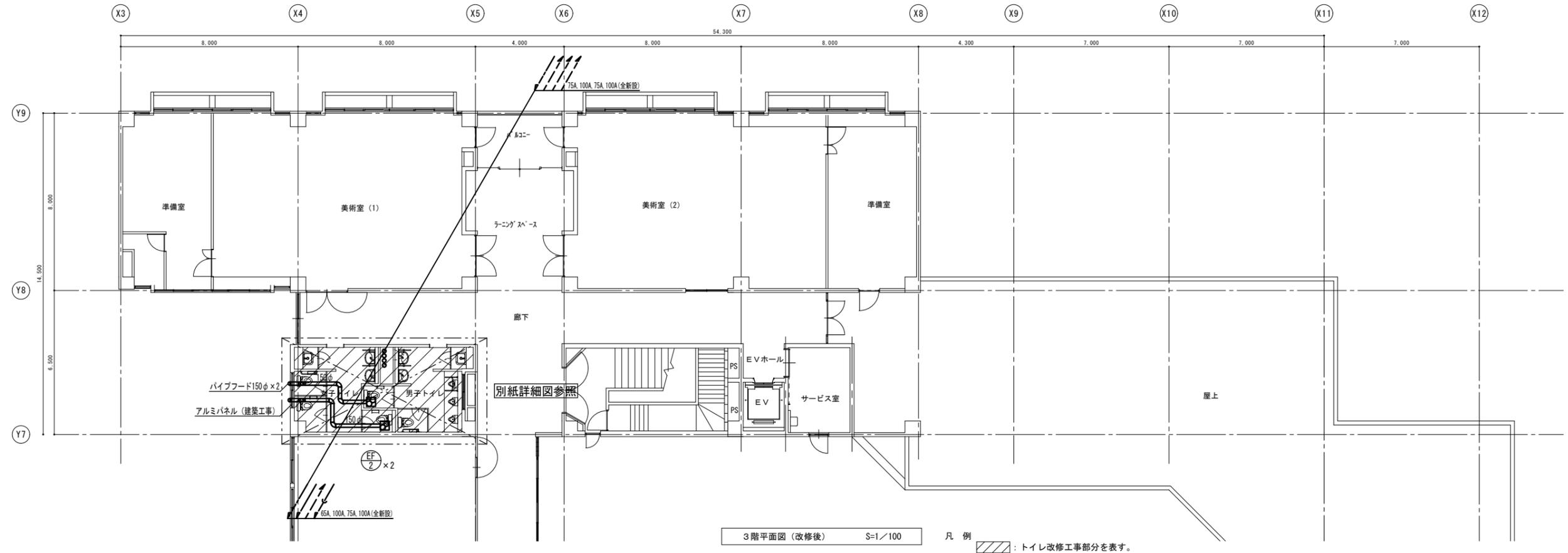
改修後



改修前



改修後



※撤去工事要領

1. 衛生器具及び手すりを撤去する。
2. 換気ダクト及び制気口を全て撤去する。(別紙図参照)
3. 給排水、通気管及び配管付属品を、保温共撤去する。
4. 水飲み流しは既存のままとする。
5. 便器撤去後のスラブコンクリート補修及び仕上げは、建築工事とする。
6. ピット内の溜まり水を汲み取り・処分(10m3)、清掃・消毒する。

撤去管凡例

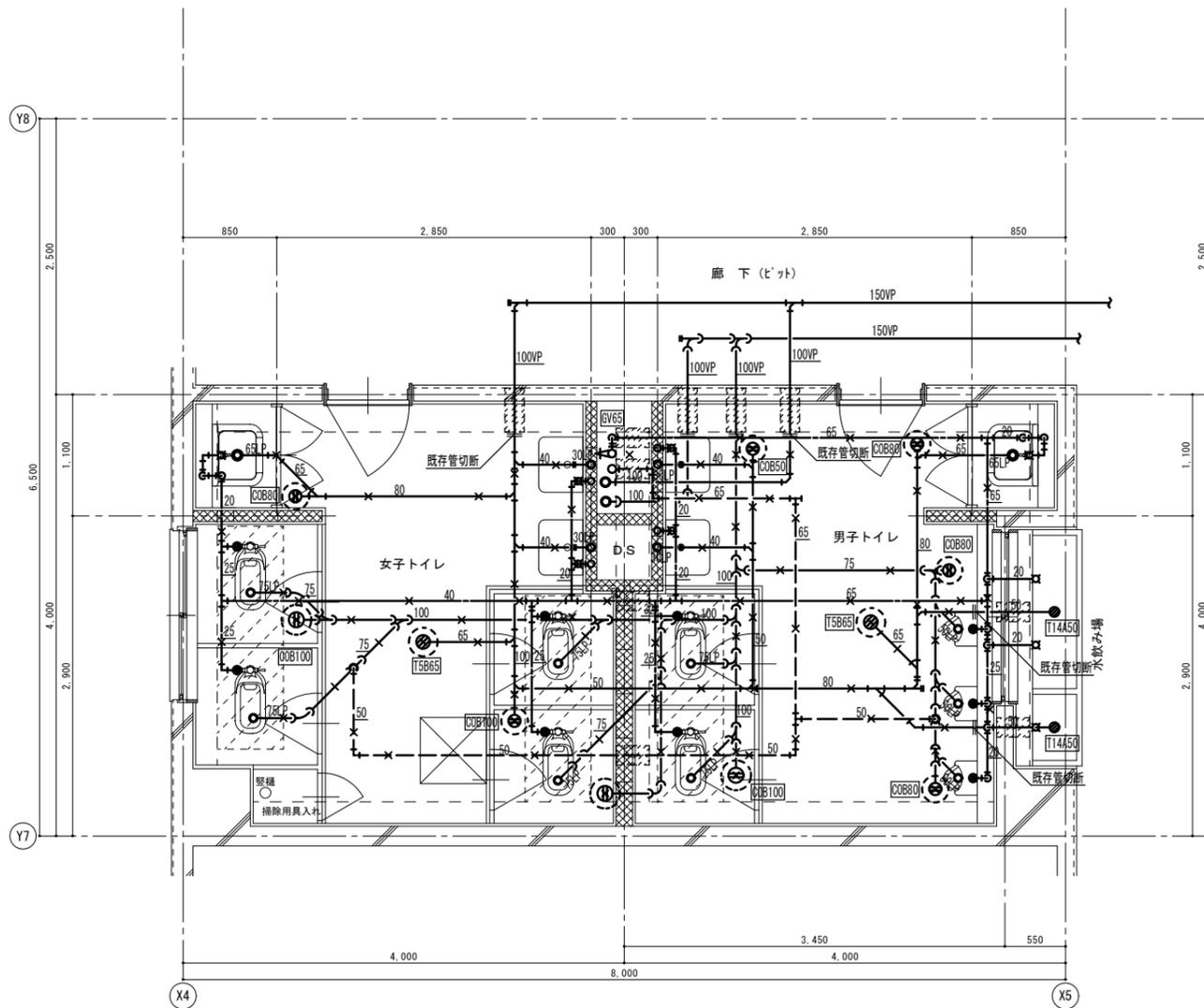
記号	名称	仕様
---x---	給水管(保温共)	給水用塩ビライニング鋼管(SGP-VB)
---x■---	汚水管(保温共)	排水用鋼鉄管(メカニカル)
---x---	排水管(保温共)	配管用鋼管(白)
---LP---	排水管(保温共)	排水用鉛管(HASS)
---x---	通気管	配管用鋼管(白)

※改修工事要領

1. 衛生器具及び手すりを新設する。
2. 天井扇及びダクト、パイプフードを新設する。
3. 給排水、通気管及び配管付属品を、保温共新設する。
4. 水飲み流しは既存のままと給排水管を接続する。

新設管凡例

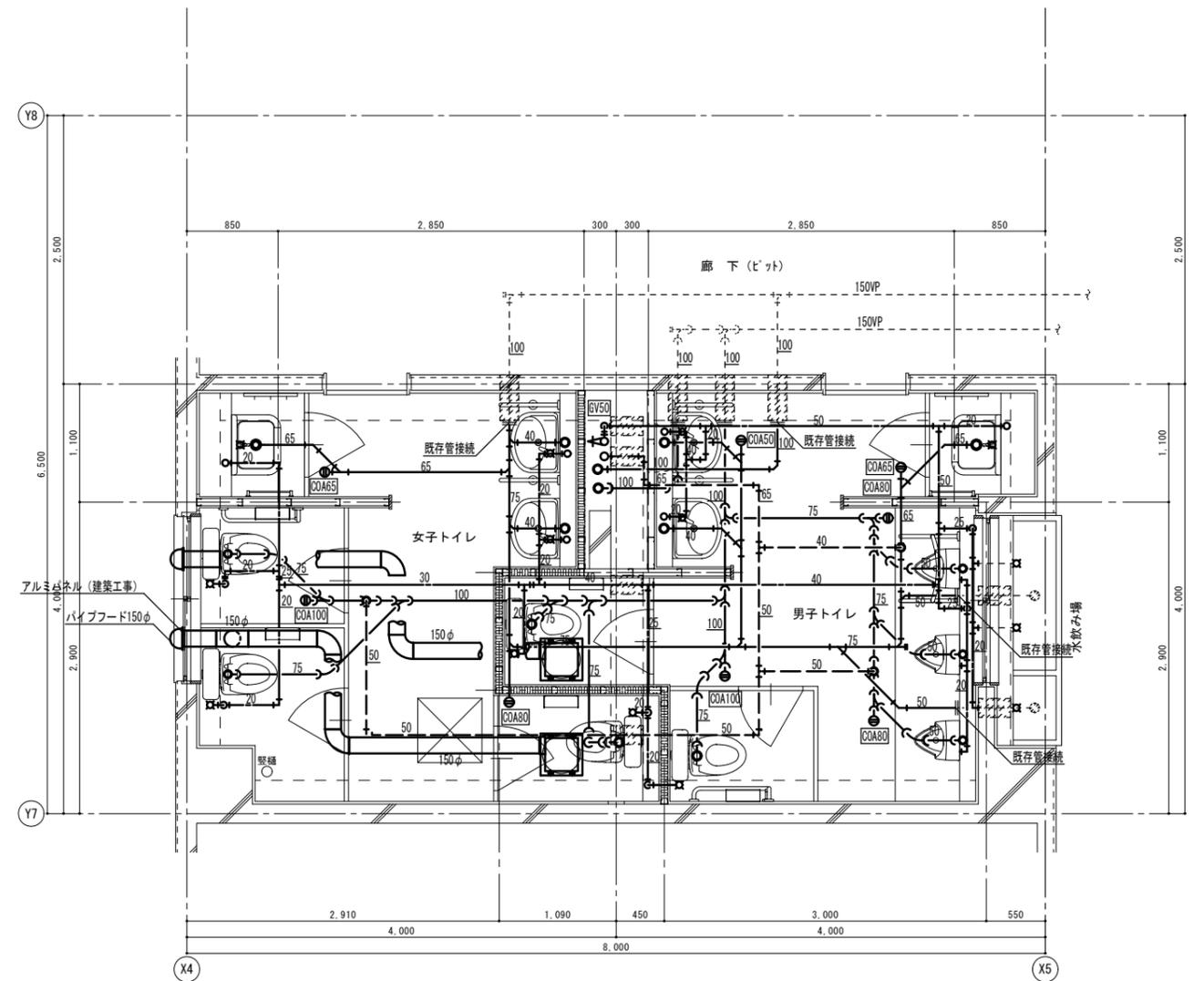
記号	名称	仕様
---	給水管(保温共)	給水用耐衝撃性塩化ビニル管(HIVP)
---	汚水管(保温なし)	硬質ポリ塩化ビニル管(VP)
---	排水管(保温なし)	硬質ポリ塩化ビニル管(VP)
---	通気管	硬質ポリ塩化ビニル管(VP)
---	換気ダクト	スパイラルダクト
---	既存管	



1階平面詳細図(改修前) S=1/30

凡例

- 和便器開口部閉塞部分を表す。(建築工事)
- コンクリートブロックt100、t150壁 撤去部分を表す。(建築工事)



1階平面詳細図(改修後) S=1/30

※撤去工事要領

1. 衛生器具及び手すりを撤去する。
2. 換気ダクト及び制気口を全て撤去する。(別紙図参照)
3. 給排水、通気管及び配管付属品を、保温共撤去する。
4. 水飲み流しは既存のままとする。
5. 便器撤去後のスラブコンクリート補修及び仕上げは、建築工事とする。

撤去管凡例

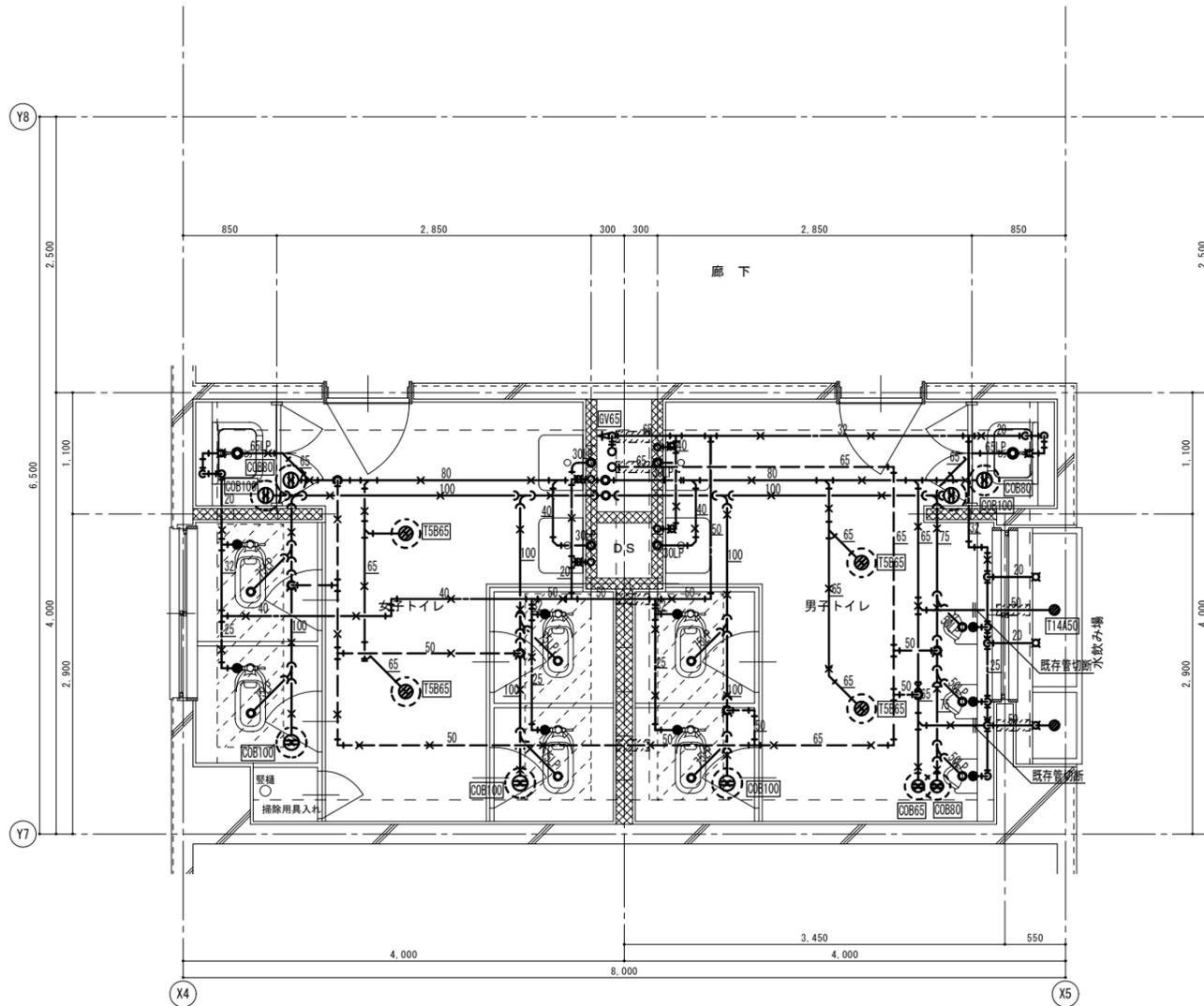
記号	名称	仕様
—x—x—	給水管 (保温共)	給水用塩ビライニング鋼管 (SGP-VB)
—x■—x	汚水管 (保温共)	排水用鑄鉄管 (メカニカル)
—x—x—	排水管 (保温共)	配管用鋼管 (白)
—x—LP—x	排水管 (保温共)	排水用鉛管 (HASS)
—x—x—	通気管	配管用鋼管 (白)

※改修工事要領

1. 衛生器具及び手すりを新設する。
2. 天井扇及びダクト、パイプフードを新設する。
3. 給排水、通気管及び配管付属品を、保温共新設する。
4. 水飲み流しは既存のままと給排水管を接続する。

新設管凡例

記号	名称	仕様
—■—	給水管 (保温共)	給水用耐衝撃性塩化ビニル管 (HVP)
—■—	汚水管 (保温なし)	耐火性硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)
—■—	排水管 (保温なし)	耐火性硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)
—■—	通気管	耐火性硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)
—□—	換気ダクト	スパイラルダクト
—x—x—	既存管	

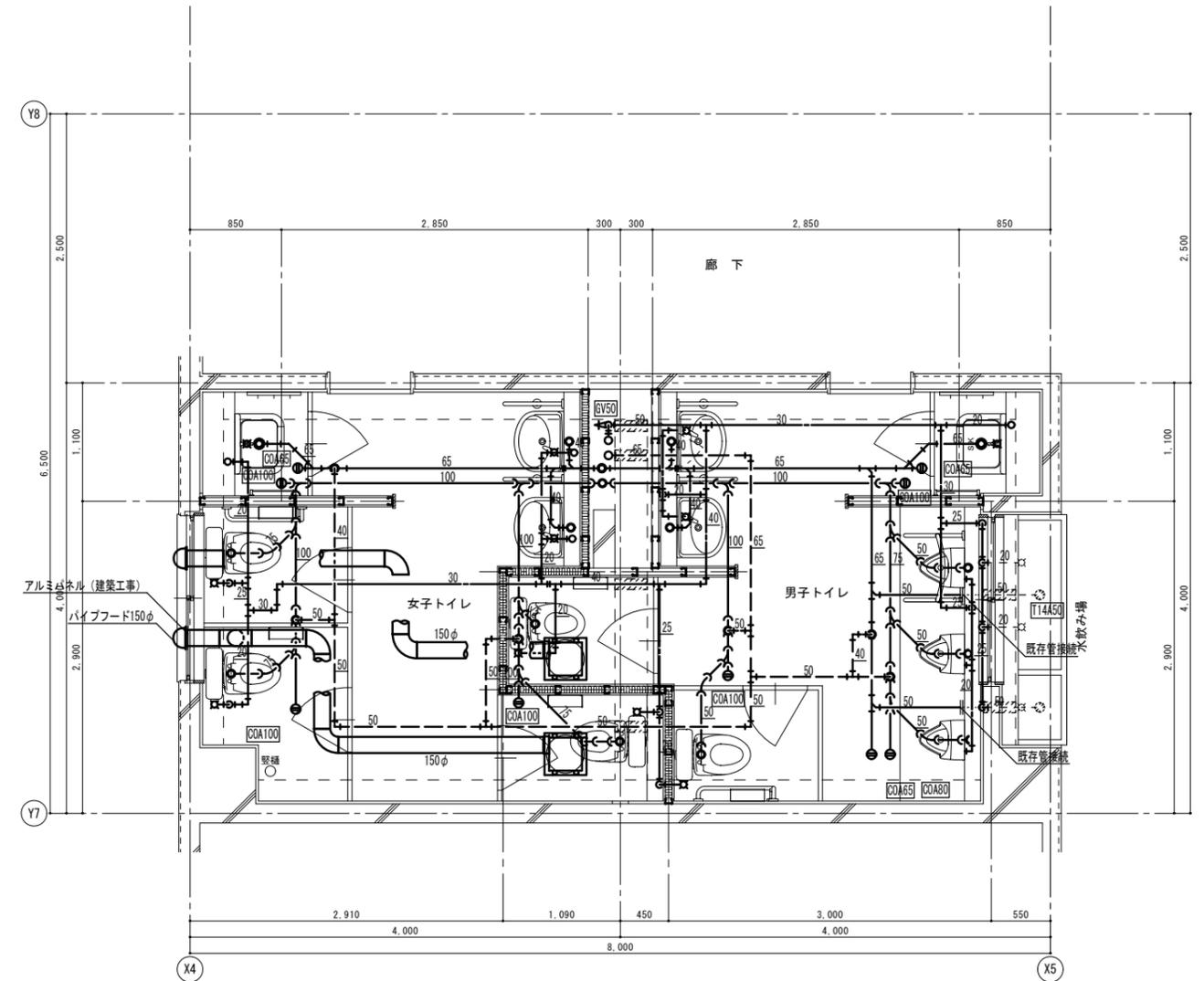


2, 3階平面詳細図 (改修前) S=1/30

凡例

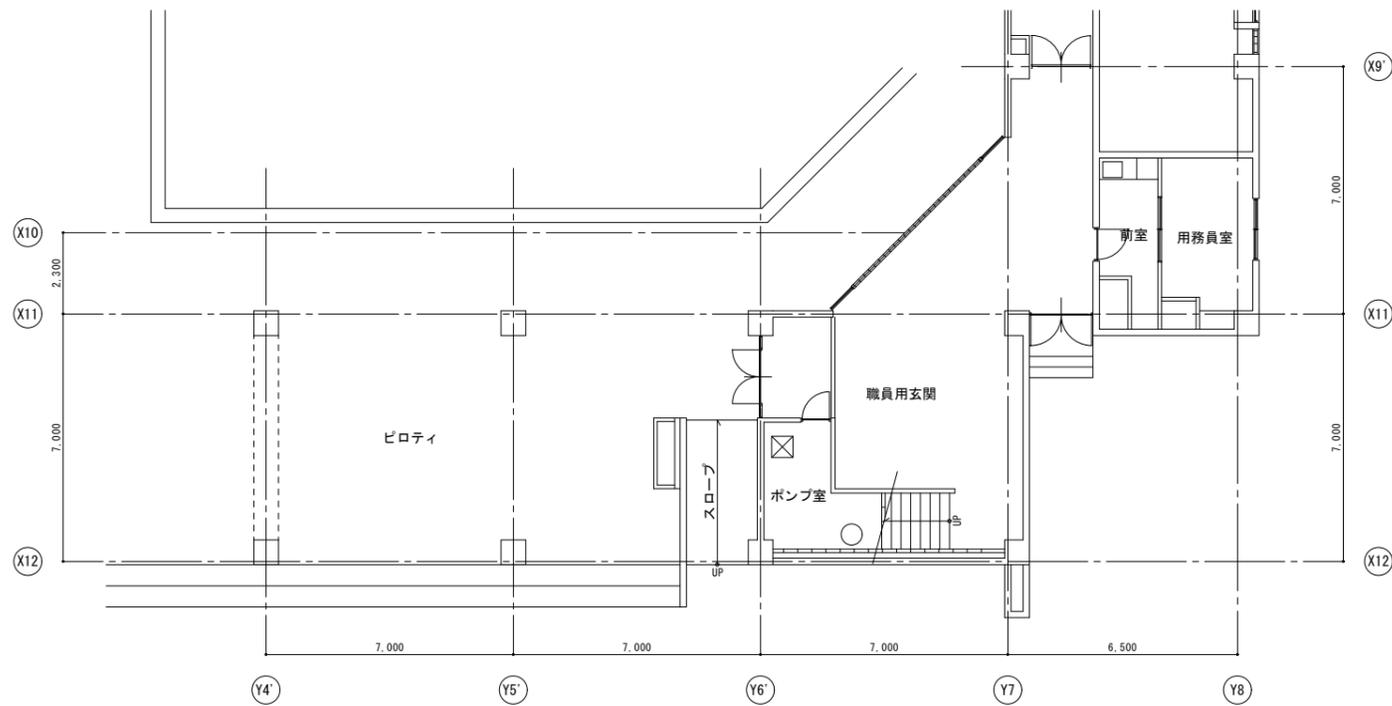
和便器開口部閉塞部分を表す。(建築工事)

コンクリートブロック t100, t150壁 撤去部分を表す。(建築工事)

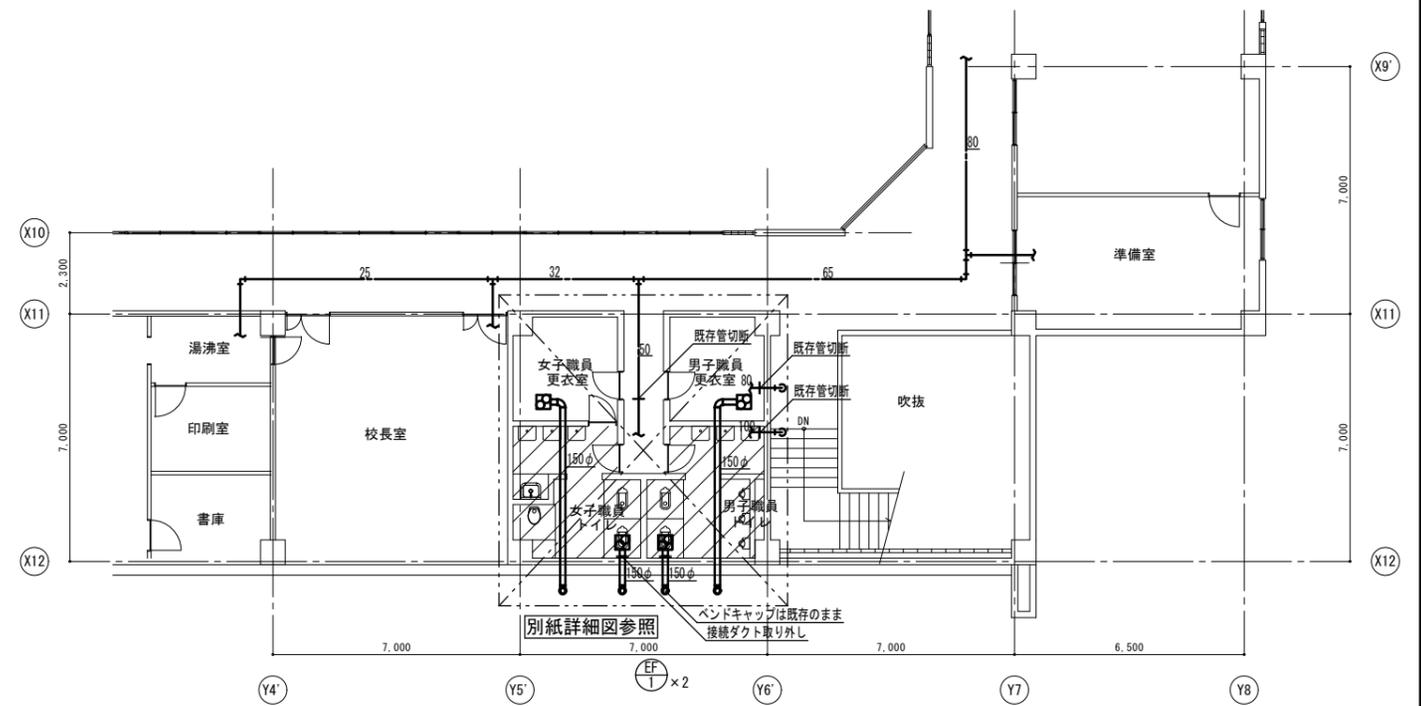


2, 3階平面詳細図 (改修後) S=1/30

改修前



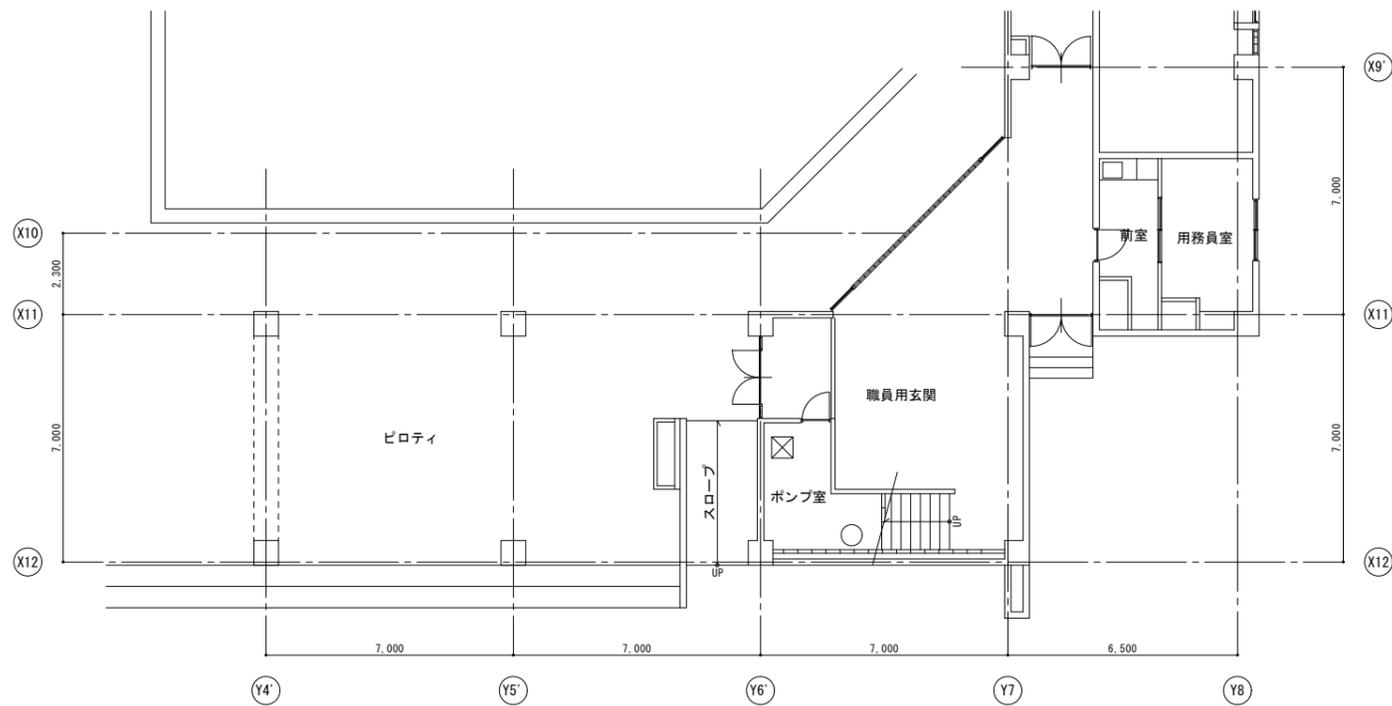
1階平面図 (改修前) S=1/100



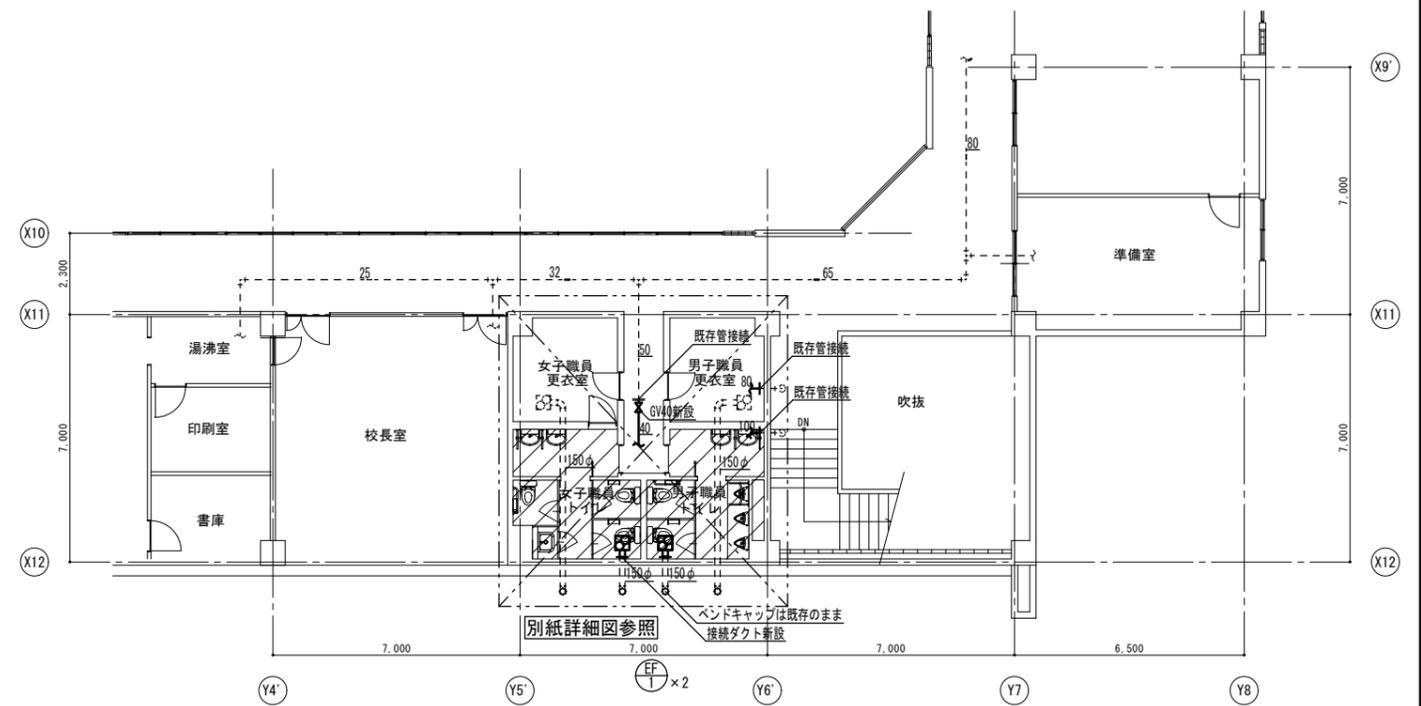
2階平面図 (改修前) S=1/100

凡例 : トイレ改修工事部分を表す。

改修後



1階平面図 (改修後) S=1/100



2階平面図 (改修後) S=1/100

凡例 : トイレ改修工事部分を表す。

※撤去工事要領

1. 衛生器具及び手すりを撤去する。
2. 天井扇を撤去、ダクトは天井扇接続部分を撤去する。
3. 給排水、通気管及び配管付属品を、保温共撤去する。
4. 更衣室の天井扇及びダクトは既存のままとする。
5. 便器撤去後のスラブコンクリート補修及び仕上げは、建築工事とする。

撤去管凡例

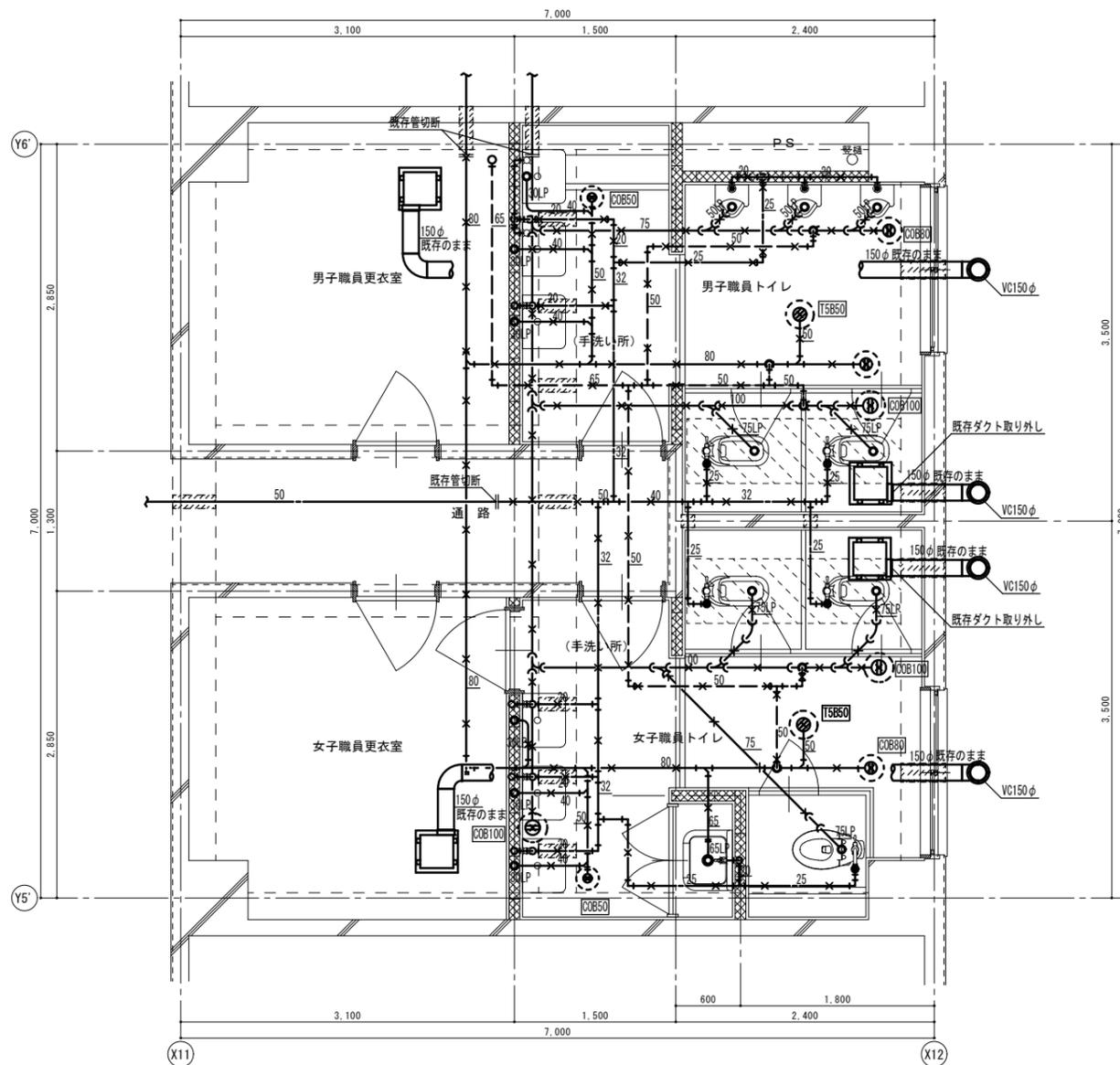
記号	名称	仕様
—x—x—	給水管 (保温共)	給水用塩ビライニング鋼管 (SGP-VB)
—x—■—x—	汚水管 (保温共)	排水用鋼鉄管 (メカニカル)
—x—x—x—	排水管 (保温共)	配管用鋼管 (白)
—x—LP—x—	排水管 (保温共)	排水用鉛管 (HASS)
—x—x—x—	通気管	配管用鋼管 (白)
—x—x—x—	換気ダクト	スパイラルダクト

※改修工事要領

1. 衛生器具及び手すりを新設する。
2. 天井扇を新設、ダクトは天井扇接続部分を新設する。
3. 給排水、通気管及び配管付属品を、保温共新設する。
4. 更衣室の天井扇及びダクトは既存のままとする。

新設管凡例

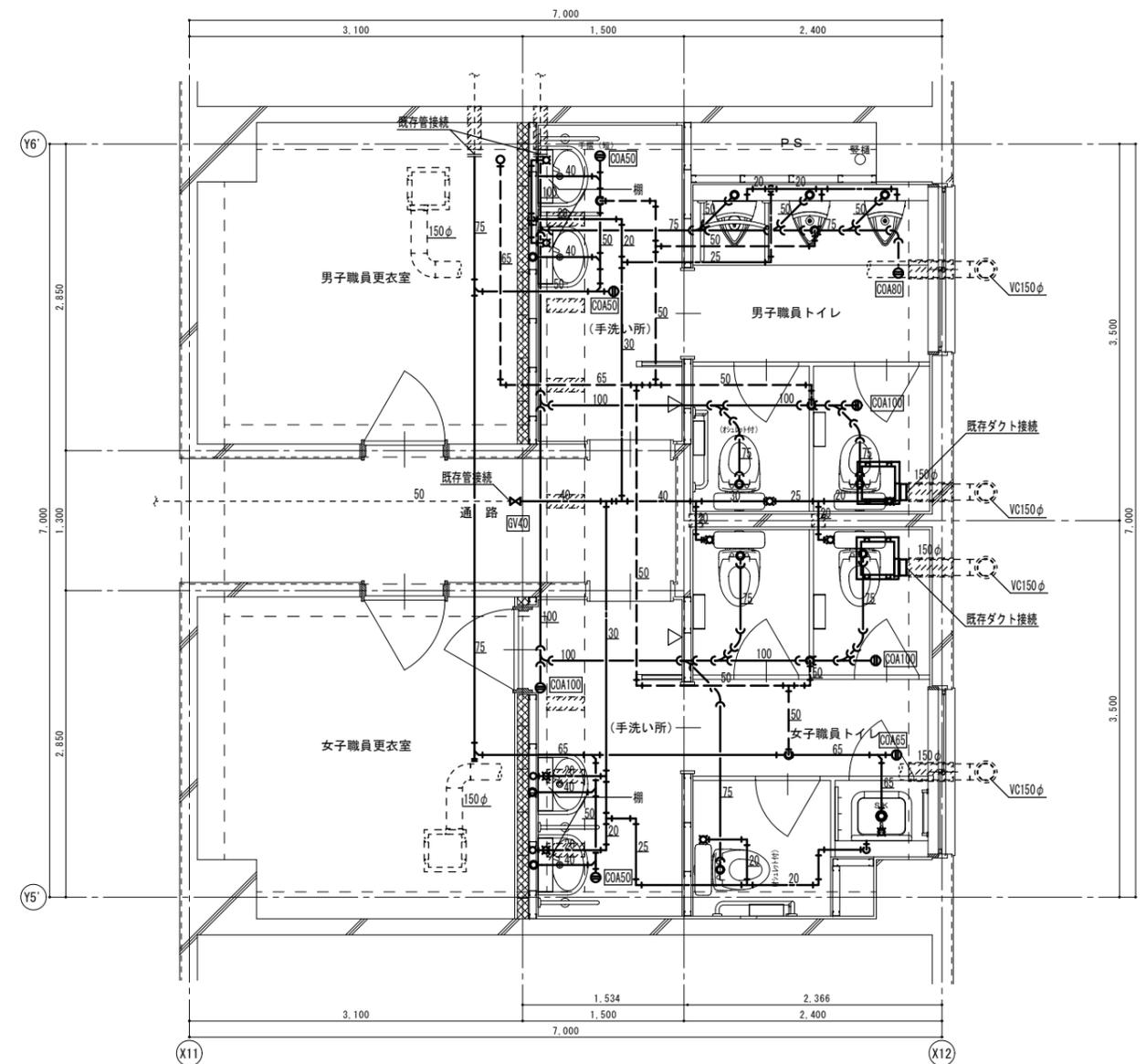
記号	名称	仕様
—x—x—	給水管 (保温共)	給水用耐衝撃性塩化ビニル管 (HIVP)
—x—■—x—	汚水管 (保温なし)	耐火性硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)
—x—x—x—	排水管 (保温なし)	耐火性硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)
—x—x—x—	通気管	耐火性硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)
—x—x—x—	換気ダクト	スパイラルダクト
—x—x—x—	既存管	



2階平面詳細図 (改修前) S=1/30

凡例

- : 和便器開口部閉塞部分を表す。(建築工事)
- ▨ : コンクリートブロック t100壁 撤去部分を表す。(一部残置 建築工事別図参照) (建築工事)



2階平面詳細図 (改修後) S=1/30

凡例

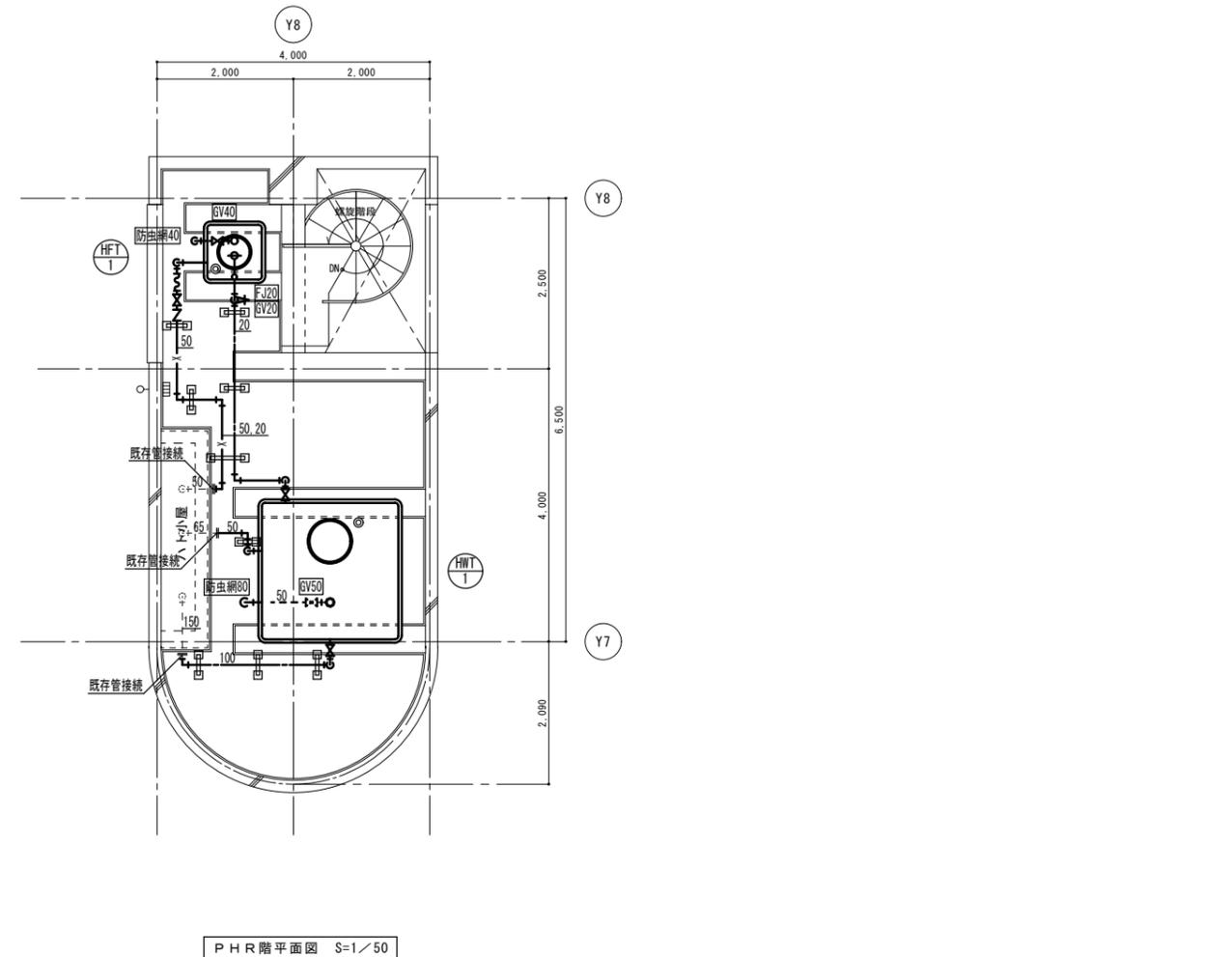
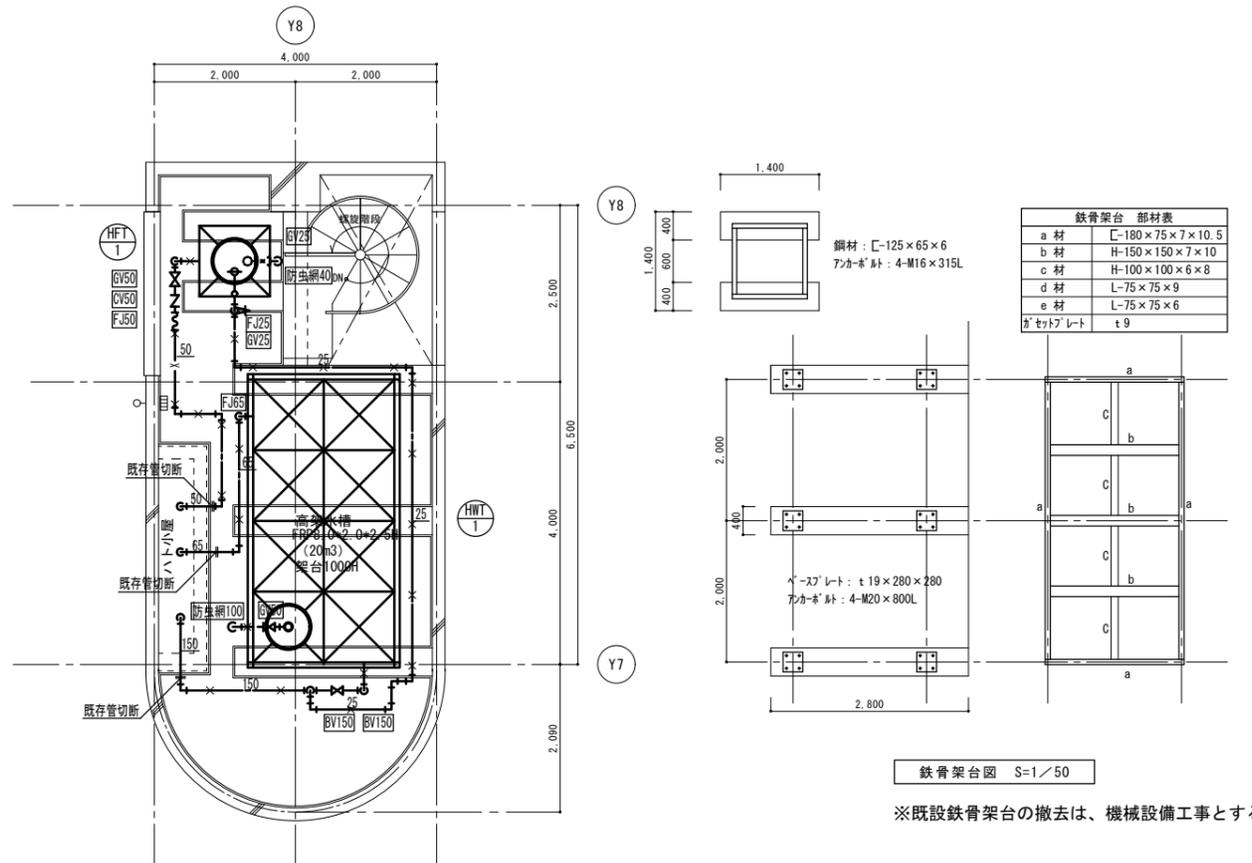
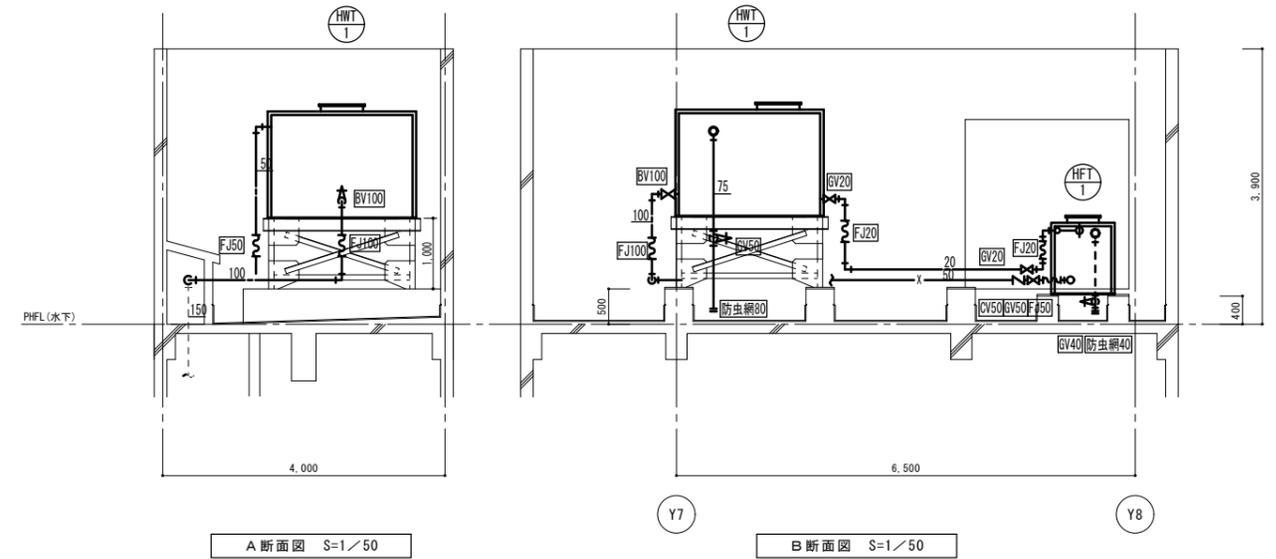
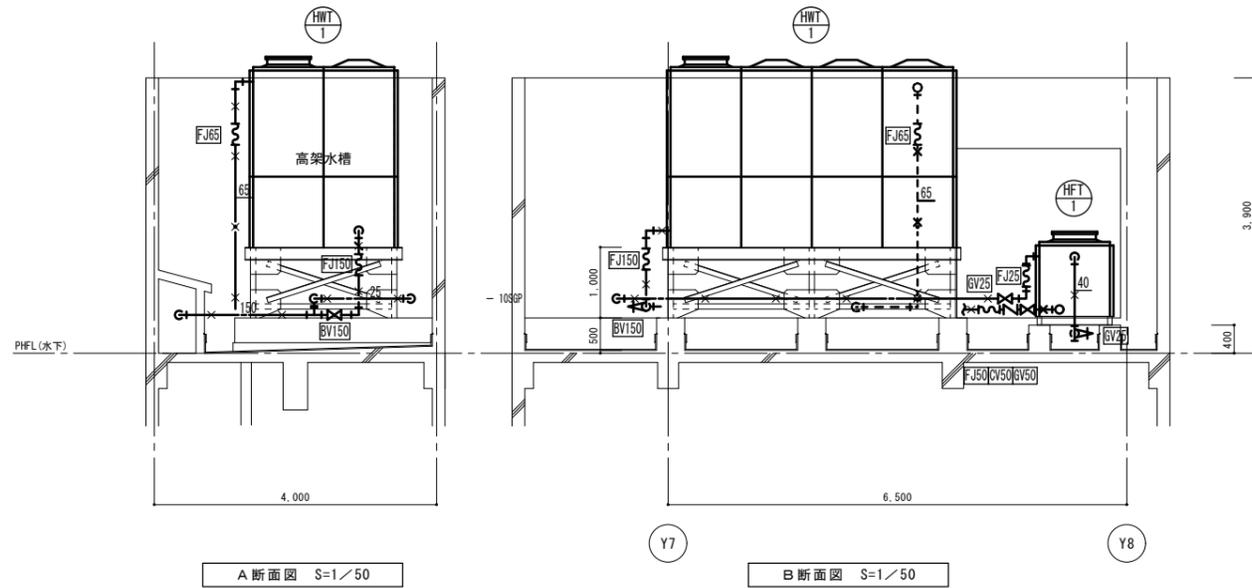
- △ : 姿見 (全身鏡) 新設を表す。(機械設備工事)

記号	名称	施工区分	仕様
---x---	給水管	架空	水道用塩ビライニング鋼管
---o---	揚水管	架空	水道用塩ビライニング鋼管
---o---	排水管	架空	塩化ビニル管
---x---	消火栓管	架空	配管用炭素鋼鋼管

※高架水槽・消火栓補給水槽注記
 1. 高架水槽及び鉄骨架台・消火栓補給水槽を撤去し処分する。
 2. 水槽回り配管（保温共）の図示配管を撤去する。
 3. 水槽の基礎は再使用する。

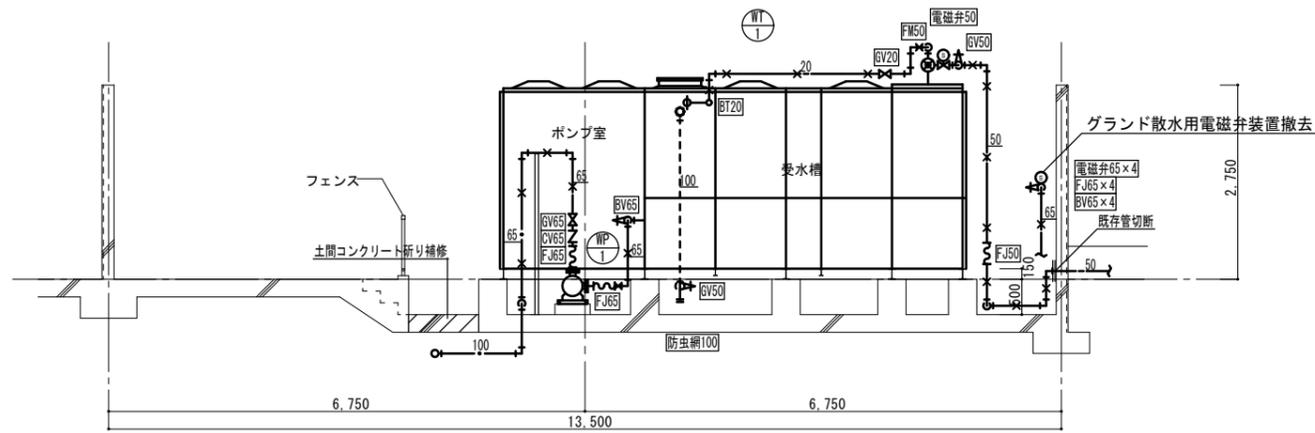
記号	名称	施工区分	仕様
---o---	給水管	架空	耐衝撃性硬質塩ビ管 (HIVP)
---o---	揚水管	架空	耐衝撃性硬質塩ビ管 (HIVP)
---o---	排水管	架空	硬質塩化ビニル管 (VP)
---x---	消火栓管	架空	配管用炭素鋼鋼管
---	既存管		

※高架水槽・消火栓補給水槽注記
 1. 高架水槽及び鉄骨架台・消火栓補給水槽を新設する。
 2. 水槽回り配管（保温共）の図示配管を新設する。
 3. 水槽の基礎は再使用する。

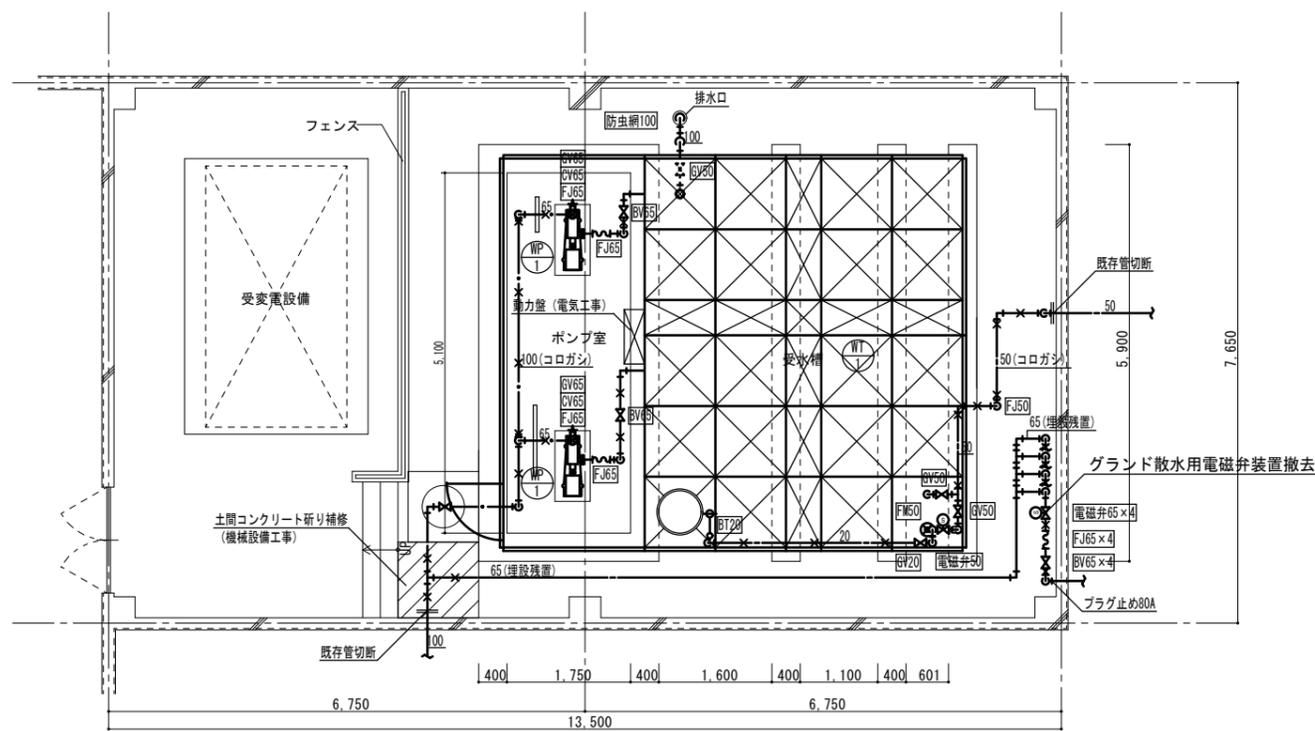


記号	名称	施工区分	仕様
---x---	給水管	機械室・架空	水道用塩ビライニング鋼管
---x---	揚水管	地中埋設	水道用塩ビライニング鋼管
---o---	排水管	機械室・架空	塩化ビニル管

- ※受水槽・ポンプ室注記
1. 受水槽及び揚水ポンプを撤去し処分する。
 2. 水槽及びポンプ回り配管（保温共）の図示配管を撤去する。
 3. 水槽及びポンプの基礎は再使用する。



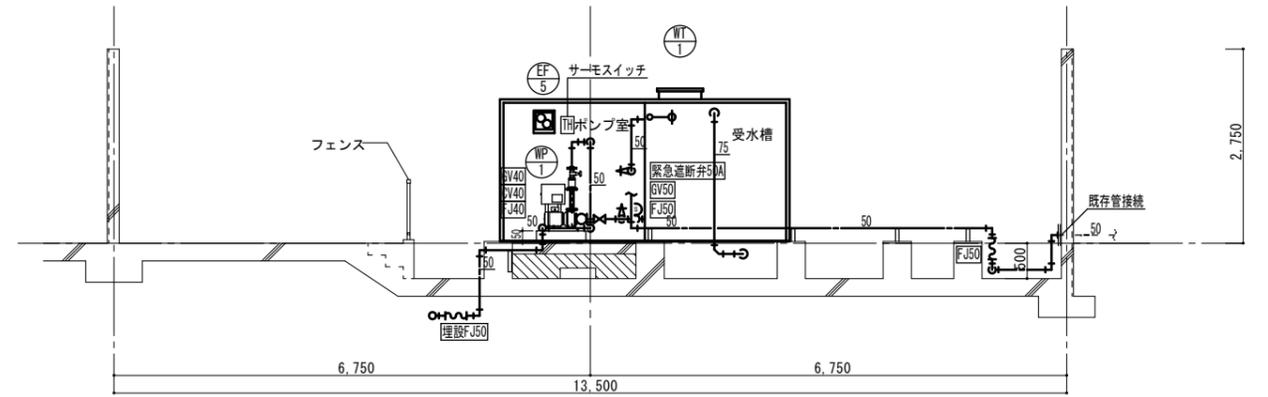
断面図 S=1/50



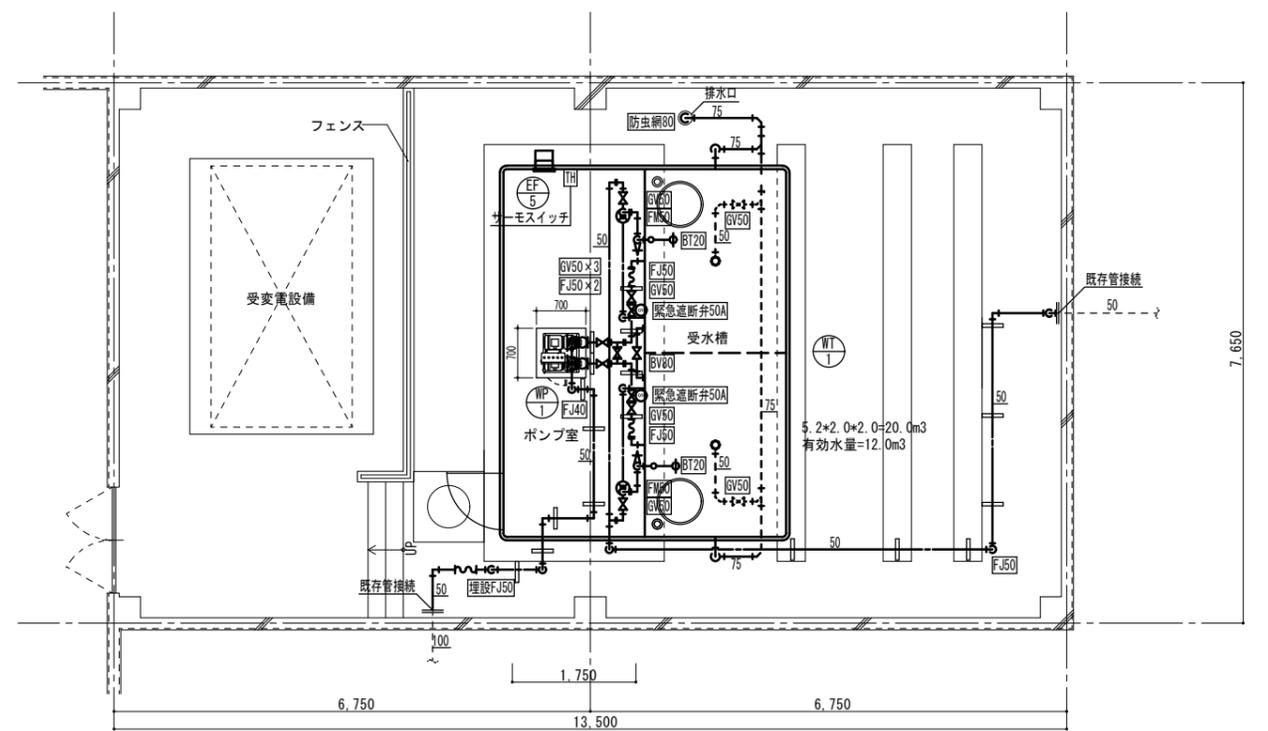
平面図 S=1/50

記号	名称	施工区分	仕様
---	給水管	機械室・架空	耐衝撃性硬質塩ビ管 (HIVP)
---	揚水管	地中埋設	耐衝撃性硬質塩ビ管 (HIVP)
---	排水管	架空	硬質塩ビ強化ビニル管 (VP)
---	既存管		

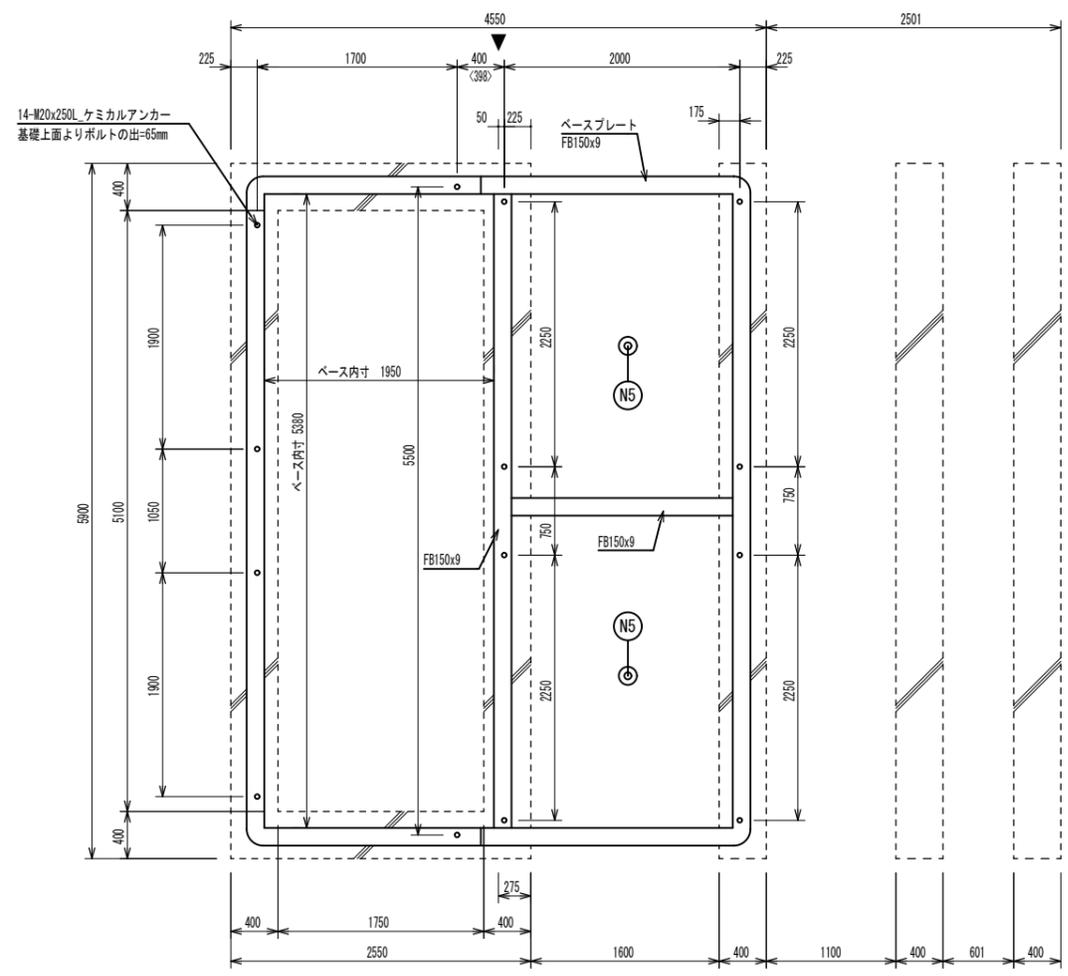
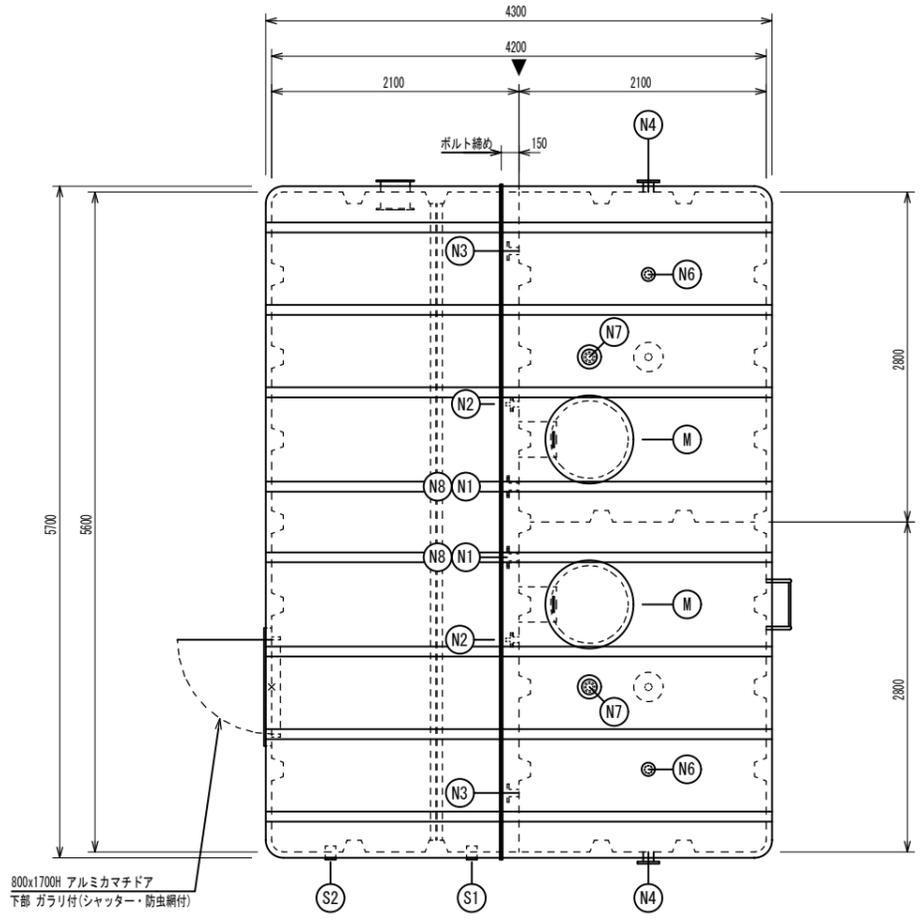
- ※受水槽・ポンプ室注記
1. 受水槽及び揚水ポンプを新設する。
 2. 水槽及びポンプ回り配管（保温共）を新設する。
 3. 水槽及びポンプの基礎は再使用する。
 4. 換気扇及びカバー、サーモスイッチを新設する。



断面図 S=1/50



平面図 S=1/50



アンカーボルト位置図

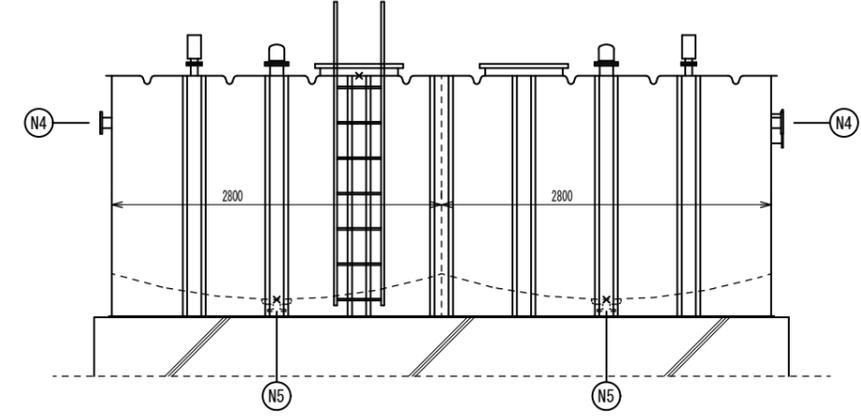
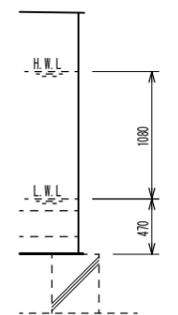
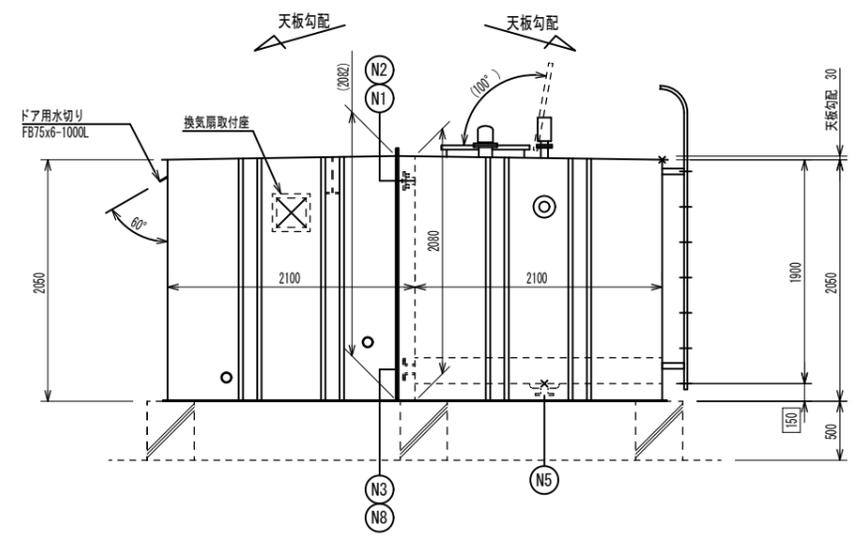
(既設基礎使用)
 <>内寸法は缶体製作用とする
 ※基礎寸法は、製作時実測のこと

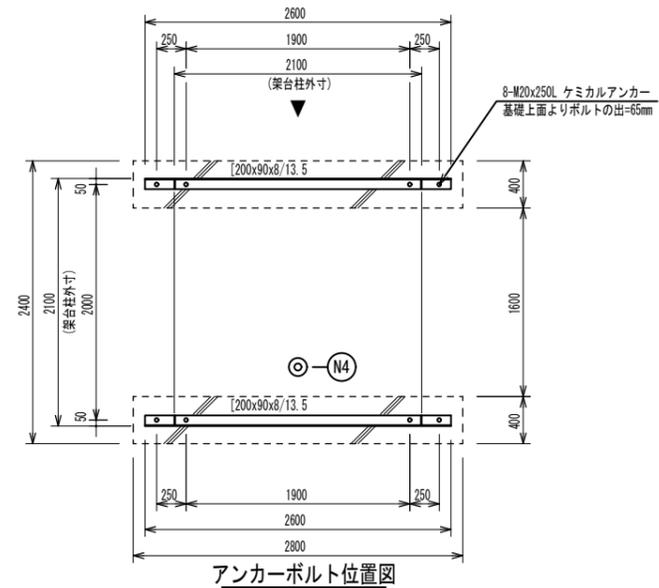
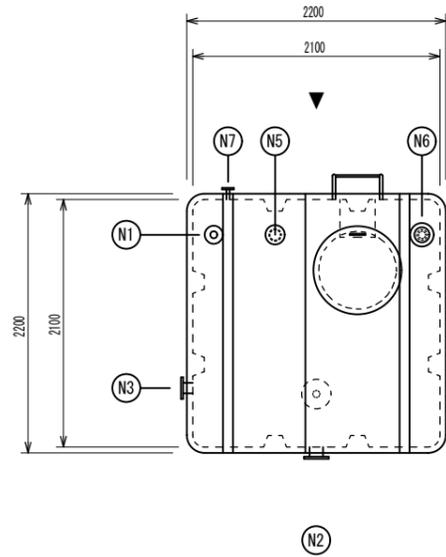
ノズル表						
符号	名称	呼称	管	材	継手	備考
N-1	給水口	50A	2	SGP	JIS10KF	防波筒付 (PVC)
N-2	給水口	50A	2	SGP	JIS10KF	ボルトタップ
N-3	揚水口	50A	2	SGP	JIS10KF	
N-4	溢水口	80A	2	SGP	JIS10KF	
N-5	排水口	50A	2	SGP	JIS10KF	
N-6	通気口	50A	2	SGP	JIS5KF	防虫網付 (PVC)
N-7	電極座	50A	2	PVC	パテ	防錆・カバー (PVC)
N-8	連通口	80A	2	SGP	JIS10KF	
S-1	スリーブ	80A	1	SGP	-	一次側用 (50A)
S-2	スリーブ	80A	1	SGP	-	二次側用 (50A)
M	マンホール	φ650	2	SS400	-	覆付カバー

Mマンホールは内蓋付とする(合成樹脂製)
 外面のフランジ材質はSS400とする

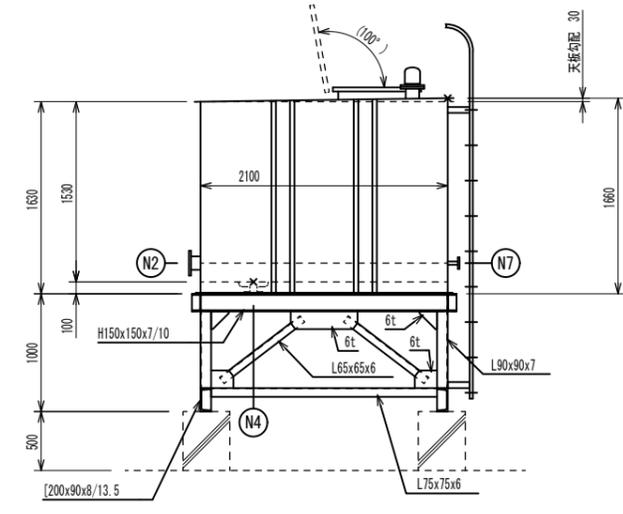
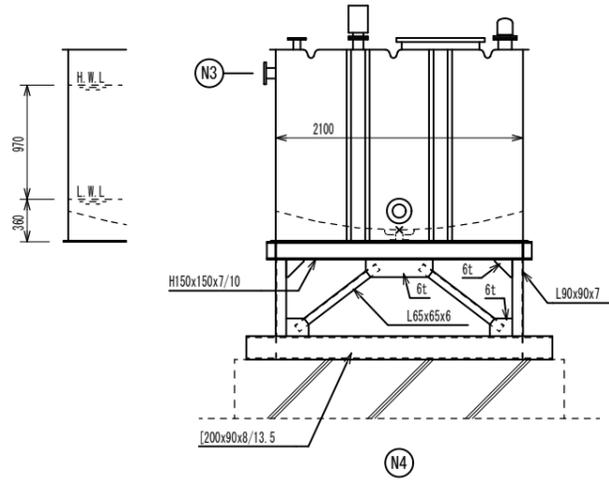
槽		国土交通省告示構造基準適合品		
仕	材質	鋼板製一体型水槽		
	容量	呼称=	有効=1.2m ³	
	板厚	天=4.5mm側=4.5mm底=6.0mm		
様	製品質量	水槽=3120kg	ポンプ室=1680kg	
		合計=4800kg		
防	材質	厚生労働省告示基準 適合エポキシ樹脂		
	内面施工	加熱硬化型エポキシライニング		
	外	NE-204	厚サ=0.4mm以上	
		NE-204	厚サ=0.2mm以上	
仕	ポンプ室内施工	加熱硬化型エポキシコーティング		
	施工法	無溶剤型ホットエアレススプレー		
外	装	指定色		
設	計	KH=1.5 KV=0.75		
内	梯	合成樹脂製		
外	梯	SGPの上溶融亜鉛メッキ仕上 (HDZT49)		
結	露	防止		
		ポンプ室内水槽面のみウレタン吹付10mm施工		
ボ	水	槽	気相部	合成樹脂製保護ボルト・ナット
		液相部	SUS304	
	水	槽	電極座及び通気口	硬質塩化ビニル
		外	マンホール	SUS304
		アンカーボルト・ナット	SUS304	
		その他の部分	SS鋼材/溶融亜鉛メッキ (HDZ49)	

付属品
 緊急遮断弁 50A JIS10K (パタフライ弁) 2ヶ
 緊急遮断弁制御盤 (バッテリー・警報ランプ付) 1ヶ





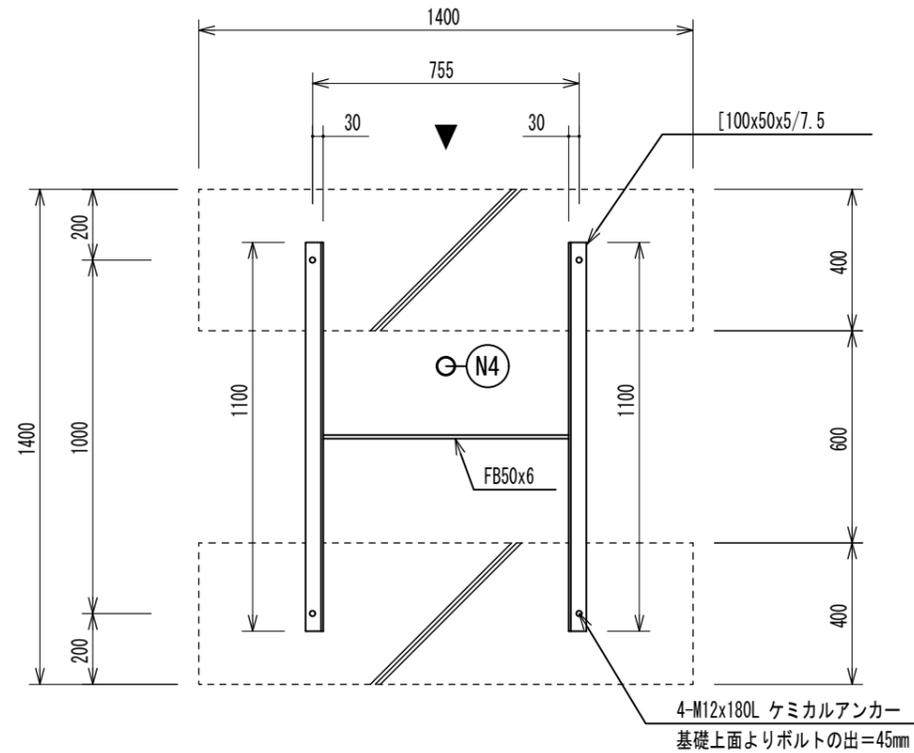
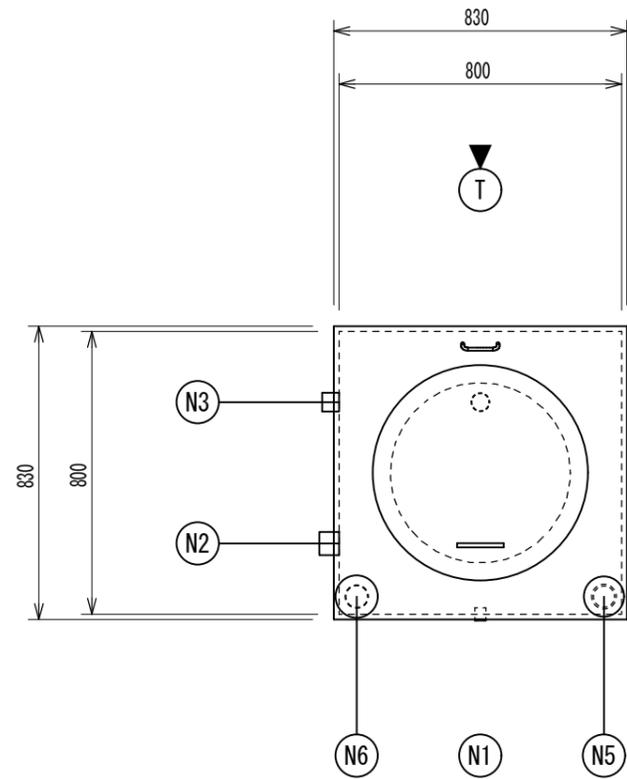
アンカーボルト位置図
(既設基礎使用)
※ 基礎寸法は、製作時実測のこと



ノズル表						
符号	名称	呼数	管材	継手	備考	
N-1	揚水口	50A	1	SGP	JIS10KF	
N-2	給水口	100A	1	SGP	JIS10KF	
N-3	溢水口	80A	1	SGP	JIS10KF	
N-4	排水口	50A	1	SGP	JIS10KF	
N-5	通気口	80A	1	SGP	JIS5KF	防虫網付 (PVC)
N-6	電極座	50A 100A	1	PVC SGP	JIS5KF	防虫網・カバー付 (PVC)
N-7	補給水口	20A	1	SUS304	JIS10KF	
M	マンホール	φ650	1	SS400	-	鍵付カバー

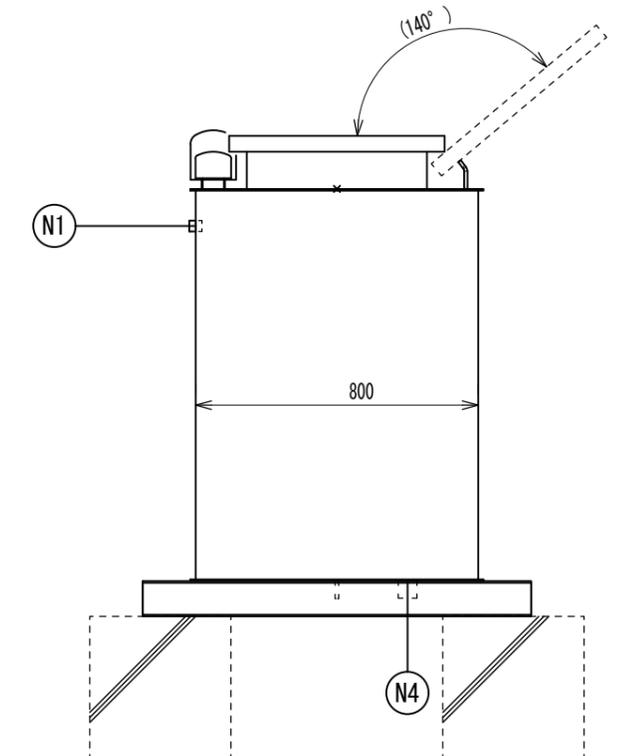
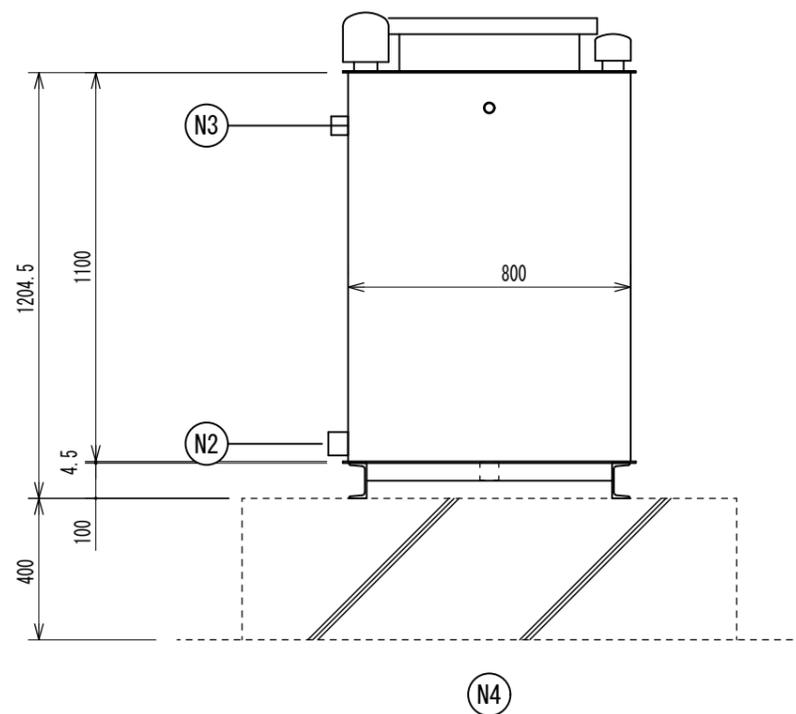
Mマンホールは内蓋付とする(合成樹脂製)
外面のフランジ材質はSS400とする

槽		国土交通省告示構造基準適合品	
の	材質	鋼板製一体型水槽	
仕	容量	呼称=	有効=4m ³
様	板厚	天=4.5mm側=4.5mm底=4.5mm	
	(JIS規格品使用)		
	製品質量	水槽=1150kg	架台=650kg
防	材質	厚生労働省告示基準 適合エポキシ樹脂	
食	内面施工	加熱硬化型エポキシライニング	
		NE-204	厚サ=0.4mm以上
仕	外面施工	加熱硬化型エポキシライニング	
		NE-204	厚サ=0.2mm以上
様	施工法	無溶剤型ホットエアレスプレー	
外	装色	指定色	
設	計震度	KH=2.0	KV=1.0
内	梯子	合成樹脂製	
外	梯子	SGPの上溶融亜鉛メッキ仕上 (HDZT49)	
架	台施工	SS400の上溶融亜鉛メッキ仕上 (HDZT49)	
ボルト・ナット	水槽内部	気相部	合成樹脂製保護ボルト・ナット
	液相部		SUS304
	水槽外部	電極座及び通気口	硬質塩化ビニル
		マンホール	SUS304
	アンカーボルト・ナット	SUS304	
	その他の部分	(鋼材) 溶融亜鉛メッキ (HDZT49)	



アンカーボルト位置図
(既設基礎使用) ※ 基礎寸法は、製作時実測のこと

ノズル表						
符号	名称	呼称	数	管材	継手	備考
N-1	給水口	20A	1	SUS304	ソケット	ポールタップ
N-2	補給水口	50A	1	SUS304	ソケット	
N-3	溢水口	40A	1	SUS304	ソケット	
N-4	排水口	40A	1	SUS304	ソケット	
N-5	通気口	50A	1	SUS304	ニップル	防虫網付 (PVC)
N-6	電極座	50A	1	SUS304	ソケット	カバー付 (PVC)
T	点検口	φ500	1	SS400	-	鍍付カバー



槽の様	鋼板製消火栓補給水槽		
	材質	SS400	
容量	呼称=	有効=0.5m³	
板厚 (JIS規格品使用)	天=4.5mm側=4.5mm底=4.5mm		
製品質量	265kg		
防食仕様	材質	厚生労働省告示基準 適合エポキシ樹脂	
	内面施工	加熱硬化型エポキシライニング NE-204 厚サ=0.4mm以上	
	外面施工	加熱硬化型エポキシライニング NE-204 厚サ=0.2mm以上	
	施工法	無溶剤型ホットエアースプレー	
外装色	指定色		
設計震度	KH=2.0 KV=1.0		
外部のボルト・ナット	点検口	SUS304	
	アンカーボルト・ナット	SUS304	
	その他の部分	(SS鋼材) 溶融亜鉛メッキ (HDZT49)	